

令和5年度中小企業等環境問題対策調査 容器包装リサイクル推進調査

(容器包装廃棄物使用合理化調査、
再商品化義務履行状況調査及び
容器包装リサイクル関連調査)

報告書

令和6年3月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

目次

1. 調査の背景及び目的	1
2. 調査の概要	1
2.1 容器包装廃棄物使用合理化調査	1
2.2 再商品化義務履行状況調査	1
2.3 容器包装リサイクル法関連調査	1
2.4 有識者会議等運営支援	2
3. 調査結果	3
3.1 容器包装廃棄物使用合理化調査	3
3.1.1 定期報告整理台帳の作成	3
3.1.2 容器包装使用量分析	3
3.1.3 種類別のプラスチック製買物袋	25
3.1.4 まとめ	28
3.1.5 定期報告に関する効果的・効率的集計のための方策	29
3.2 再商品化義務履行状況調査	30
3.2.1 アンケート実施期間	30
3.2.2 アンケート回収数	30
3.2.3 電話による調査票受領確認及び回答依頼結果	30
3.2.4 回答結果	31
3.2.5 アンケート実施上の課題と事業者の適切な再商品化義務履行に向けた課題	32
3.3 容器包装リサイクル法関連調査	34
3.3.1 容器包装リサイクル制度の施行状況等についてのアップデート等	34
3.3.2 「容器包装リサイクル制度の評価・検討に関する報告書」の検証	35
3.4 有識者会議等運営支援	37
3.4.1 日時、場所	37
3.4.2 出席者	37
3.4.3 議題	38
3.4.4 議事概要	38
参考資料 1 再商品化義務履行状況調査に関するアンケート調査票	39
参考資料 2 容器包装リサイクル制度の施行状況等についてのアップデート結果	41
参考資料 3 H28 報告書のフォローアップ結果（一覧表）	58
参考資料 4 H28 報告書のフォローアップ結果（参考資料）	95

1. 調査の背景及び目的

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）に関して、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合における検討を経て、平成28年5月に容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書が取りまとめられた。同報告書を踏まえ、本事業では、容器包装廃棄物の使用合理化調査をはじめ、再商品化義務履行状況調査及び容器包装リサイクル関連調査を行い、容器包装リサイクル法の効率的な運用や改善に資する視座を得ることを目的とする。

具体的に、容器包装廃棄物の使用合理化調査では、容器包装利用事業者の業種別、売上高別等と容器包装に用いられる素材及び量等との関係を調査し、容器包装の現状把握に結びつける。再商品化義務履行状況調査では、経済産業省が選定する再商品化義務履行が必要と考えられる事業者に対しアンケートを行い、当該事業者の再商品化義務履行の必要性等を調査する。容器包装リサイクル関連調査では、容器包装リサイクル制度の施行状況等を把握するため、令和4年度委託調査（容器包装リサイクル推進調査＜容器包装廃棄物使用合理化調査、容器包装リサイクル関連調査及び容器包装利用・製造等実態把握可能性調査＞）の結果（契約締結後別途提供）をもとに、容器包装リサイクル制度の施行状況等についてのアップデートを行う。また、現在の容器包装リサイクル制度の課題の抽出を行う。

2. 調査の概要

2.1 容器包装廃棄物使用合理化調査

令和5年度に提出された容器包装リサイクル法に基づく定期報告の受付、審査、督促、情報の集計表への入力及び集計を行った。入力に当たっては過年度データとの隔たりについても確認を行い、容器包装の使用量、原単位の推移、5年平均原単位変化率、取組事項等、事業者全体の傾向について分析を行った。なお、前年度調査と明確な差異が確認された等の事業者にはヒアリング調査等を行った。

2.2 再商品化義務履行状況調査

再商品化義務履行が必要と考えられる100事業者程度に対して、特定事業者の要件への該当性を確認するためアンケート調査を実施した。特定事業者の該当性を確認するため、容器包装の利用状況や事業規模等を確認するアンケート調査票を作成し、再商品化義務履行が必要と考えられる事業者を対象に、調査票及びパンフレット等を郵送し、回答も郵送で返送する方法で行った。なお、アンケート未回答者に対しては電話等により少なくとも2回にわたって、調査協力の依頼・督促を行い、結果を一覧表に整理し、目標回収率である40%を確保した。

2.3 容器包装リサイクル法関連調査

令和4年度委託調査の結果をもとに容器包装リサイクル制度の施行状況等についてのアップデート等を行った。また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行状況の影響や平成

28年5月に取りまとめられた「容器包装リサイクル制度の評価・検討に関する報告書」などを踏まえ、容器包装リサイクル制度の効率的な運用や改善に資する情報等を整理し、現在の容器包装リサイクル制度に係る課題の抽出を行った。これらの分析時には必要に応じて、関係団体等（公益財団法人、省庁）にヒアリングを実施した。

2.4 有識者会議等運営支援

令和4年度9月26日に開催された「第1回 産業構造審議会 産業技術環境分科会 資源循環経済小委員会 容器包装リサイクルワーキンググループ」について、議事録作成や委員からの質問に対する回答の検討等の会議運営支援を実施した。

3. 調査結果

3.1 容器包装廃棄物使用合理化調査

容器包装リサイクル法第7条の6に基づき、容器包装多量利用事業者より提出のあった定期報告の記載内容（容器包装を用いた量や容器包装の使用合理化のために実施した取組等）を集約し、事業者全体の傾向について整理分析を行った。

3.1.1 定期報告整理台帳の作成

定期報告書は、提出された年度ごとに、定期報告書に記載されているすべての情報を入力した「定期報告整理台帳」を作成しなければならない（事業者からの修正連絡や疑義照会において修正が発生した場合は、適宜修正を行うが、基本的には定期報告書に記載されたとおりに入力するものである）。このため、令和5年度に事業者が提出した定期報告書のデータを、「定期報告整理台帳」に入力し、令和5年度分の定期報告整理台帳を作成した。

データを入力する際には、過去の個社のデータと令和5年度提出分のデータの紐付けを行い、個社ごとに過年度データと比較を行うことができるようにした。

さらに、定期報告書に記載されている過年度データと今年度入力したデータとの照合を行い、過年度と比較して数値に大きな変動があった場合等、確認すべき事業者データを抽出し、適宜データの修正等を実施した。

3.1.2 容器包装使用量分析

3.1.1 で作成した定期報告整理台帳をもとに、容器包装の使用量や原単位の推移、5年平均原単位変化率、取組事項等、事業者全体の傾向について分析を行った。

(1) 定期報告における提出状況

H23年度報告（H22実績）からR5年度報告（R4実績）において、定期報告を提出した全事業者の業種割合は、図1及び表1の通りである。

経年的に見ると飲食料品小売業が全体の60%程度、各種商品小売業は30%程度で推移しているものの、R4実績では飲食料品小売業が70%程度、各種商品小売業が20%程度を占めていた。

直近のR5年度報告（R4実績）においては、提出事業者数が611であった。（表1）

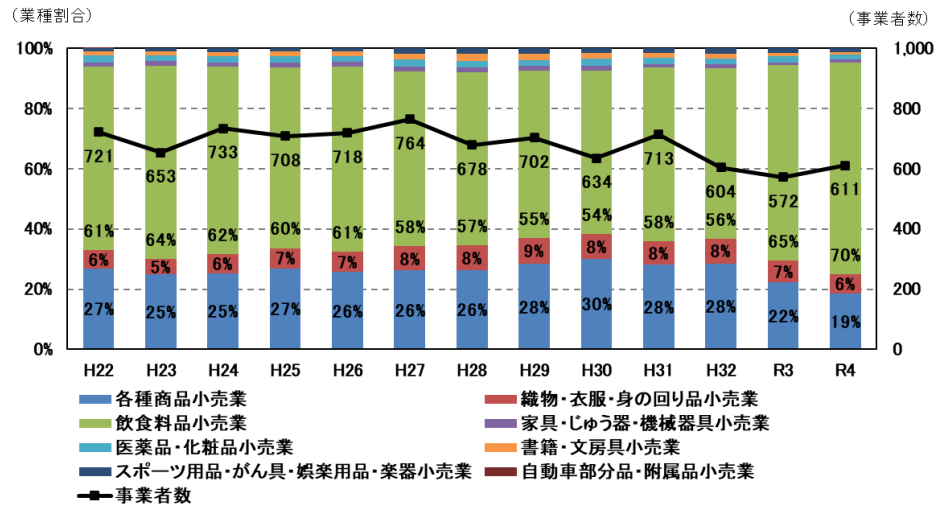


図 1 提出事業者数の推移と内訳 (H22～R4 実績)

表 1 提出事業者数の推移とその内訳 (H22～R4 実績)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
各種商品小売業	193	163	185	190	184	200	178	199	190	201	172	127	114
織物・衣服・身の回り品小売業	44	33	47	48	48	61	56	61	53	54	50	42	38
飲食料品小売業	439	419	456	425	441	444	389	389	344	411	341	371	430
家具・じゅう器・機械器具小売業	9	9	10	11	11	12	11	11	10	9	9	4	6
医薬品・化粧品小売業	19	12	15	15	14	17	15	14	14	14	11	13	9
書籍・文房具小売業	8	9	10	10	11	16	16	15	13	13	10	6	5
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	8	8	10	9	9	14	13	13	10	11	11	9	9
自動車部分品・附属品小売業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業者数	721	653	733	708	718	764	678	702	634	713	604	572	611

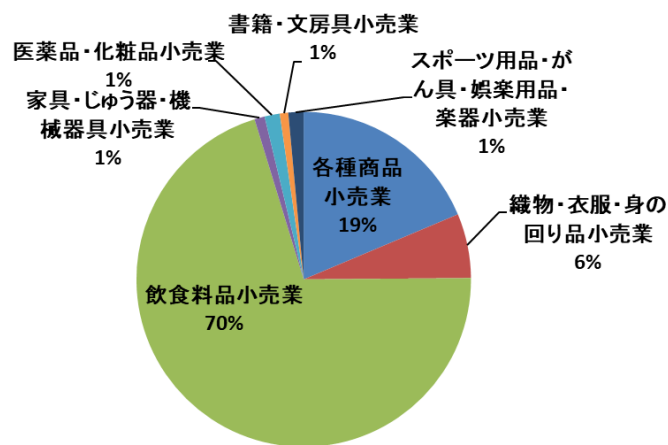


図 2 提出事業者数の業種別内訳 (R4 実績) (N=611)

(2) 容器包装使用量の推移

① 提出全事業者

容器包装の使用量の推移は図 3 及び図 4 に示すとおりである。

容器包装全体で見ると、図 3 のとおり H29 年度報告（H28 実績）までは 40 万トン以下であったが、H30 年度報告（H29 実績）に大きく増加し、その後も増減を繰り返し R5 年度報告（R4 実績）では約 54 万トンとなった。

事業者あたりの容器包装使用量の推移は図 4 のとおり、H29 年度報告（H28 実績）まで約 500 トンで推移したが、H30 年度報告（H29 実績）より大きく増加し、R5 年度報告（R4 実績）では最も多く約 885 トンとなった。

容器包装使用量が H30 年度報告（H29 実績）以降、40 万トンを超えている原因は、H30 年度報告（H29 実績）から報告を行っている通信販売事業者 1 社と家具・じゅう器・機械器具小売業 1 社及び H30 年度報告（H29 実績）から使用量が大幅に増加した飲食料品小売業 1 社の影響が大きいと考える。さらに、R5 年度報告（R4 実績）で事業者あたりの容器包装使用量が増加した要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により、テイクアウトの増加や衛生面の観点等からバラ売りを廃止し個包装が増加したことが一因と考えられる。

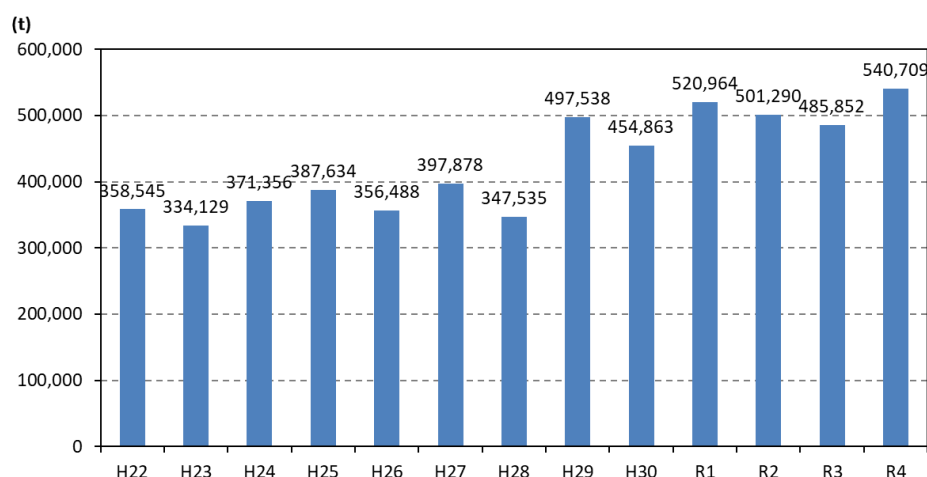


図 3 容器包装を用いた量の推移（H22～R4 実績）【提出全事業者】

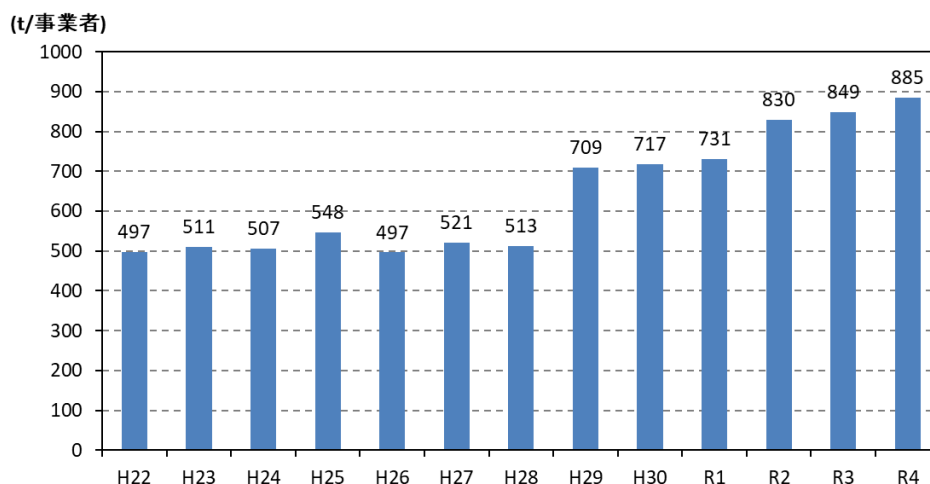


図 4 事業者あたりの容器包装を用いた量の推移 (H22～R4 実績) 【提出全事業者】

次に、業種別の使用量の推移について、容器包装使用量全体に占める各業種の変化率をみるため、報告された容器包装使用量の総量の前年度増減分に占める業種別の容器包装を用いた量の前年度からの増減分の割合を当該業種の寄与度として分解（寄与度分解）を行った。（図 5）

H23 年度報告（H22 実績）から増減を繰り返し、R5 年度報告（R4 実績）では前年度比＋11.3%となった。業種別では「飲食料品小売業」が＋8.9%、「各種商品小売業」が＋4.1%と増加に寄与した。

飲食料品小売業が増加した要因は、新型コロナウイルス感染症の影響による消費者の経済活動の低下からは回復しつつもテイクアウトや個包装等の需要が続いていることが一因と考えられる。各種商品小売業が増加した要因は、容器包装使用量の多い事業者における前年度比使用量が大幅に増加し 1 社の容器包装使用量が前年度比で 3 倍以上となり、各種商品小売業の 2 割を占める使用量となったことが一因と考えられる。

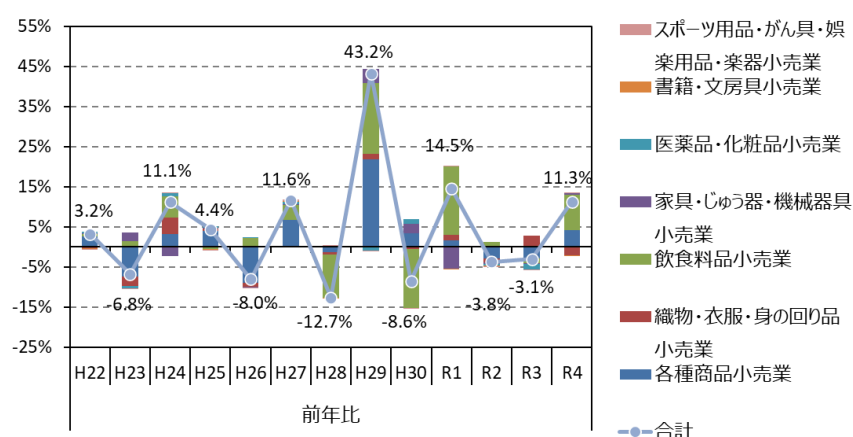


図 5 業種別容器包装を用いた量の推移（寄与度分解）(H22～R4 実績) 【提出全事業者】

表 2 業種別容器包装を用いた量の推移（寄与度分解）（H22～R4 実績）【提出全事業者】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
各種商品小売業	2.6%	-7.4%	3.2%	3.9%	-8.9%	6.7%	-1.4%	21.9%	3.3%	1.6%	-2.9%	-2.8%	4.1%
繊維・衣服・身の回り品小売業	-0.4%	-2.2%	4.1%	0.6%	-1.1%	-0.1%	-0.6%	1.3%	-0.6%	1.3%	-1.0%	2.7%	-2.1%
飲食料品小売業	0.5%	1.4%	5.2%	-0.7%	2.2%	3.7%	-10.7%	17.5%	-14.7%	17.0%	1.2%	-1.3%	8.9%
家具・じゅう器・機械器具小売業	0.3%	2.2%	-2.3%	0.2%	-0.1%	0.2%	0.0%	3.5%	2.5%	-5.4%	-0.3%	-0.2%	0.3%
医薬品・化粧品小売業	0.3%	-0.6%	0.8%	0.3%	0.1%	0.6%	0.2%	-0.9%	1.1%	-0.1%	-0.5%	-1.4%	0.1%
書籍・文房具小売業	0.0%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.3%	0.1%	-0.1%	-0.2%	0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%
合計	3.2%	-6.8%	11.1%	4.4%	-8.0%	11.6%	-12.7%	43.2%	-8.6%	14.5%	-3.8%	-3.1%	11.3%

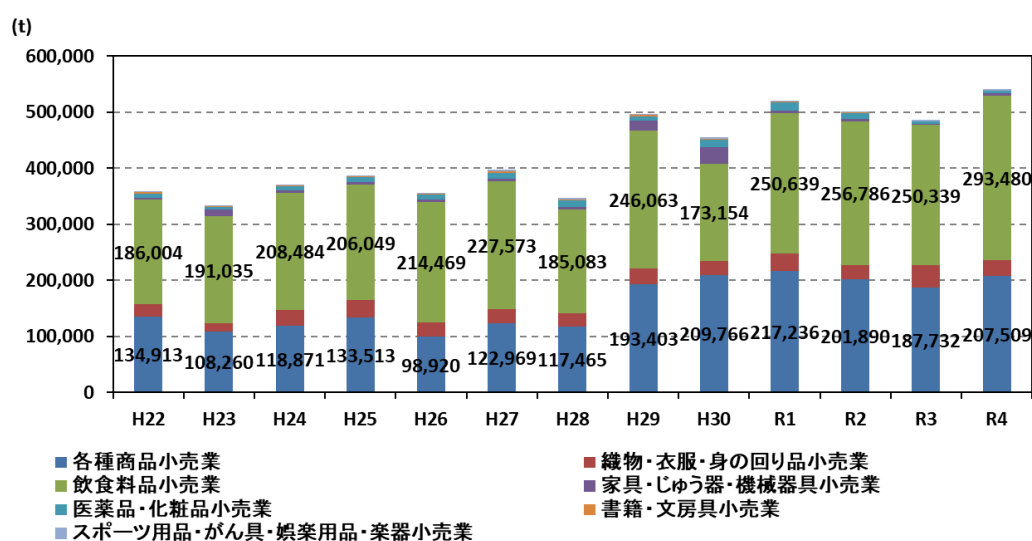


図 6 業種別容器包装を用いた量の推移【提出全事業者】

表 3 業種別容器包装を用いた量の推移と提出事業者数（H22～R4 実績）【提出全事業者】

単位：提出事業者は（社）、それ以外は（t）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	R3	R4
N（提出事業者数）	721	654	733	708	718	764	678	702	634	713	604	572	611
各種商品小売業	134,913	108,260	118,871	133,513	98,920	122,969	117,465	193,403	209,766	217,236	201,890	187,732	207,509
繊維・衣服・身の回り品小売業	22,827	14,789	28,523	30,728	26,343	25,828	23,397	27,981	24,883	30,572	25,426	38,971	28,763
飲食料品小売業	186,004	191,035	208,484	206,049	214,469	227,573	185,083	246,063	173,154	250,639	256,786	250,339	293,480
家具・じゅう器・機械器具小売業	3,954	11,785	4,035	4,908	4,357	4,985	4,807	17,099	29,546	4,853	3,207	2,182	3,818
医薬品・化粧品小売業	6,750	4,543	7,214	8,340	8,706	10,710	11,488	8,386	13,838	13,565	10,848	3,681	4,185
書籍・文房具小売業	2,515	2,217	2,373	2,281	2,195	3,096	2,142	1,912	1,743	1,582	904	900	409
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	1,583	1,500	1,856	1,815	1,497	2,716	3,152	2,694	1,933	2,516	2,230	2,048	2,544
総量	358,545	334,129	371,356	387,634	356,488	397,878	347,535	497,538	454,863	520,964	501,290	485,852	540,709

注）業種別容器包装使用量の合計値と総量は誤差が生じる場合がある（事業者毎の容器包装別の合算値≒合計量であるため（四捨五入等の影響））。

次に、容器包装別の使用量推移について、容器包装使用量全体に占める各容器包装の変化率をみるため、報告された容器包装使用量の総量の前年度増減分に占める業種別の容器包装を用いた量の前年度からの増減分の割合を当該業種の寄与度として分解（寄与度分解）を行った。（図 7）

素材別容器包装使用量全体としての推移は図 4 と同様、H23 年度報告（H22 実績）から増減を繰り返し、R5 年度報告（R4 実績）では 11.3%増加した。内訳はプラスチック製容器包装（袋を除く）の+9.8%が増加に大きく寄与した。この要因も業種別容器包装使用量の推移と同様、新型コロナウイルス感染症の影響による消費者の経済活動の低下からの回復によるものと、テイクアウトに加え、総菜、ベーカリー、調剤などで個包装等の需要が続いていることが増加要因と推察する。

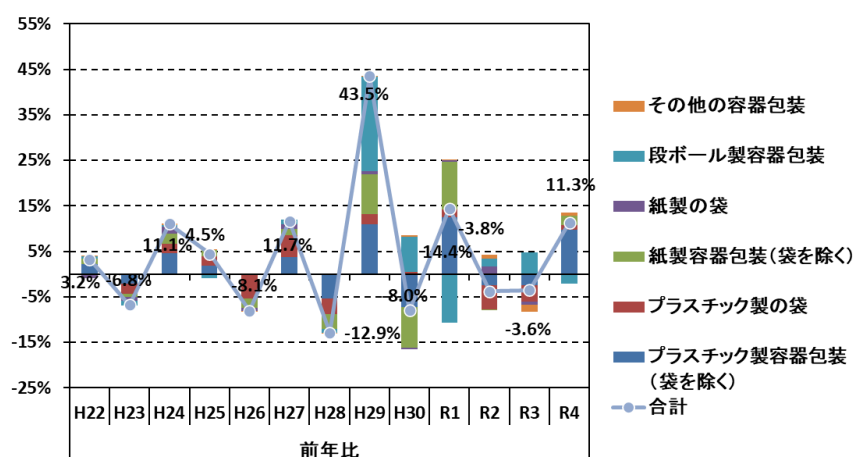


図 7 素材別容器包装を用いた量の推移（寄与度分解）（H22～R4 実績）【提出全事業者】

表 4 素材別容器包装を用いた量の推移（寄与度分解）（H22～R4 実績）【提出全事業者】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	R3	R4
プラスチック製容器包装（袋を除く）	2.1%	-2.0%	4.5%	1.8%	-0.2%	3.8%	-5.4%	11.0%	-7.3%	12.5%	-2.5%	-2.4%	9.8%
プラスチック製の袋	-0.3%	-2.3%	2.0%	2.0%	-5.2%	4.8%	-3.4%	2.2%	0.5%	1.7%	-5.3%	-3.6%	1.1%
紙製容器包装（袋を除く）	1.3%	-0.7%	2.4%	1.4%	-2.0%	1.4%	-3.2%	8.8%	-8.9%	10.4%	-0.2%	0.2%	2.1%
紙製の袋	-0.6%	-0.9%	1.5%	-0.1%	-0.8%	0.9%	0.0%	0.6%	-0.4%	0.4%	1.6%	-0.6%	-0.3%
段ボール製容器包装	0.4%	-1.1%	0.3%	-0.8%	0.2%	1.1%	-0.8%	20.8%	7.6%	-10.7%	1.7%	4.6%	-1.9%
その他の容器包装	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	-0.1%	-0.3%	0.0%	0.1%	0.4%	0.1%	0.9%	-1.6%	0.6%
合計	3.2%	-6.8%	11.1%	4.5%	-8.1%	11.7%	-12.9%	43.5%	-8.0%	14.4%	-3.8%	-3.6%	11.3%

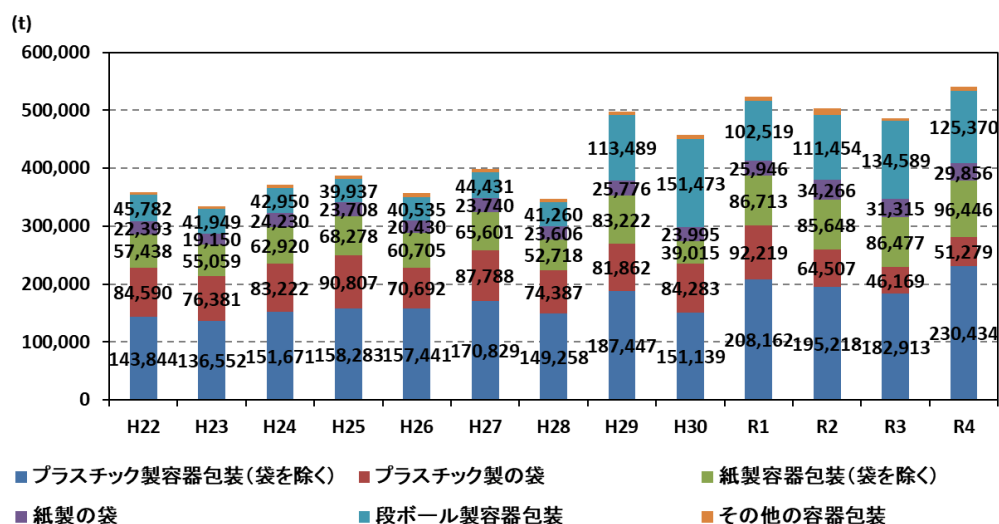


図 8 素材別容器包装を用いた量の推移 (H22～R4 実績) 【提出全事業者】

表 5 素材別容器包装を用いた量の推移と事業者数 (H22～R4 実績) 【提出全事業者】

単位：提出事業者は（社）、それ以外は（t）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	R3	R4
N（提出事業者数）	721	654	733	708	718	764	678	702	634	713	604	572	611
プラスチック製容器包装（袋を除く）	143,844	136,552	151,671	158,283	157,441	170,829	149,258	187,447	151,139	208,162	195,218	182,913	230,434
プラスチック製の袋	84,590	76,381	83,222	90,807	70,692	87,788	74,387	81,862	84,283	92,219	64,507	46,169	51,279
紙製容器包装（袋を除く）	57,438	55,059	62,920	68,278	60,705	65,601	52,718	83,222	39,015	86,713	85,648	86,477	96,446
紙製の袋	22,393	19,150	24,230	23,708	20,430	23,740	23,606	25,776	23,995	25,946	34,266	31,315	29,856
段ボール製容器包装	45,782	41,949	42,950	39,937	40,535	44,431	41,260	113,489	151,473	102,519	111,454	134,589	125,370
その他の容器包装	4,532	5,080	6,213	6,802	6,602	5,581	5,533	5,825	7,942	8,194	12,680	4,389	7,325
総量	358,578	334,171	371,206	387,816	356,406	397,970	346,761	497,620	457,847	523,753	503,772	485,852	540,709

注）業種別容器包装使用量の合計値と総量は誤差が生じる場合がある（事業者毎の容器包装別の合算値≠合計量であるため（四捨五入等の影響））。

② 連続提出事業者

13 年連続提出事業者で継続比較が可能な 207 業者の、業種割合は図 9 に示すとおりである。直近の R5 年度報告（R4 実績）では、全提出事業者の傾向と同様、飲食料品小売業が 59%と最も高く、次いで各種商品小売業が 30%、織物・衣服・身の回り品小売業が 6%であった。

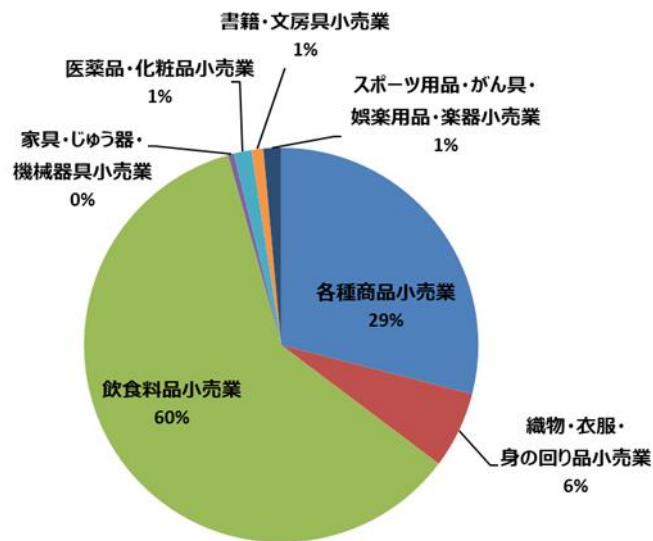


図 9 提出事業者の業種別内訳 (R4 実績) (N=207)

容器包装の使用量の推移は図 10 に示すとおりである。

容器包装全体でみると、H23 年度報告 (H22 実績) 以降緩やかに増減を繰り返しており、R5 年度報告 (R4 実績) は R4 年度報告 (R3 実績) よりも 1.4 万トン減少した。最も減少量が多い事業者をみると、R4 年度から自社 PB 製品の容器包装を使用量から除外したことで約 0.6 万トン減少していた。他には、R4 年度 4 月からの「プラスチック資源循環促進法」の施行に伴い、減量化や包装の簡素化が進められたと考えられる。

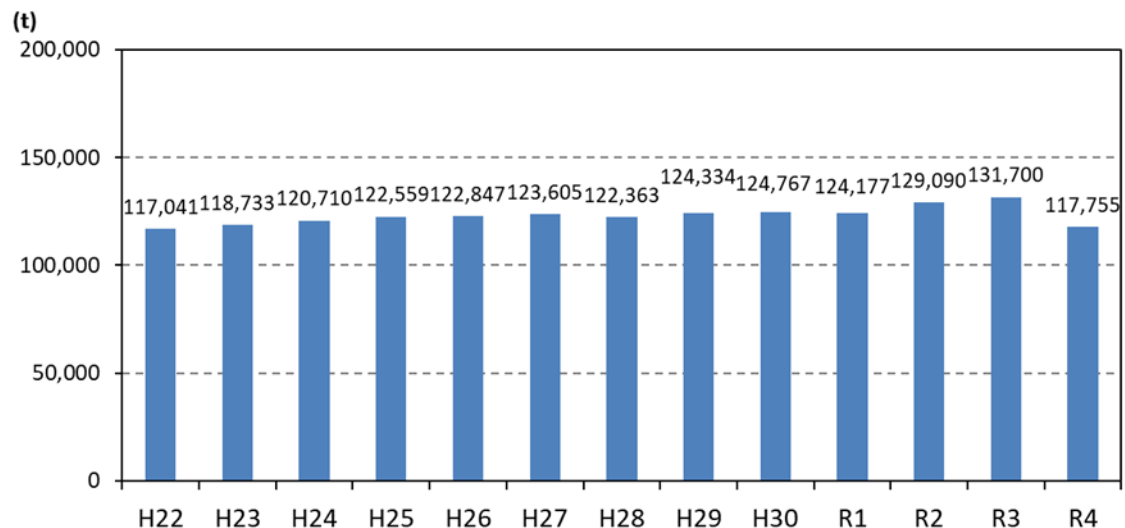


図 10 容器包装を用いた量の推移 (H22～R4 実績) 【連続提出事業者】

次に、業種別の使用量の推移について、容器包装使用量全体に占める各業種の変化率をみるため、報告された容器包装使用量の総量の前年度増減分に占める業種別の容器包装を用いた量の前年度か

らの増減分の割合を当該業種の寄与度として分解（寄与度分解）を行った。（図 11）

容器包装使用量全体では H23 年度報告（H22 実績）以降増加傾向を示していたが、R5 年度報告（R4 実績）では減少しており、飲食料品小売業による減少が 1.2 万トンと最も大きく寄与していた。これは R4 年度報告（R3 実績）に飲食料品小売業全体の使用量の 1 割以上を占めていた 2 社が、PB 商品を使用量から除外する等により使用量を 8 千トン削減していることが要因の 1 つと考える。

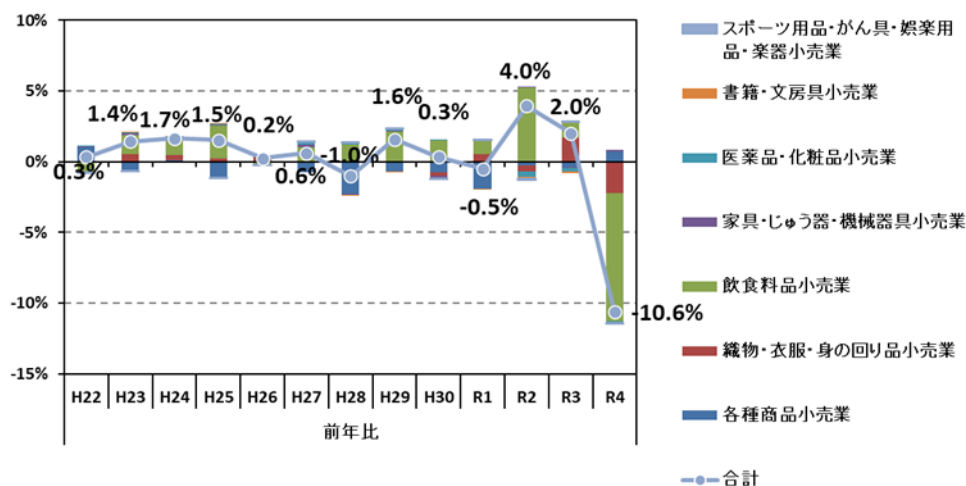


図 11 業種別容器包装を用いた量の推移（寄与度分解）（H22～R4 実績）【連続提出事業者】

表 6 業種別容器包装を用いた量の推移（寄与度分解）（H22～R4 実績）【連続提出事業者】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	R3	R4
各種商品小売業	1.0%	-0.6%	0.1%	-1.1%	0.1%	-0.8%	-2.3%	-0.7%	-0.8%	-1.9%	-0.3%	-0.4%	0.7%
繊維物・衣服・身の回り品小売業	-0.1%	0.5%	0.4%	0.2%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.5%	-0.4%	1.7%	-2.2%
飲食料品小売業	-0.6%	1.4%	1.1%	2.3%	-0.2%	1.0%	1.2%	2.0%	1.5%	0.9%	5.3%	1.1%	-9.1%
家具・じゅう器・機械器具小売業	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%	0.1%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.1%	0.2%
医薬品・化粧品小売業	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.4%	-0.3%	-0.1%
書籍・文房具小売業	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.2%	0.0%	0.0%
合計	0.3%	1.4%	1.7%	1.5%	0.2%	0.6%	-1.0%	1.6%	0.3%	-0.5%	4.0%	2.0%	-10.6%

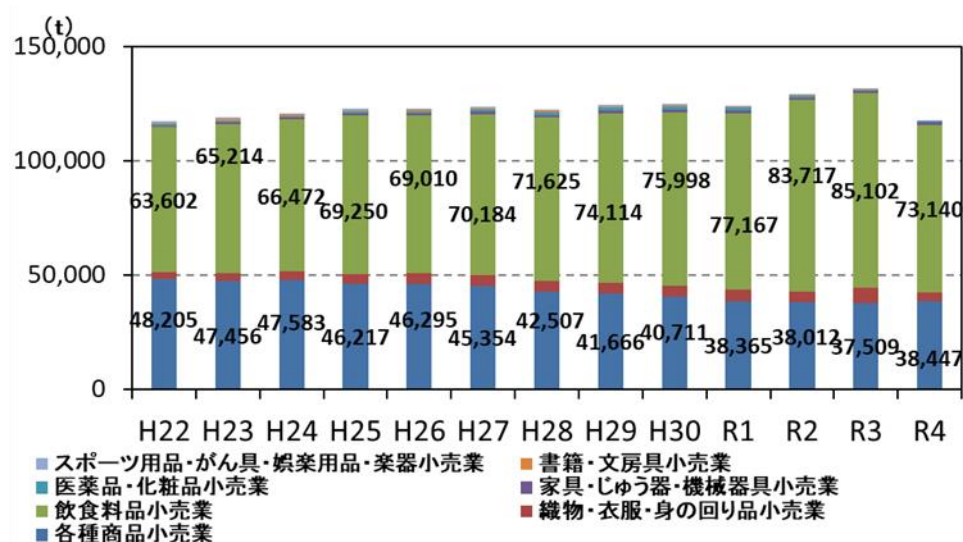


図 12 業種別容器包装を用いた量の推移 (H22～R4 実績) 【連続提出事業者】

表 7 業種別容器包装を用いた量の推移 (H22～R4 実績) 【連続提出事業者】

単位：t

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	R3	R4
各種商品小売業	48,205	47,456	47,583	46,217	46,295	45,354	42,507	41,666	40,711	38,365	38,012	37,509	38,447
繊維物・衣服・身の回り品小売業	2,793	3,420	3,843	4,144	4,539	4,635	4,721	4,816	4,555	5,204	4,700	6,927	4,027
飲食料品小売業	63,602	65,214	66,472	69,250	69,010	70,184	71,625	74,114	75,998	77,167	83,717	85,102	73,140
家具・じゅう器・機械器具小売業	669	791	885	952	938	1,133	1,123	1,248	1,051	983	994	925	1,128
医薬品・化粧品小売業	505	536	619	709	798	985	1,109	1,222	1,285	1,333	872	535	380
書籍・文房具小売業	567	633	622	638	630	663	627	581	548	501	385	272	258
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	699	683	685	650	637	650	651	686	619	624	409	429	375
総量	117,041	118,733	120,710	122,559	122,847	123,605	122,363	124,334	124,767	124,177	129,090	131,700	117,755

注) 13 年継続提出事業者で継続比較が可能な事業者 (計 207 事業者) の集計結果。業種別容器包装使用量の合計値と総量は誤差が生じる場合がある (事業者毎の容器包装別の合算値≠合計量であるため (四捨五入等の影響))。

次に、容器包装別の使用量の推移について、容器包装使用量全体に占める各容器包装の変化率をみるため、報告された容器包装使用量の総量の前年度増減分に占める業種別の容器包装を用いた量の前年度からの増減分の割合を当該業種の寄与度として分解 (寄与度分解) を行った。(図 13)

R5 年度報告 (R4 実績) ではプラスチック製容器包装 (袋を除く) が-6.5%と大きく減少し、プラスチック製の袋と紙製容器包装 (袋を除く) が増加したものの、全体では-10.6%と減少に寄与した。R4 年度報告 (R3 実績) でプラスチック製容器包装の使用量全体における約 1 割を占めていた 2 社による大幅な削減が要因の 1 つと考えられる

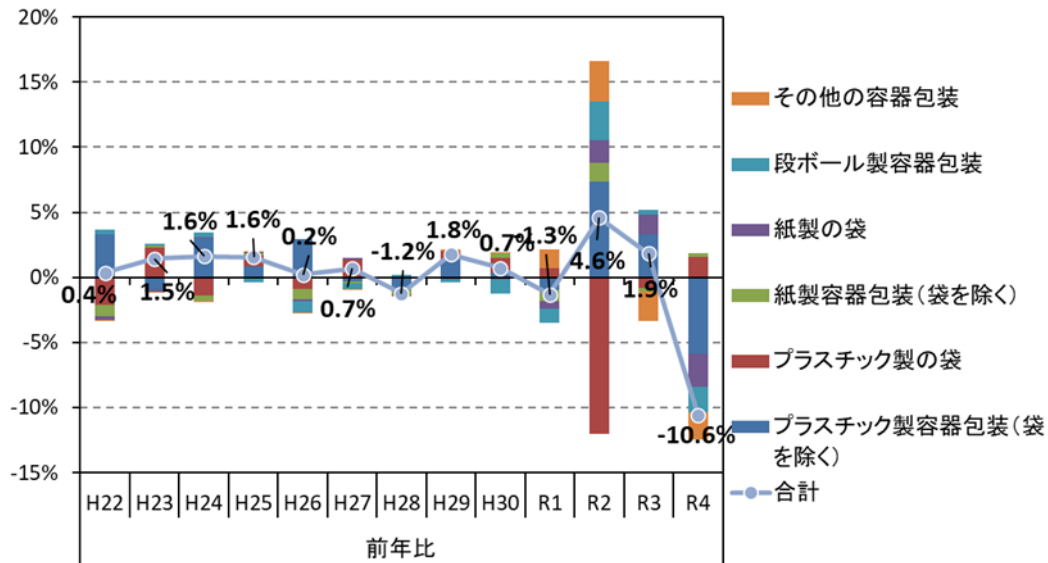


図 13 素材別容器包装を用いた量の推移（寄与度分解）（H22～R4 実績）【連続提出事業者】

表 8 素材別容器包装を用いた量の推移（寄与度分解）（H22～R4 実績）【連続提出事業者】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	R3	R4
プラスチック製容器包装（袋を除く）	3.3%	-0.9%	3.0%	0.9%	3.0%	-0.3%	-0.8%	1.4%	0.4%	-1.0%	7.3%	3.3%	-5.9%
プラスチック製の袋	-2.1%	2.3%	-1.4%	0.8%	-0.9%	1.4%	0.0%	0.6%	1.1%	0.7%	-12.0%	-0.8%	1.6%
紙製容器包装（袋を除く）	-0.9%	0.1%	-0.4%	0.1%	-0.8%	-0.1%	-0.5%	0.0%	0.4%	-0.8%	1.5%	-0.3%	0.3%
紙製の袋	-0.3%	-0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.6%	1.7%	1.5%	-2.6%
段ボール製容器包装	0.3%	0.1%	0.3%	-0.4%	-0.8%	-0.4%	0.2%	-0.3%	-1.1%	-1.1%	3.0%	0.3%	-1.9%
その他の容器包装	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	1.5%	3.1%	-2.3%	-2.2%
合計	0.4%	1.5%	1.6%	1.6%	0.2%	0.7%	-1.2%	1.8%	0.7%	-1.3%	4.6%	1.9%	-10.6%

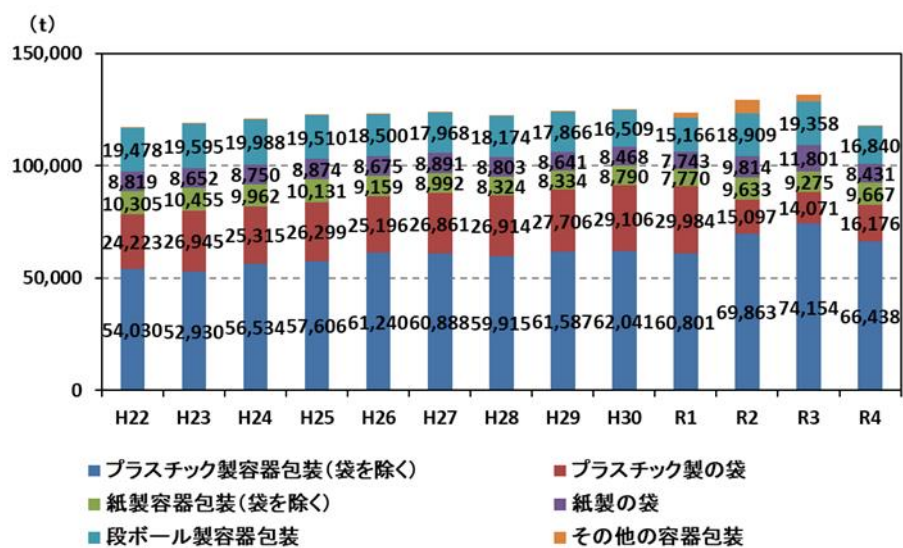


図 14 素材別容器包装を用いた量の推移（H22～R4 実績）【連続提出事業者】

表 9 素材別容器包装を用いた量の推移（H22～R4 実績）【連続提出事業者】

単位：t

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	R3	R4
プラスチック製容器包装（袋を除く）	54,030	52,930	56,534	57,606	61,240	60,888	59,915	61,587	62,041	60,801	69,863	74,154	66,438
プラスチック製の袋	24,223	26,945	25,315	26,299	25,196	26,861	26,914	27,706	29,106	29,984	15,097	14,071	16,176
紙製容器包装（袋を除く）	10,305	10,455	9,962	10,131	9,159	8,992	8,324	8,334	8,790	7,770	9,633	9,275	9,667
紙製の袋	8,819	8,652	8,750	8,874	8,675	8,891	8,803	8,641	8,468	7,743	9,814	11,801	8,431
段ボール製容器包装	19,478	19,595	19,988	19,510	18,500	17,968	18,174	17,866	16,509	15,166	18,909	19,358	16,840
その他の容器包装	169	155	134	140	76	76	19	199	319	2,146	5,981	3,041	204
総量	117,024	118,733	120,683	122,559	122,847	123,677	122,149	124,334	125,233	123,610	129,297	131,700	117,755

注）13 年継続提出事業者で継続比較が可能な事業者（計 207 事業者）の集計結果。業種別容器包装使用量の合計値と総量は誤差が生じる場合がある（事業者毎の容器包装別の合算値≒合計量であるため（四捨五入等の影響））。

R5 年度報告（R4 実績）における密接指標の設定状況は、図 15 に示す。

売上高を用いている事業者が 55.6%と最も多く、次いで顧客数 33.3%、販売商品個数 5.3%、店舗面積 4.8%となった。その他としては、店舗数を用いている事業者がいた。

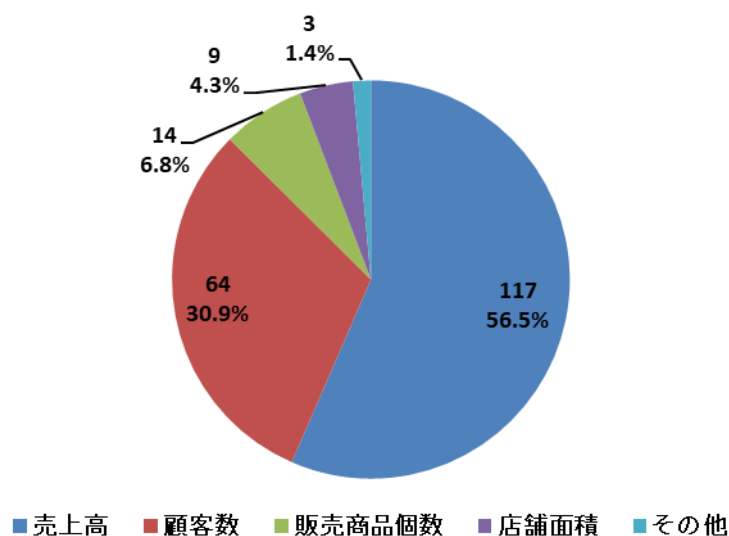


図 15 密接指標の設定状況（R4 実績）【連続提出事業者】

次に、容器包装の素材別の合計値の原単位について、H23 年度報告（H22 実績）を基準年（＝100）として、密接指標ごとに原単位を指数化した結果を図 16 に示す。

売上高が密接指標の場合、H23 年度報告（H22 実績）から R1 年度報告（H30 実績）にかけて原単位は増加傾向で推移していたが、R5 年度報告（R4 実績）では大きく減少した。

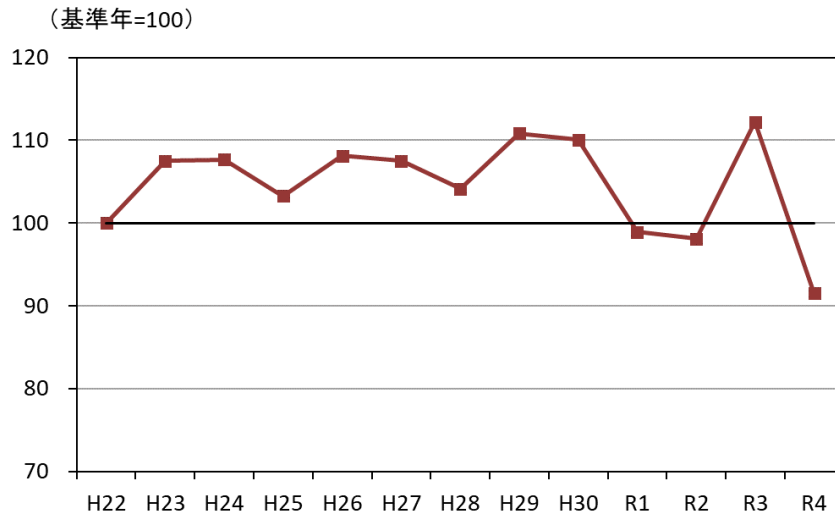


図 16 原単位の推移（密接指標：売上高）【連続提出事業者】

素材別原単位の推移を図 17 に示す。プラスチック製容器包装と段ボール製容器包装は基準年度より約 1.2 倍となった。それ以外は、一時増加した時期があるものの減少傾向にある。

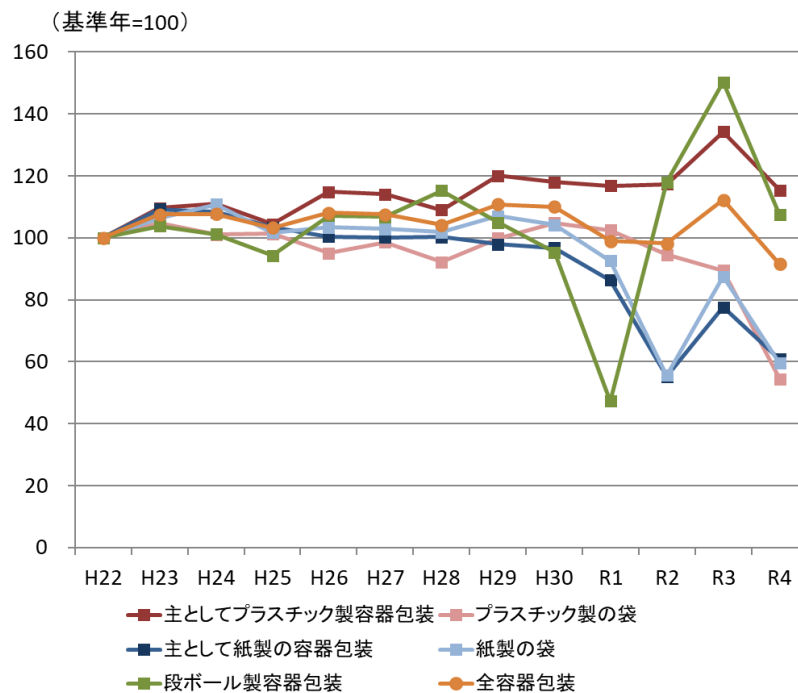


図 17 素材別原単位の推移（密接指標：売上高）【連続提出事業者】

顧客数が密接指標の場合を図 18 に示す。R2 年度報告（R1 実績）以降、一時増加した年度があるものの、基準年と比較して減少傾向にある。

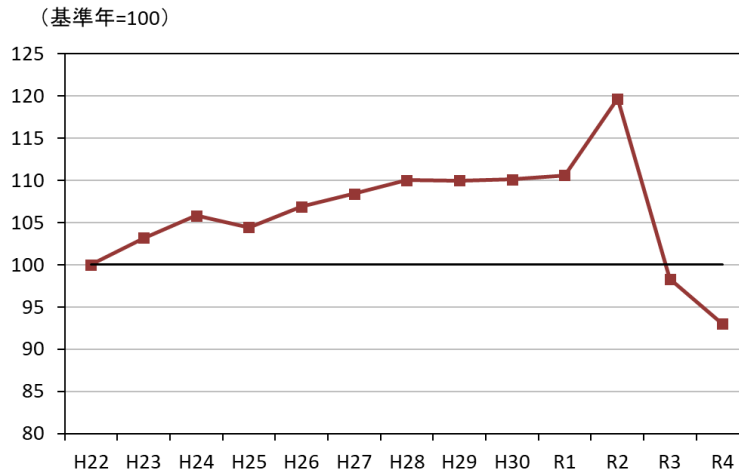


図 18 原単位の推移（密接指標：顧客数）【連続提出事業者】

素材別原単位の推移を図 19 に示す。紙製の容器包装・袋が基準年の 2 倍以上と大きく増加した。一方、プラスチック製の買い物袋は減少し、基準年の 1/2 程度となった。

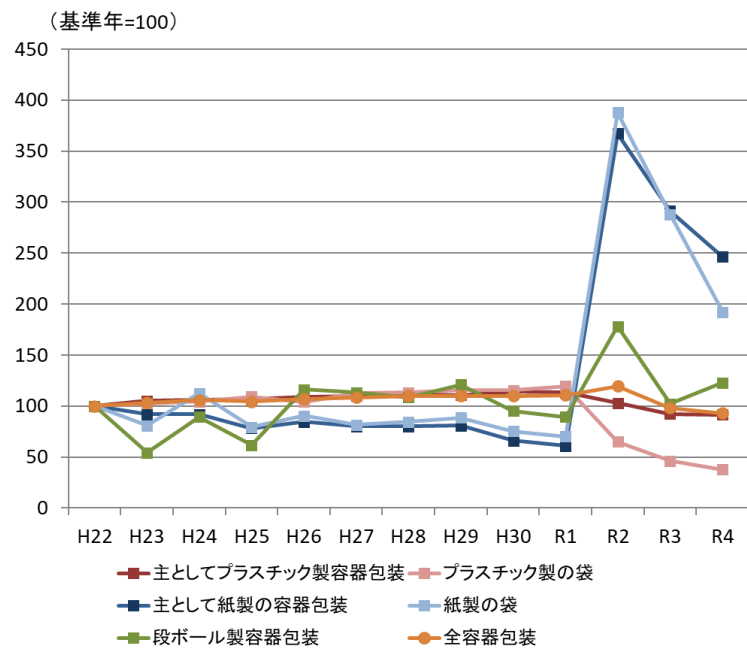


図 19 素材別原単位の推移（密接指標：顧客数）【連続提出事業者】

③ 原単位の分布

13 年間連続して定期報告を提出している 207 事業者のうち、連続で同じ項目の密接指標を用いており、原単位の比較が可能な事業者に着目し、これらの事業者の原単位の増減傾向について分析を行った。原単位の比較が可能な事業者は、売上高を密接指標としている 124 事業者のうち 102 事業者、62 事業者のうち 61 事業者であった。

R5 年度報告（R4 実績）の密接指標を横軸に、容器包装使用量を縦軸にとり散布図（両対数表記）を描き、R5 年度報告（R4 実績）の原単位の平均値からの乖離を示した図を図 20 及び図 22 に示す。平均線から左上方向は、単位量あたりにお容器包装使用量が多い事業者であり、右下方は単位当たりの容器包装使用量が少ない事業者である。

i) 密接指標：売上高

全業種の散布図及び増加傾向の図を見ると、増加傾向にある事業者が 18%（18 事業者）、減少傾向にある事業者が 65%（66 事業者）であり、減少傾向にある事業者が半数以上を占めた。

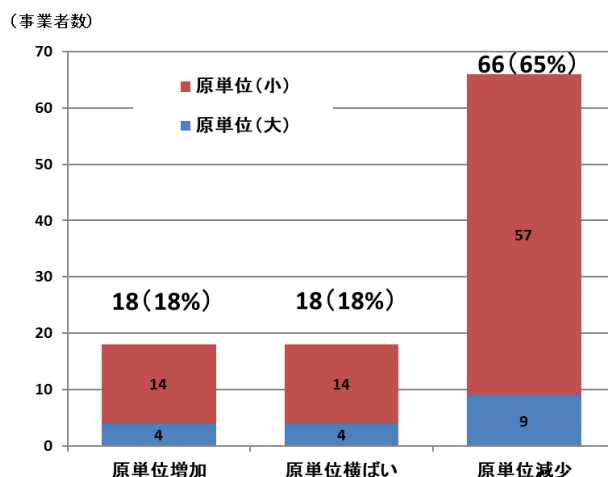


図 20 原単位の増減傾向（密接指標：売上高）

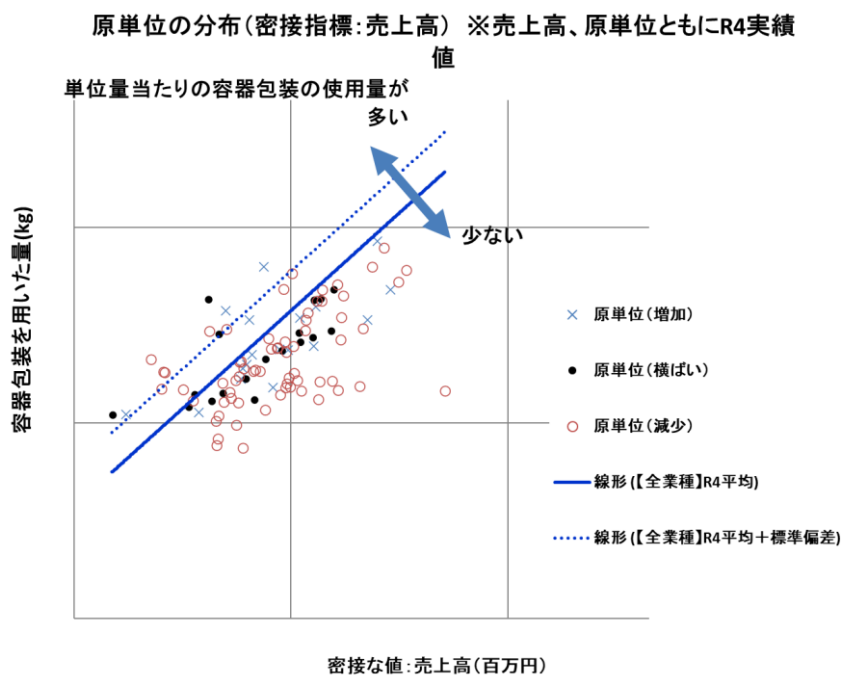


図 21 密接指標（売上高）と容器包装を用いた量の散布図

ii) 密接指標：顧客数

全事業者の散布図及び原単位の増減傾向を見ると、増加傾向にある事業者が 26%（16 事業者）、減少傾向にある事業者が 48%（29 事業者）であり、減少傾向にある事業者が約半数を占めた。

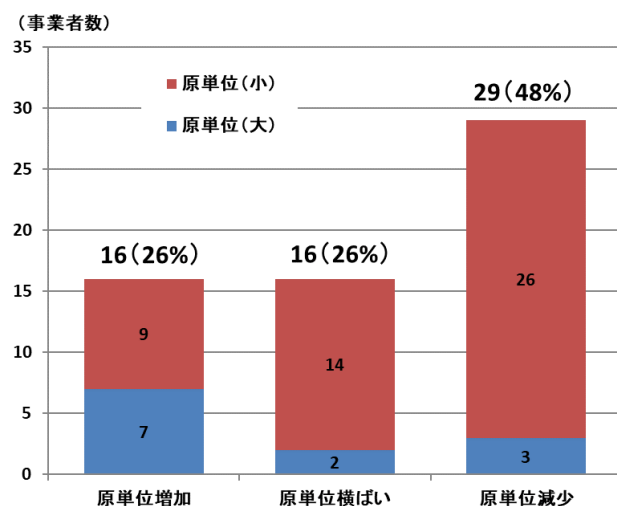


図 22 原単位の増減傾向（密接指標：顧客数）

原単位の分布（密接指標：顧客数）※顧客数、原単位ともにR4実績値

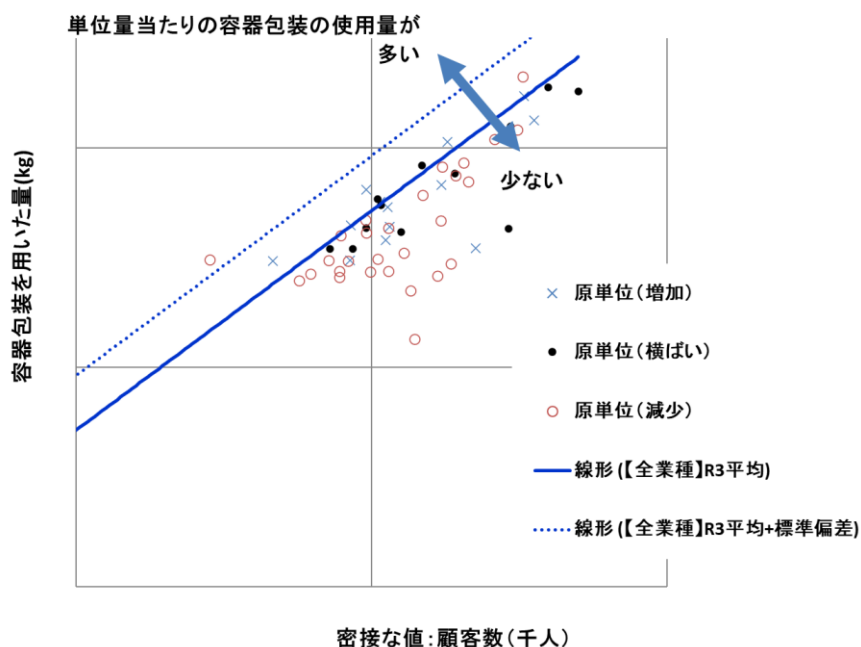


図 23 密接指標（顧客数）と容器包装を用いた量の散布図

④ 排出抑制への取組と原単位の関係

排出抑制への取組状況と原単位の関係について把握するため、「全事業者」、「原単位が平均より

小さい事業者」、「原単位が平均より大きい事業者」の 3 つに分類（原単位の平均値は、密接指標毎に算出）した際の取組の実施率を図 24 に示す。

全ての取組において、原単位が平均よりも小さい事業者の方が、大きい事業者よりも取組の実施率が高くなっており、取組を実施することで排出抑制につながっていることがわかった。

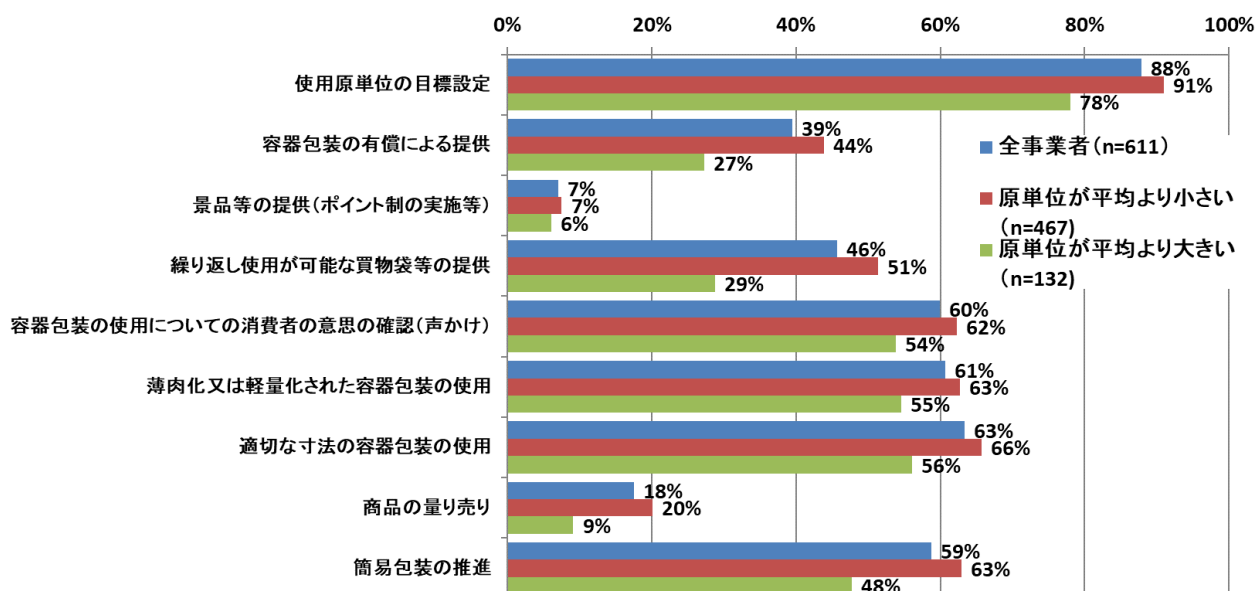


図 24 排出抑制への取組と原単位の関係

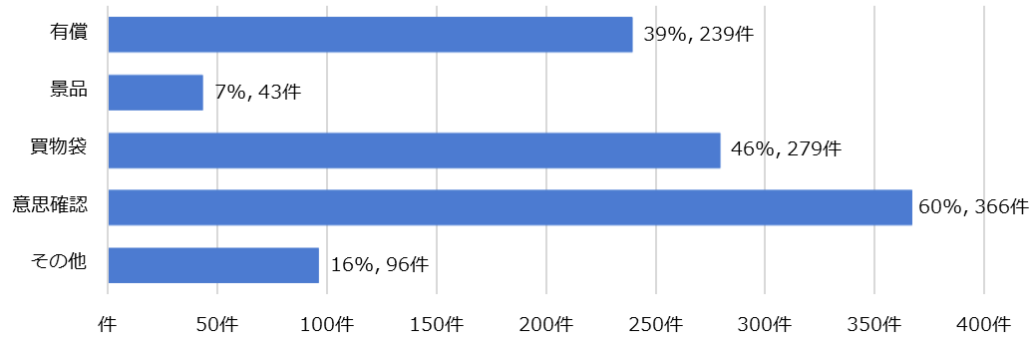
⑤ 容器包装の合理化事例

定期報告制度では、「(第 7 表) 容器包装使用の合理化」にて、事業者が取り組んでいる容器包装使用の削減に向けた取組を記載することになっている。

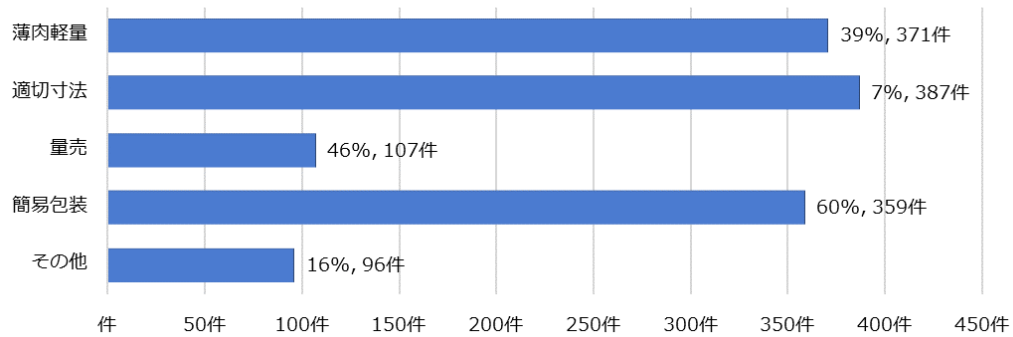
何らかの合理化の取組を行っている事業者は 610 事業者であり、全提出事業者（611）事業者の大半を占めた。

消費者へのプラスチック製買物袋の有償による提供を行っている事業者は 414 事業者であった。その他、定期報告書に合わせ、「消費者による排出抑制促進」、「自らの過剰使用の抑制」、「情報の提供」ごとの取組について整理した。取組内容を図 25 及び表 10 に示す。

消費者による排出抑制促進



自らの過剰使用の抑制



情報の提供

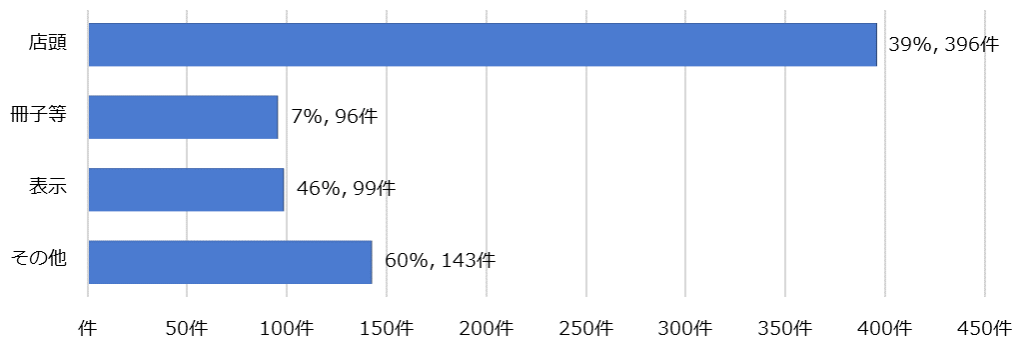


図 25 容器包装使用の合理化についての取組事業者数

表 10 容器包装使用の合理化事例（610 事業者）

■消費者によるプラスチック製の買物袋の排出抑制 ○有償化の取組（414 事業者） ・レジ袋の種類を統一し、サイズによって販売単価をご案内表示しお客さまにもご協力いただく。 ・プラスチック製の買物袋は廃止し紙袋を有償化。 ・レジ袋の有償提供とマイバッグ利用のアナウンス。 ・レジ袋の販売単価の値上げを実施。等
■消費者による排出抑制促進 ○容器包装の使用についての意思確認（366 事業者） ・小物商品会計時に容器包装の使用の有無について消費者の意思を確認。 ・お客様に対して「ご自宅使い商品か否か」を積極的に確認し簡易包装のご理解を得ている。 ・中元・歳暮のギフトセンターで、接客時にエコ包装での配送に協力いただきたい旨を顧客に依頼。等 ○繰り返し使用が可能な買物袋の提供（261 事業者） ・厚みのある袋は繰り返しの利用を啓蒙。 ・持ち帰り用の袋（レジ袋）に厚みを持たせ、これを繰り返し使用することを案内。 ・繰り返し使用が可能なマイバッグ・マイバスケットの推進販売を強化。等 ○容器包装の有償による提供（239 事業者） ・一部商品を除き、紙袋についても有償による提供。 ・ギフト用の容器包装を有償で提供。 ・陳列販売商品以外の、多人数用のお好み盛り合わせのご注文に対しては、容器を別途有償にて提供。等 ○景品等の提供（43 事業者） ・マイバッグを持参されたお客様のスタンプカードのポイントが貯まったら景品をプレゼント。 ・イベントにて、景品としてマイバックを進呈。等 ○その他（96 事業者） ・段ボールや梱包材のリサイクルへの協力依頼をカタログ内に表示。 ・使用済みのトレイ(発泡スチロール)、透明容器・蓋、卵パックを店頭 BOX で回収。等

■自らの過剰使用の抑制

○適切寸法（387 事業者）

- ・レジ袋の適切な大きさのものを使用するよう担当者に指導。
- ・商品の大きさに合わせた適切な段ボールの使用。
- ・商品の量に合わせた適切なサイズの紙袋、紙箱を使用するよう、従業員へ教育。
- ・販売に使用するトレイは、商品量・形状により詳細に分類して適切なトレイ使用に努めている。等

○薄肉軽量（371 事業者）

- ・薄肉化または軽量化された容器包装の使用。
- ・包装紙、手提げ袋、ダンボールを薄肉化、化粧箱などを軽量化。
- ・商品ごとに必要性や適性を随時見直し、薄肉化又は軽量化、大きさ等を仕入先から情報を提供してもらうようにしている。等

○簡易包装（359 事業者）

- ・お買い上げテープの商品への貼付けにより、包装材の削減を図る。
- ・中元歳暮時の原則簡易包装配送の協力を継続依頼。
- ・ラッピングが必要な箱を廃止しワンタッチの包装紙を使用しない箱を導入。等

○量り売り（102 事業者）

- ・裸売り、ばら売り、量り売りの推進。
- ・一部店舗で対面にて精肉の量り売りを実施し、容器利用を抑制。
- ・青果部門においてはバラ販売、量り売りなどを実施。
- ・量り売りや、鶏肉などでノントレー商品を扱う。等

○その他（95 事業者）

- ・店舗がレジ袋を過剰に発注しないように、本部側でレジ袋の発注をコントロール。
- ・倉庫からのスーツの納品をハンガー便にし、ダンボール・ビニール等の梱包をなくす。等

■情報の提供

○店頭掲示（396 事業者）

- ・店内に「レジ袋削減キャンペーンポスター」を掲示し、お客様への啓発を実施。
- ・日本フランチャイズチェーン協会統一の「レジ袋削減運動」のポスターを店頭に掲示。
- ・レジ袋有料化の案内 POP を掲示。等

○容器包装への表示（92 事業者）

- ・私たちの地球・環境・資源に対する取り組みを、レジ袋に表記。
- ・ノントレー商品への「eco パック」表示や、惣菜の容器への紙素材表記。
- ・ポリ袋に再利用を促す表示シールを貼付。等

○冊子配布等（96 事業者）

- ・中元、歳暮の冊子での簡易包装への呼びかけ。
- ・当社が書店で販売するカタログ及び既存顧客に対して無料で配布するカタログ、並びに当社 Web ページ、また会社案内冊子において、取り組み内容を掲載。等

○その他（143 事業者）

- ・サステナビリティの方針をホームページ上に掲載し、パッケージングにおける責任について情報公開。
- ・店頭にて毎月の各種リサイクルデータを公表。
- ・基幹システムにて店舗在庫の把握を行い、適正在庫の管理体制を強化し情報共有。
- ・テイクアウトに使用している箸等の備品をセルフ化することで無駄（過剰）を抑制。等

※上記事例は事業者の定期報告書の記載内容を転記した。

⑥ 地方公共団体との連携事例

定期報告制度では、容器包装廃棄物の排出抑制に取り組んだ事項について、選択式および自由記述にて記載することとなっている。自由記述では、レジ袋削減や各種協議会の開催等、地方自治体と事業者が連携して排出抑制に取り組んでいる事例がみられた。

そこで、定期報告の「(第 7 表) 判断の基準となる事項に基づき実施した取組」及び「(第 8 表) その他の合理化実施取組」において、何かしら地方自治体との取組を行っている事業者を抽出するとともに、どのような取組がなされているかについて、図 26 及び表 11 のとおり整理した。何らかの地方自治体との取組を行っている事業者は 127 事業者であった。内訳としては、地域の協議会等への参加が 28 事業者と最も多く、次いで協定の締結が 24 事業者、キャンペーンへの参加が 12 事業者、広報活動での協力が 10 事業者、その他（制度、寄付、報告等）が 53 事業者であった。

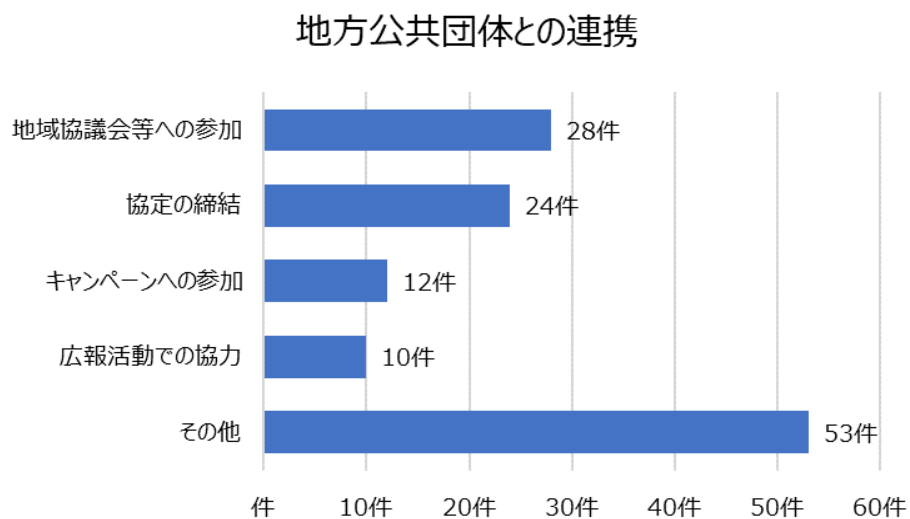


図 26 地方公共団体との連携内容についての取組事業者数

表 11 地方公共団体との連携事例

■地域協議会等への参加（28 事業者） - 自治体、市民が参加する協議会等に参加した際は、ごみ全般について議論する中で包装容器についても議論。 - 県や市町などの自治体が運営する協議会への積極的な参加。 - 省庁、業界団体相互間において、プラスチック資源合理化の意見交換、情報交換を実施。 等 ■協定の締結（24 事業者） - 自治体の推進策や競合状況等を見極めたうえで各自治体との協定を締結し、連携して削減努力を継続。 - 容器包装の削減にかかる協定を地方公共団体、NPO 団体と締結し、成果情報の共有。 2008 年各自治体とレジ袋無料配布中止に関する協定を締結。 等 ■キャンペーンへの参加（12 事業者） - 県や市が実施するグリーン購入の促進・マイバッグ普及キャンペーンに協力。 - 容器包装リサイクル法に基づく再商品化義務の履行やレジ袋排出抑制キャンペーンなど自治体と連携。 - 各県が環境月間等を実施している、買物袋持参運動キャンペーンへの参加・協力。 等 ■広報活動での協力（10 事業者） - 環境月間では自治体と一緒に、店頭で広報活動に取り組む。 - 自治体の協力依頼に応じ、レジ袋削減等の啓発を実施。 - JFA を通じて行政と連携し、レジ袋削減の啓発スタンド POP やステッカーの展開等により、お客様への啓発を実施。 等 ■その他（制度、寄付、報告等）（53 事業者） - 有料レジ袋の収益金を、各県へ寄付し環境保全に活用。 - 各自治体へ買物袋の持参率を報告。 - 市によるリサイクル調査に協力。 - 立地自治体に制度のある場合は、エコショップ等に登録し行政の施策にも積極的に協力。 等

3.1.3 種類別のプラスチック製買物袋

(1) 定期報告における提出状況

令和 2 年 7 月から開始したプラスチック製買物袋の有料化制度の開始に伴い、R3 年度報告（R2 実績）より定期報告書のプラスチック製の容器包装区分に新たに厚手のプラスチック製買物袋、海洋生分解性プラスチック製買物袋、バイオマスプラスチック製買物袋が追加された。

表 12 プラスチック製買物袋の業種別種類別事業者数

事業者数（社）	プラスチック製買物袋	厚手のプラスチック製買物袋	海洋生分解性プラスチック製買物袋	バイオマスプラスチック製買物袋
各種商品小売業	68	16	1	56
繊維物・衣服・身の回り品小売業	17	9	0	7
飲食料品小売業	243	48	2	255
家具・じゅう器・機械器具小売業	1	0	0	2
医薬品・化粧品小売業	6	2	0	5
書籍・文房具小売業	2	1	0	2
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	4	2	1	2
合計	341	78	4	329

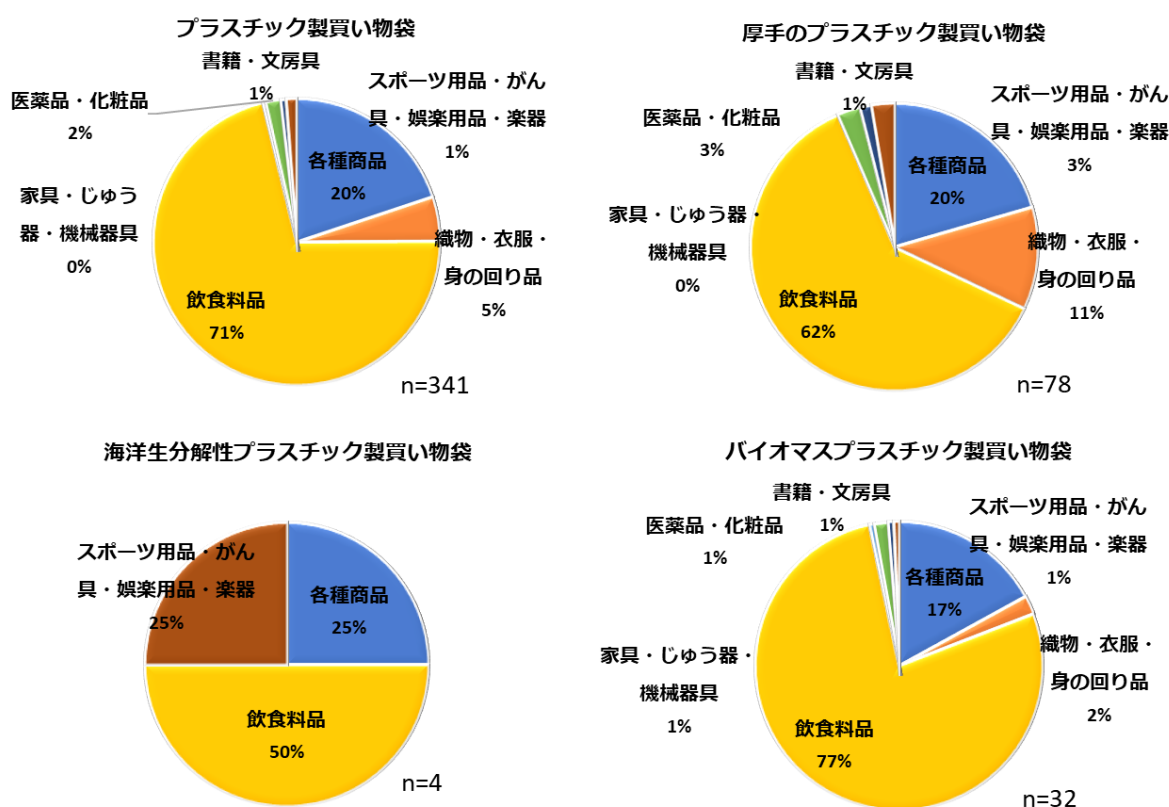


図 27 プラスチック製買い物袋の業種別種類別

表 13 プラスチック製買い物袋の業種別種類別用いた量

使用重量（t）	プラスチック製 買い物袋	厚手の プラスチック製 買い物袋	海洋生分解性 プラスチック製 買い物袋	バイオマス プラスチック製 買い物袋
各種商品小売業	8,604	74	11	8,256
繊維物・衣服・身の回り品小売業	706	236	0	3,227
飲食料品小売業	9,276	832	6	17,755
家具・じゅう器・機械器具小売業	1	0	0	592
医薬品・化粧品小売業	349	3	0	987
書籍・文房具小売業	1	1	0	48
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	120	23	3	169
合計	19,056	1,169	19	31,034

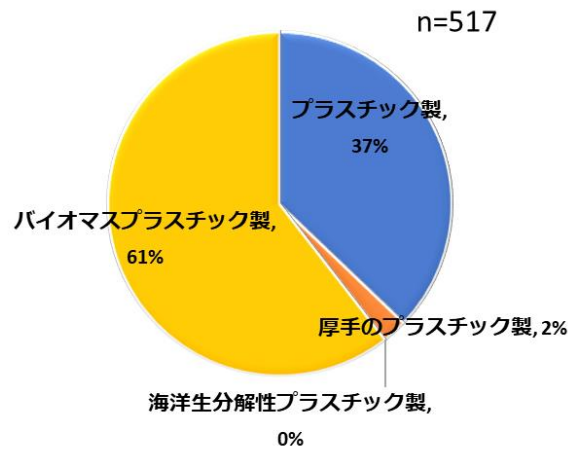


図 28 プラスチック製買物袋の種類別内訳

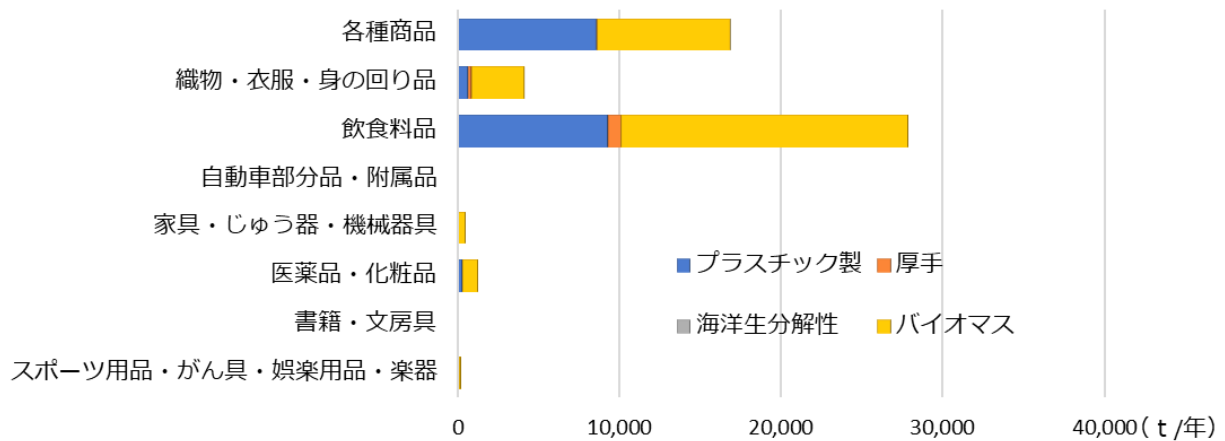


図 29 プラスチック製買物袋の業種別種類別用いた量

プラスチック製買物袋の種類別の業種ごとの使用量内訳は以下のとおり。

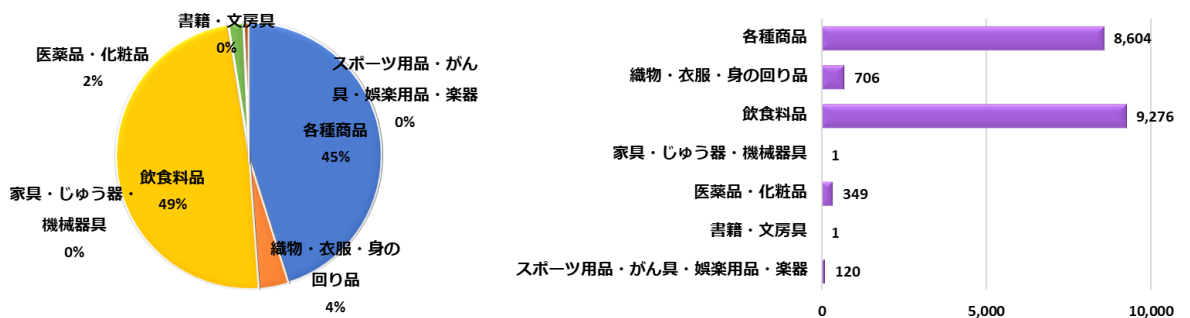


図 30 プラスチック製買物袋の業種別内訳（用いた量）

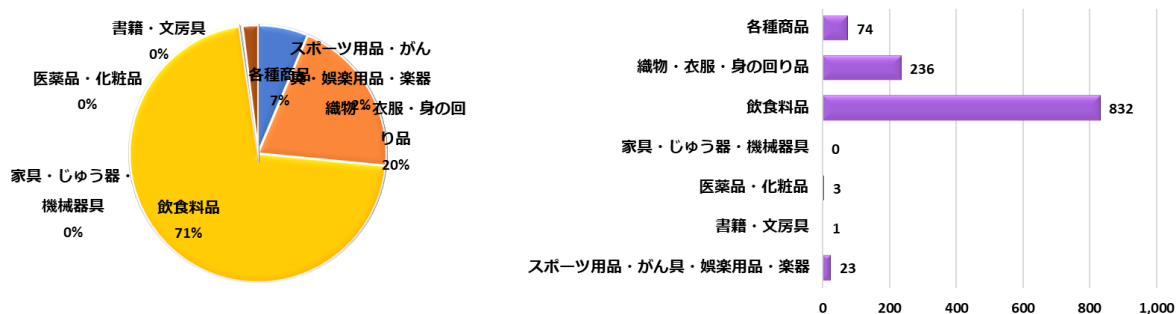


図 31 厚手のプラスチック製買物袋の業種別内訳 (用いた量)

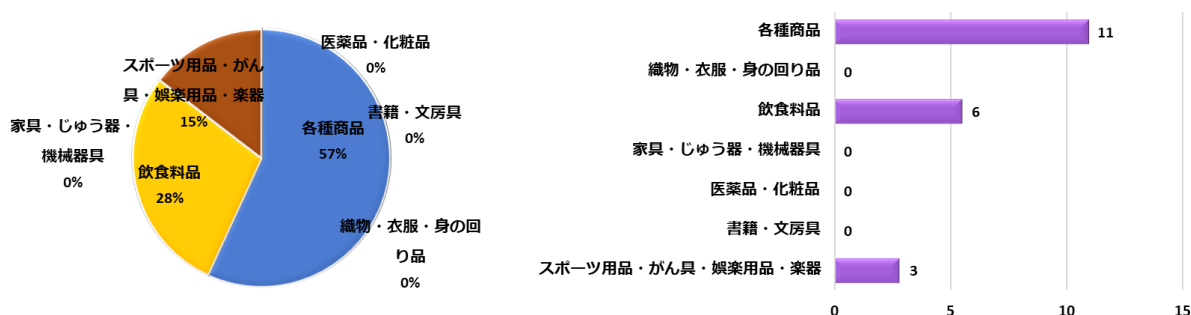


図 32 海洋生分解性プラスチック製買物袋の業種別内訳 (用いた量)

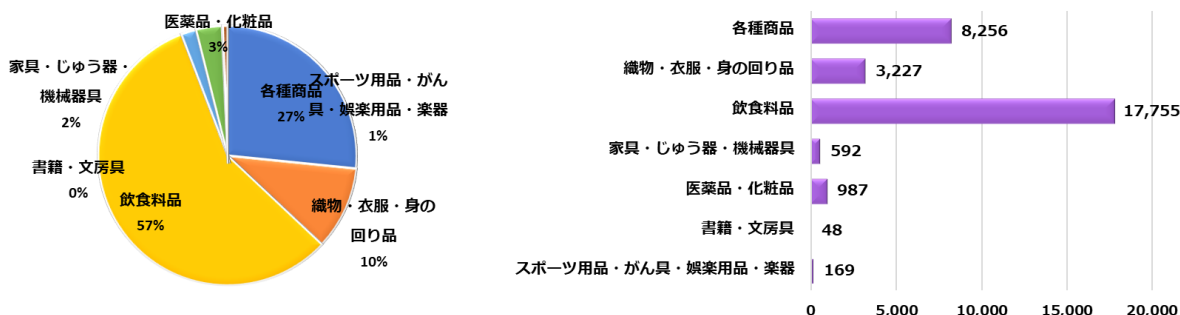


図 33 バイオマスプラスチック製買物袋の業種別内訳 (用いた量)

3.1.4 まとめ

R5 年度報告 (R4 実績) の集計結果をもとに定期報告整理台帳の作成を行い、容器包装使用量の推移について整理するとともに容器包装排出抑制に向けた取組の分析を行った。

R5 年度報告 (R4 実績) の容器包装使用量及び、事業者あたりの容器包装使用量は過去 13 年で最も多い結果となった。これは新型コロナウイルス感染症の影響による消費者の経済活動の低下からの回復に加えて、テイクアウトや惣菜、ベーカリー、調剤などでの個包装等の需要が続いていることが要因と考えられる。

3.1.5 定期報告に関する効果的・効率的集計のための方策

令和5年度に事業者が提出した定期報告のデータを、「定期報告整理台帳」に入力し、定期報告整理台帳を作成する際に、手間がかかった事項及び工夫した内容や、データを集計する際に効率的集計の為の方策を以下に示す。

項目	問題点	効率的集計のための方策
事業者名	統廃合等により事業者名が変更している事業者がいるため、連続提出事業者を集計する際に集計漏れが発生する恐れがある。	社名変更等あれば記載する。
業種	事業者によって名称にばらつきがあるため、集計用に分類し直す必要がある。	業種は自由記載ではなく選択式にする。
対象年度	前年度以外の年度を記載している事業者がある。中には、報告事業者のシステム上、前年度以前の実績を報告開始年度から継続して報告している事業者もいるため、単なる誤りなのかどうか個別に確認する必要がある。	報告書内に報告年度が前年度以外の場合は理由を記載してもらう。
数字の入力	カンマか小数点か不明な場合がある。	過去のデータと比較して判断する。
単位	売上高や顧客数の単位が事業者によってばらつきがあるため、集計の際に一つの単位に揃える作業が必要になる。	百万円や千人等、単位を指定して記載してもらう。また、過去のデータと比較して判断する。

3.2 再商品化義務履行状況調査

再商品化義務履行が必要と考えられる 100 事業者に対して、特定事業者の要件への該当性を確認するため、アンケート調査を実施した（調査票は参考資料 1 を参照）。アンケート調査結果は以下に示す。

3.2.1 アンケート実施期間

アンケート調査票は 11 月 22 日（水）に対象事業者に郵送し、1 か月後の 12 月 22 日（金）を締切日とした。さらに、アンケートの未回答者に対して、電話により 4 回にわたってアンケート調査票の受領確認及び、調査への協力の依頼・催促を行った。表 14 に実施期間を示す。

表 14 電話による調査への協力依頼実施期間

実施回数	実施期間
第 1 回	11 月 28 日（火）、11 月 29 日（水）
第 2 回	12 月 12 日（火）～12 月 14 日（木）
第 3 回	12 月 20 日（水）～12 月 25 日（月）
第 4 回	12 月 26 日（火）

3.2.2 アンケート回収数

調査対象である 100 事業者のうち、回答のあった事業者は 59 社（回収率 59%）であった。59 回答のうち、紙回答が 33 件（送付したアンケート用紙に回答を記入して返送された数）、電話回答が 26 件（電話による調査への協力依頼をした際に、口頭で回答された数）であった。表 15 にアンケート回収状況を示す。

表 15 電話による調査への協力依頼実施期間

回答状況		件数	割合
回答済	紙回答	33	33%
	電話回答	26	26%
未回答	回答拒否	23	23%
	回答なし※	18	18%
総件数		100	100%

※アンケートは発送したが、督促架電において不通・留守電等により回答の意思を確認できなかった事業者

3.2.3 電話による調査票受領確認及び回答依頼結果

アンケート回収期限までに回答が無かった事業者に対して、電話による調査票の受領確認と回答依頼を行った。結果は以下に示す。

1 回目の電話にて、調査の協力を得るために調査票の受領確認を行うとともに調査の趣旨を説明したが、「基本的に義務以外のアンケートは断っている」等の理由により、アンケート調査への回答拒否が 5 事業者あり、2 回目以降の電話は控えることとした。

また、電話回答依頼にあたっては、事前に事務局で事業者の主力事業から特定事業者に該当するか否かを判断し、特定事業者に該当しないと思われる事業者に対しては 2 回目以降は電話による回答依頼を実施した。一方で、特定事業者に該当すると思われる事業者には引き続き紙での回答を依

頼した。紙回答が難しいと回答があった事業者に対しては電話回答を受け付けた。回答があった全 26 事業者は電話回答と整理した（第 2 回督促：4 事業者、第 3 回督促：19 事業者、第 4 回督促：3 事業者）。

電話依頼の結果を表 16 に示す。

表 16 電話依頼結果

	対応項目	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
①	返送了承	26	14	12	0
②	伝言（担当者不在）	61	42	11	0
③	再送	0	1	1	0
④	回答拒否	5	6	12	1
⑤	電話返信待ち	0	0	0	0
⑥	電話不通（番号違う等）	3	3	4	2
⑦	吸収合併・事業譲渡	0	0	0	0
⑧	確認中	0	0	0	0
⑨	倒産・廃業	0	0	0	0
⑩	不在	0	0	0	0
⑪	その他（電話督促と入れ 違いで回答済み等）	2	0	0	3
⑫	電話回答	0	4	19	3
-	合計	97	70	59	9
	回答済	1	27	54	59
	未回答（回答拒否）	4	10	22	23
	未回答（回答なし）	95	63	24	18
	総合計	100	100	100	100

3.2.4 回答結果

アンケートに回答した 59 事業者のうち、設問 1 で容器包装を使用・製造していると回答した事業者は 12 事業者で回答事業者全体の 20%であった（12 社/59 社）。

なお、容器包装を使用していると回答した事業者では、設問 3 の再商品化義務の履行状況について、「再商品化の義務があり、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に対して再商品化委託の申込みを行っている」事業者の該当はなかった。また、「自主回収ルート」と回答したのは 1 事業者であり、その他と回答した事業者については、いずれの事業者も該当の設問については未回答であった。（図 34）

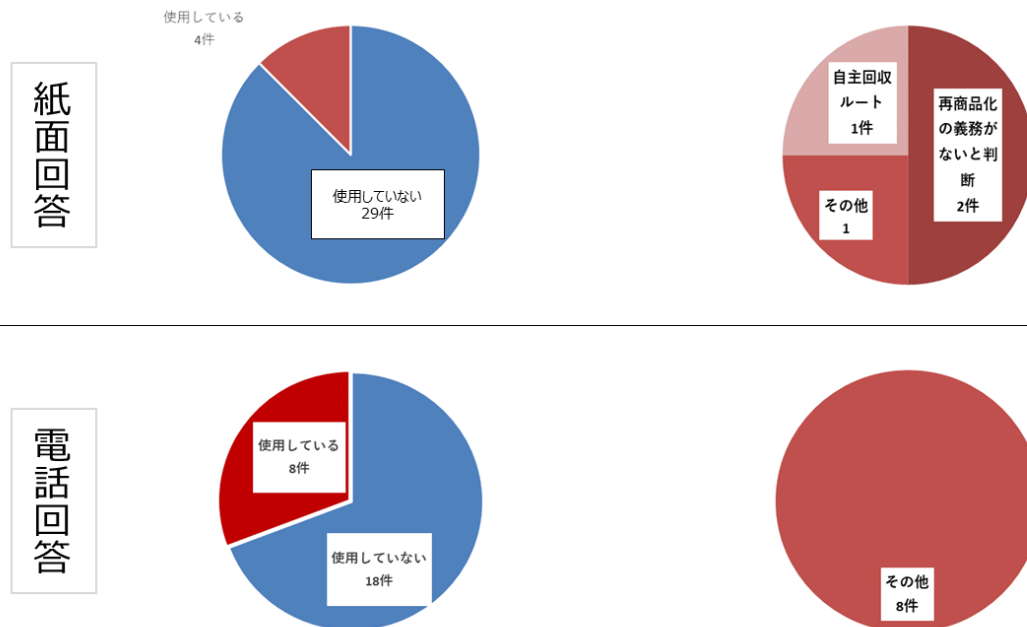


図 34 アンケート回答事業者における容器包装の使用状況（左）、容器包装を使用していると回答した事業者の再商品化義務の履行状況（右）

設問 3 の回答詳細は以下の通り。

「再商品化の義務がないと判断している」と回答した理由

- 家庭用資源ゴミで回収可能であるため。
- 「委託・受託」関係において受託者であり、容器・包装の素材や構造を当社は決めていないため。
-

3.2.5 アンケート実施上の課題と事業者の適切な再商品化義務履行に向けた課題

(1) アンケート実施上の課題

本アンケート調査は、紙回答を前提に回答率 40%を目標に実施されたが、紙での回答率は 33%に留まった。一方で電話回答であれば回答をする事業者も多く、2 回目以降の督促は電話での回答も受け付けることとした。その結果、全体の回答率は 59%だった。しかしながら、電話回答の場合、「容器包装を使用している」事業者に、口頭で「Q2. 各年度において利用・製造等を行った容器包装の種類等を教えてください。」や「Q3. 各年度において使用した容器包装の再商品化義務の履行状況を教えてください。」を確認することは難しく、加えて電話回答事業者からは追加での紙回答の協力を得られなかったため、入手できた情報が不十分であることが現実である。

このように近年の Web アンケートの発達等から、事業者における紙面アンケートの負担感が大きくなっていると考えられる。次年度以降は紙回答と併せて、Web 回答を受け付けるようにし、事業者の負担感を軽減しつつ、アンケートの回答数を確保していくことが重要と考えられる。

(2) 事業者の適切な再商品化義務履行に向けた課題

先述の通り、事業者への電話督促にあたっては事前に事務局で事業者の主力事業から特定事業者に該当するか否かを判断した。その結果、「最終的に一般家庭からごみとして排出される容器包装の利用・製造している」と想定される事業者は 42 社、「利用・製造していない」と想定される事業者は 58 社となった。また、回答があった 59 社で見ると、事務局の事前整理では、「利用・製造している」と想定される事業者は 24 社、「利用・製造していない」と想定される事業者は 35 社となった。一方で実際に「利用・製造している」と回答した事業者は 12 社、「利用・製造していない」と回答した事業者は 47 社であった。つまり、「利用・製造していない」と回答した事業者 35 社のうち、12 社については最終的に一般家庭からごみとして排出される容器包装の利用・製造している可能性がある。これらの事業者のうち、電話で回答があった事業者に対しては可能な限り、事務局側で調査した主力事業をお伝えしたうえで「利用・製造していない」と回答した理由を調査した。しかしながら、「分からない」や「容器包装に該当するものは利用していない」といった回答がほとんどであった。事業者の容器包装リサイクル制度へのただ乗りを防止するためにはこれらの事業者に対して制度を周知、啓発していく必要があると考えられる。

表 17 事務局事前整理と実回答の差異

回答状況		件数	事務局 事前整理 との差異
事務局事前 整理	利用・製造している	24	-
	利用・製造していない	35	-
実回答	利用・製造している	12	-12
	利用・製造していない	47	+12

3.3 容器包装リサイクル法関連調査

3.3.1 容器包装リサイクル制度の施行状況等についてのアップデート等

2023 年 9 月 26 日に行われた「第 1 回 産業構造審議会 産業技術環境分科会 資源循環経済小委員会 容器包装リサイクルワーキンググループ」の議論に向け、容器包装リサイクル制度の実施状況に関する情報の整理と更新作業を実施した。

この作業では、主に環境省や公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が公表するデータを収集し、分別収集量や容器包装の再商品化量などのデータをアップデートした。これにより、経年変化や現在の状況に関する分析と考察を行った。

具体的には、令和 3 年度の最新データを取り入れると同時に、更新されたデータに基づいた考察を行った。この結果の一例として図 35 には新たなデータの追加と更新されたデータに関する考察をしている。また、更新版の一式は本報告書の巻末にある参考資料 2 に添付している。

このように情報の整理と更新作業を通じ、容器包装リサイクル制度の現状をより詳細に把握し、議論のための貴重な資料を提供した。今後も引き続き、状況のアップデートの取組みを進めていくことが、より持続可能な資源循環経済の実現に向けて重要である。

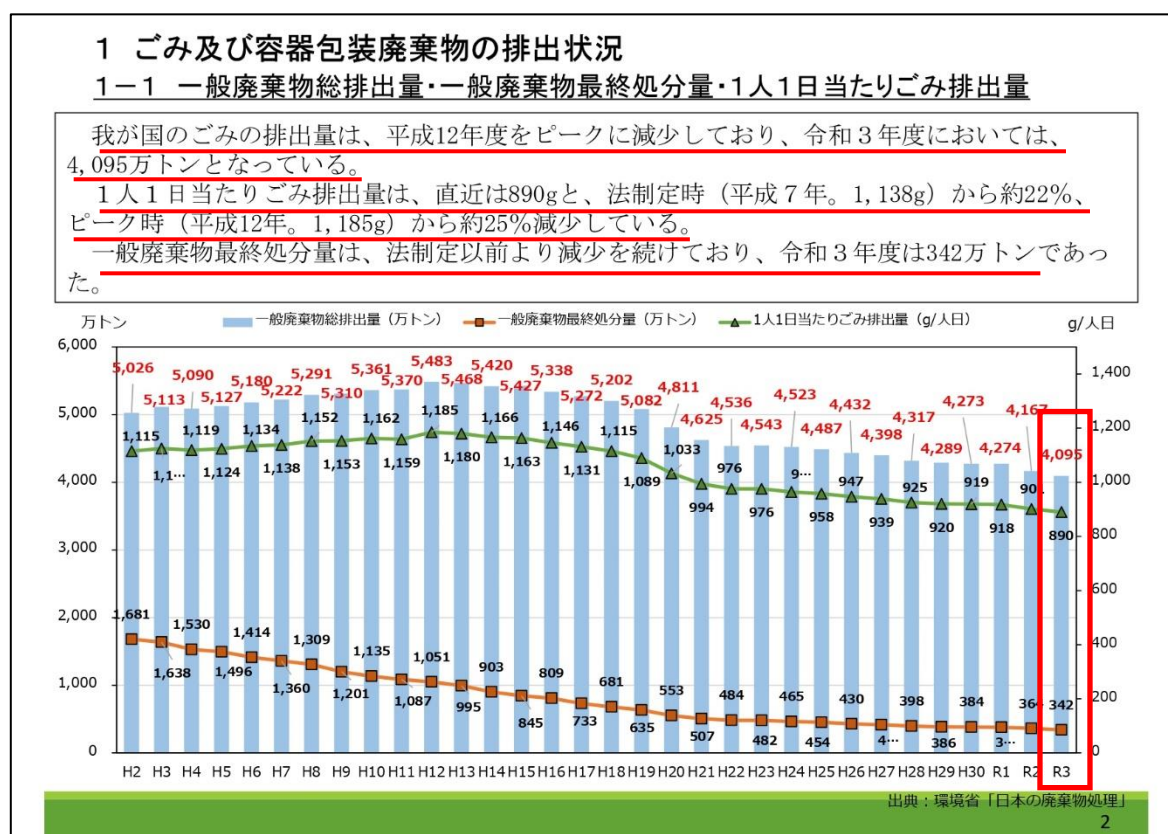


図 35 容器包装リサイクル制度の施行状況等についてのアップデートの一例
(一般廃棄物総排出量・一般廃棄物最終処分量・1人1日あたりごみ排出量)

3.3.2 「容器包装リサイクル制度の評価・検討に関する報告書」の検証

(1) 検証の概要

平成 28 年 5 月に取りまとめられた、「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（以下、「H28 報告書」と記載する。）」に容器包装リサイクル制度に関する課題及び検討の基本的視点及び、具体的な施策案が整理されている。また、図 36 に示すとおり「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書に基づく 今後の対応の全体像について」において、具体的な施策案に対し、想定される実施主体の例示がなされている。これら 2 つの資料を参考として、実施主体毎に対応施策の実施状況を把握するとともに、課題及び課題に対する対応施策案への達成状況を確認して現状の評価を行った。その結果は、

表 18 のフォーマットに従い取りまとめ、H28 報告書の検証とした。

容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書に基づく 今後の対応の全体像について	
「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（以下「報告書」という。）の第 3 章「容器包装リサイクル制度の見直しに係る具体的な施策案」に示された施策例について、今後、以下の凡例に従い検討・実施する。	
A：国が中心となって有識者・関係者と連携しつつ検討する。検討結果は、合同会合等に報告、或いは必要に応じて合同会合等において検討する。 B：審議会のサブグループなどで検討する。検討結果は、合同会合等に報告する。 C：国が実施する。 D：指定法人が中心となって有識者・関係者と連携しつつ検討・実施する。 E：事業者、消費者、自治体等が中心となって実施する。	
1. リデュースの推進	
(1) 中身商品の製造段階で付される容器包装に関する取組	
・更なるリデュースを進めるため、環境配慮設計に関する手引き等の活用や優良事例の共有をすべきである。	E
・容器の果たすべき機能を踏まえた上で、リデュースやリサイクル特性に係る環境配慮設計の手順の標準化等による容器包装の環境配慮設計に関する各個別事業者によるレビューの促進、環境配慮設計等に積極的に取り組む事業者に対する表彰制度を継続すべきである。	C,E
・3R推進団体連絡会による自主行動計画のフォローアップを定期的に合同会合等の場で実施するとともに、同自主行動計画に基づく取組の中で、優良事例の展開、容器包装に係る環境配慮設計に関する情報提供等を行う。	A,E

図 36 施策例について対する実施主体

表 18 H28 報告書の検証

項目	H28 報告書		実施主体	対応施策の実施状況	現状の評価	分類
	課題	課題に対する対応施策案				
内容	課題及び課題に対する対応施策案を記載		国が中心となつて有識者・関係者と連携し検討、審議会のサブグループなどで検討、国、指定法人、事業者、消費者、自治体の 7 つの主体で整理	課題及び課題に対する対応施策案に関する実施状況を実施主体別に整理	課題及び課題に対する対応施策案への達成状況に関する評価を実施	対応が完了したものを①、引き続き実施していくものを②として分類

(2) 検証の方法

対応施策の実施状況については、まず、公開情報である報告書や関係団体等の HP を確認して整理を行った。ただ、公開情報で確認できなかった実施状況等の情報は、関連団体等へのヒアリング調査を行うことでその情報を補った。

以上の手順で得られた主体毎の対応施策の実施状況の整理に対して、課題及び課題に対する対応施策案への達成状況の評価を行った。その結果を課題に対して対応が完了したものを①、引き続き対応していく必要があるものを②として分類した。

(3) 検証結果のとりまとめ

以上の調査を踏まえたフォローアップ結果は、参考資料 3 に示す。

3.4 有識者会議等運営支援

令和4年度9月26日に開催された「第1回 産業構造審議会 産業技術環境分科会 資源循環経済小委員会 容器包装リサイクルワーキンググループ」において、議事録作成や委員からの質問に対する回答の検討等の会議運営支援を実施した。会議詳細を以下に整理する。

3.4.1 日時、場所

日時：令和5年9月26日（火曜日）14時30分～15時30分

場所：オンライン開催

3.4.2 出席者

同ワーキンググループには25名の委員にご出席いただいた。当日の出席委員は表19の通り。

表19 当日の出席委員一覧

No.	委員	所属
1	足立 夏子	NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット副事務局長
2	大石美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費生活アドバイザー
3	大下 英和	日本商工会議所 産業政策第二部長
4	大角 亨	一般財団法人食品産業センター専務理事
5	岡野 知道	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会会長
6	小野田弘士	早稲田大学理工学術院大学院環境・エネルギー研究科教授
7	織 朱實	上智大学大学院地球環境学研究科教授
8	金澤 貞幸	公益社団法人全国都市清掃会議専務理事
9	川村 節也	紙製容器包装リサイクル推進協議会専務理事
10	小山 遊子	日本チェーンストア協会環境委員会委員
11	斉藤 崇	杏林大学総合政策学部教授
12	笹尾 俊明	立命館大学経済学部教授
13	佐藤 澄人	PETボトルリサイクル推進協議会会長
14	篠木 幹子	中央大学総合政策学部教授
15	杉山 涼子	岐阜女子大学特任教授兼(株)杉山・栗原環境事務所取締役
16	高橋 宏郁	スチール缶リサイクル協会専務理事
17	田中 希幸	ガラスびん3R促進協議会理事・事務局長
18	玉谷真太郎	日本石鹼洗剤工業会容器・廃棄物専門委員会委員長
19	西尾チヅル	国立大学法人筑波大学副学長
20	長谷川雅巳	一般社団法人日本経済団体連合会環境エネルギー本部長
21	舟竹以久代	一般社団法人日本百貨店協会環境・社会貢献委員会委員

22	保谷 敬三	アルミ缶リサイクル協会専務理事
23	町野 静	弁護士法人イノベンティア 弁護士
24	森塚 伸	段ボールリサイクル協議会理事運営委員長
25	山崎 初美	主婦連合会常任幹事

3.4.3 議題

当日の議題は以下の 2 点であった。

1. 座長互選
2. 容器包装リサイクル法の義務量算定に係る量、比率等について

3.4.4 議事概要

■座長互選

- ・ 出席委員の互選により、斉藤委員が選任された。

■容器包装リサイクル法の義務量算定に係る量、比率等について

- ・ 前回の委員会での委員からの指摘事項を精査し、対応方針を提示した。
- ・ 紙製容器包装の再商品化義務総量を求める際に、分別収集見込総量から市町村独自処理量を差し引くとのことだが、他の容器包装についても同じく差し引かないのか、という指摘に対して、他の容器包装についても、分別収集見込総量から市町村の独自処理予定量を差し引いた値と、再商品化見込量を比較し、いずれか少ない量を基礎として再商品化義務総量を算定する。

その他、委員からの主なコメント

■容器包装リサイクル法の義務量算定に係る量、比率等について

- ・ 独自処理予定量を控除した後の数値であっても、特定利用事業者のガラスびんのその他の色について、自主算定方式では全業種、簡易算定方式でも過半数の 3 業種が算定係数 1 を超える。これは容器包装リサイクル制度の趣旨に沿う状態ではない。ガラスびんのその他の色の再商品化見込量を修正すること、並びに根本的な問題である自治体における他の色への無色・茶色の混入について、状況把握と適切な色選別および精度の向上を要望する。
- ・ 申込の無い、ただ乗り事業者については、所轄官庁から指導し、撲滅することを要請する。
- ・ 容器包装利用・製造等実態調査について、アンケート発送先の抽出方法及び拡大推計は、数字に一定の影響を及ぼすため、より一層、慎重な取り扱いを要望する。

参考資料1 再商品化義務履行状況調査に関するアンケート調査票

(様式1)

容器包装の使用等に関するアンケート調査

返送方法：回答は本調査票に直接ご記入の上、令和5年12月22日（金）までに、同封の返信用封筒によりご返送ください。

回答日、ご担当者について下欄内にご記入ください。*同封の個人情報の取扱いについて同意の上、ご記入ください			
回答日	令和 年 月 日	担当部署	
役職		担当者名	
E-mail		TEL	

事業者情報			
事業者名			
所在地	〒		
電話番号		代表者氏名	
代表者役職		従業員数	
当期決算年月		売上げ(直近期)	(百万円)
主業種名		従業種名	

問1 貴社の業務において、最終的に一般家庭からごみとして排出される容器包装※1の利用・製造等※2を行っていますか。(いずれかに○をしてください。)

1. 行っている	2. 行っていない
----------	-----------

※1 : 容器包装とは、以下のa～dに示す容器や包装を指します。

- a) ガラスびん
- b) PETボトル（飲料・酒類・特定調味料（醤油、食酢等）に用いるPETボトル）
- c) プラスチック製容器包装（レジ袋、プラスチック容器、発泡スチロールトレイ等）
- d) 紙製容器包装（紙箱、紙袋、紙のトレイ、包装紙等）

※2 : 貴社の販売する商品の提供に用いる容器及び包装（ガラスびん・PETボトル・プラスチック製容器包装・紙製容器包装）を利用、又は、製造の事業を行うことを指します（輸入販売を含む）。

「2. 利用・製造等※2を行っていない」を選択された場合には、アンケート調査は終了です。

「1. 利用・製造等※2を行っている」を選択された場合には、引き続き、問2、問3のアンケートにご協力をお願いします。

問2 各年度において利用・製造等を行った容器包装の種類等を教えてください。なお、回答にあたっては、※3～6を参照し、記載してください。

容器包装利用・製造等に関する情報							
年度 ※3	利用・製造等を行った 容器包装の種類※4				売上高 (百万円) ※5	従業員数 (人) ※5	備 考 ※6
	ガラス びん	PET ボトル	プラ	紙			
H30							
R1							
R2							
R3							
R4							

- ※3 : 貴社の事業期間（例：4月～3月、10月～9月）に基づく年度で記載してください。
- ※4 : 平成30年度から令和4年度について、利用・製造等を行った容器包装の種類に「○」を付けてください。
- ※5 : 売上高、従業員数は、貴社（単体）全体のものを記載してください。
従業員とは、「常時使用する従業員」をいい、その解釈は以下によります。
- ・ 労働基準法、中小企業基本法における解釈に準じて判断します。
 - ・ 具体的には、事業者又は法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約の内容に常勤である旨が示されているものをいうこととし、労働基準法において解雇の予告を必要としない者とされる次のイからニまでに該当する者以外の者は「常時使用する従業員」とみなすこととします。
 - イ) 日々雇い入れられる者（ただし、1ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
 - ロ) 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者（ただし、2ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
 - ハ) 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者（ただし、4ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
 - ニ) 試用期間中の者（ただし、14日を超えて引き続き試用されるに至った場合を除く。）
 - ・ また、個人事業者の事業主や、法人の役員及び臨時従業員は、「常時使用する従業員」に含まないこととします。
- ※6 : 容器包装を使用する業種以外の業種が主たる業種である場合には、その業種を記載してください。容器包装の利用がすべて受託利用である場合は「受託」と、容器包装の利用がすべて業務用製品である場合は「業務用」と記載してください。

問3 各年度において使用した容器包装の再商品化義務の履行状況を教えてください。該当する番号に「○」を付けてください。なお、回答に当たっては、以下の※7を踏まえ、記載してください。

容器包装廃棄物の再商品化義務履行の状況

1. 再商品化の義務があり、容器包装リサイクル協会に対して再商品化委託の申し込みを行っている。[指定法人ルート]	
直近契約日：_____年_____月	契約金額：_____円
2. 再商品化の義務があり、主務大臣の認定を受け、自主回収ルートにて義務履行している。[自主回収ルート]	
3. 再商品化の義務がないと判断している。	
理由等	
4. その他	
理由等	

- ※7 : 容器包装リサイクル法における容器包装廃棄物の再商品化義務履行は、以下の方法により行われています。
- ・ 指定法人ルート：法律に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に再商品化を委託
 - ・ 自主回収ルート：事業者自ら又は他の事業者へ委託して容器包装を回収（主務大臣の認定が必要）
- 「1. 指定法人ルートで義務履行している」場合、直近の契約日と契約金額を記載してください。
- 「3. 再商品化の義務がないと判断している」を選択した場合、その理由等を記載してください。
- また、いずれにも該当しない場合、「4. その他」を選択していただき、理由等を記載してください。

調査は以上で終了となります。
ご協力いただき、ありがとうございました。

容器包装リサイクル制度を取り巻く現状

- 1 ごみ及び容器包装廃棄物の排出状況
- 2 分別収集の実績
- 3 容器包装廃棄物の再商品化
- 4 特定事業者に関する状況
- 5 容器包装リサイクル法の各種取組状況
- 6 その他関連情報

1

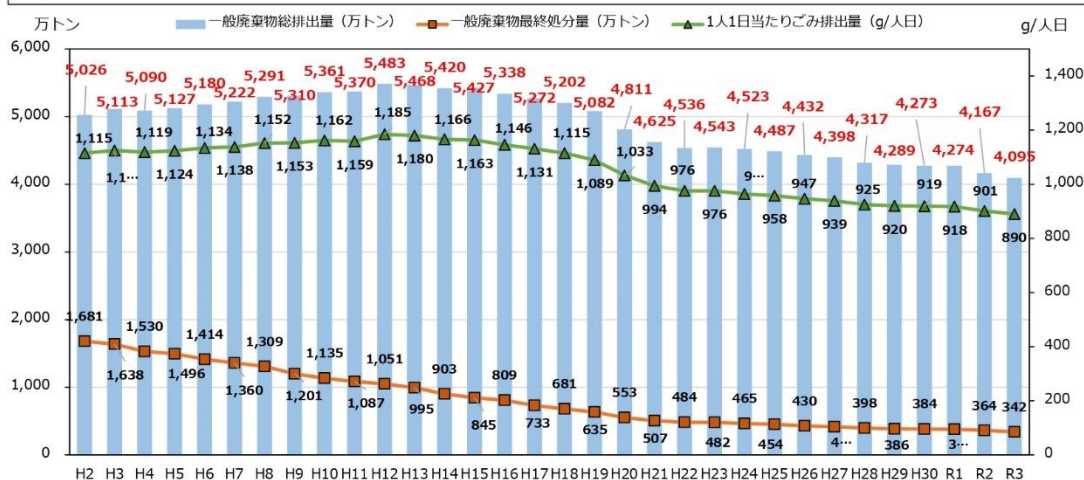
1 ごみ及び容器包装廃棄物の排出状況

1-1 一般廃棄物総排出量・一般廃棄物最終処分量・1人1日当たりごみ排出量

我が国のごみの排出量は、平成12年度をピークに減少しており、令和3年度においては、4,095万トンとなっている。

1人1日当たりごみ排出量は、直近は890gと、法制定時（平成7年、1,138g）から約22%、ピーク時（平成12年、1,185g）から約25%減少している。

一般廃棄物最終処分量は、法制定以前より減少を続けており、令和3年度は342万トンであった。

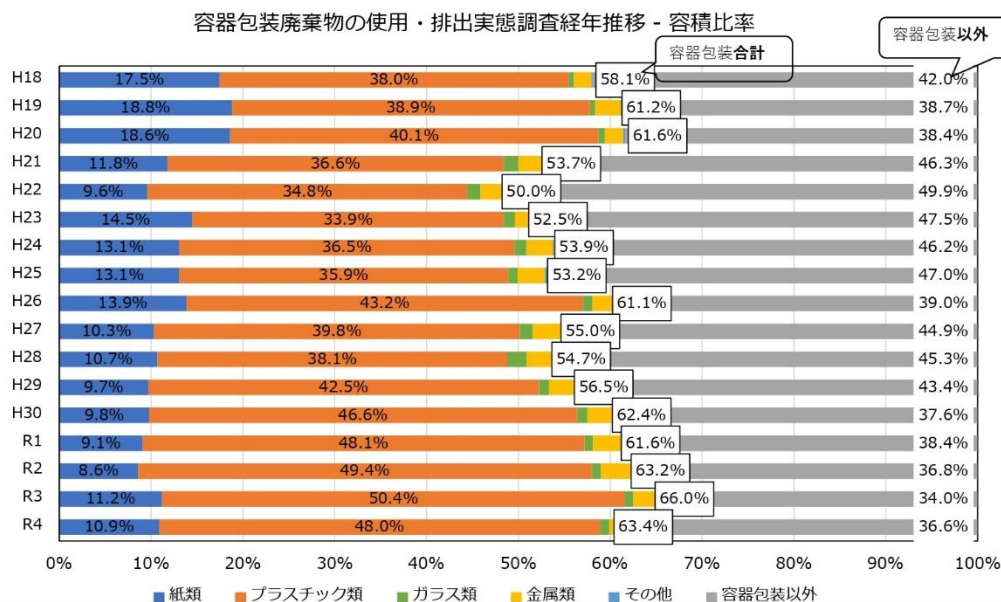


出典：環境省「日本の廃棄物処理」

2

1-2 家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合(容積比)

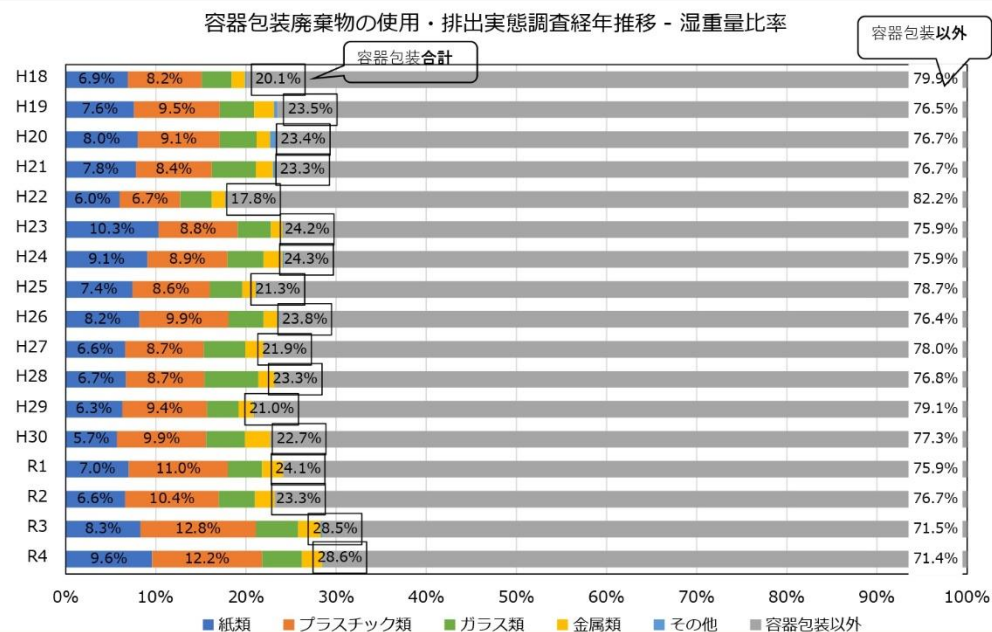
家庭ごみ中の容器包装廃棄物の容積比は増減を繰り返していたが、平成28年度から増加傾向を示していたものの、令和4年度は減少傾向に転じた。



3

1-2 家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合(湿重量比)

家庭ごみ中の容器包装廃棄物の湿重量比は20%程度で推移している。組成別ではプラスチック類及び紙類が最も多く、特にプラスチック類は令和元年度以降10%を超える。

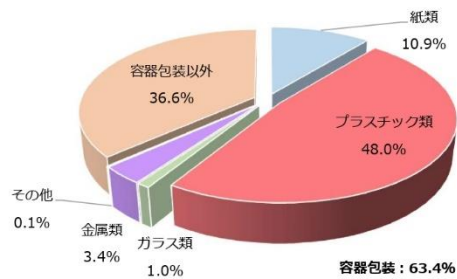


4

1-2 家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合（令和4年度）

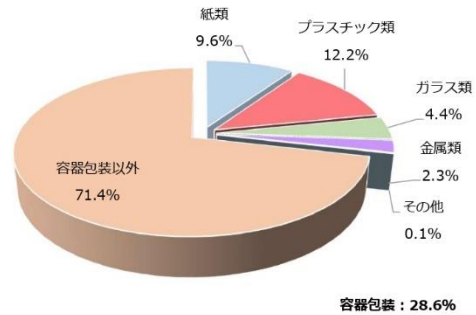
家庭ごみ中の容器包装廃棄物が占める割合は、令和4年度においては、容積比で63.4%、湿重量比で28.6%となっている。プラスチック類が容積の約半分を占めている。

(1)容積比



※四捨五入のため合計値が合わないことがある。

(2)湿重量比



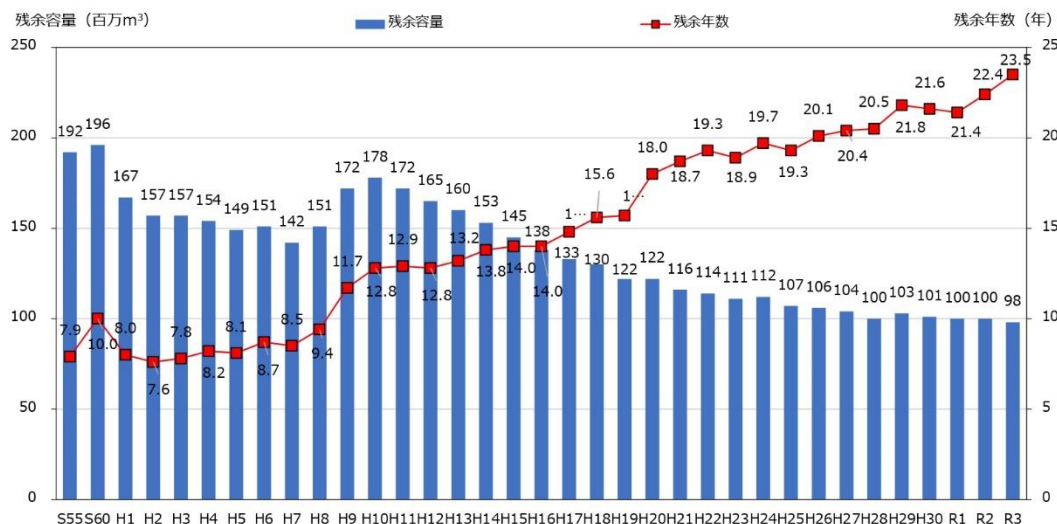
出典：環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」

5

1-3 一般廃棄物最終処分場の状況

一般廃棄物最終処分場の残余容量は減少傾向であったが、平成28年度からほぼ横ばいで推移している。前回法改正時（平成18年）に130百万立方メートルであったが、令和3年度には98百万立方メートルである。

最終処分場の残余年数は、前回法改正時（平成18年）に15.6年であったが、令和3年度には23.5年に増加した。



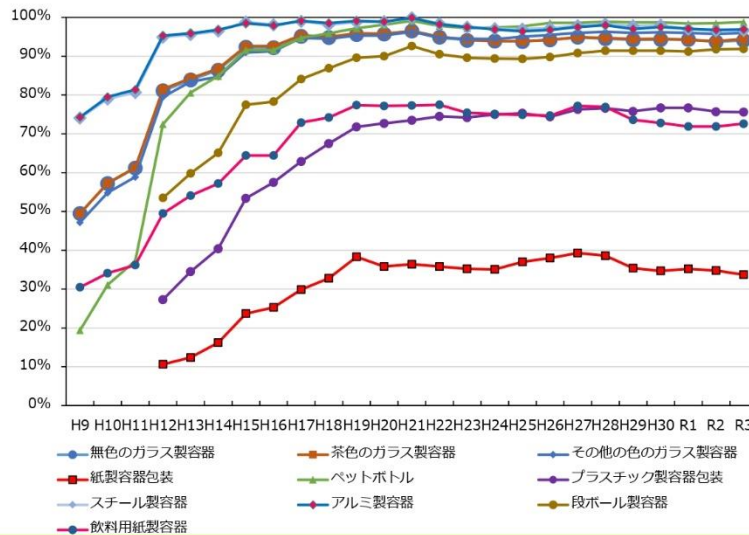
出典：環境省「日本の廃棄物処理」

6

2 分別収集の実績

2-1 全市町村に対する分別収集実施市町村の割合の推移

分別収集実施市町村の割合はガラス製容器、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶、段ボールについては9割を超えているが、プラスチック製容器包装や飲料用紙製容器は7割程度、紙製容器包装は3割程度と低い割合で推移している。

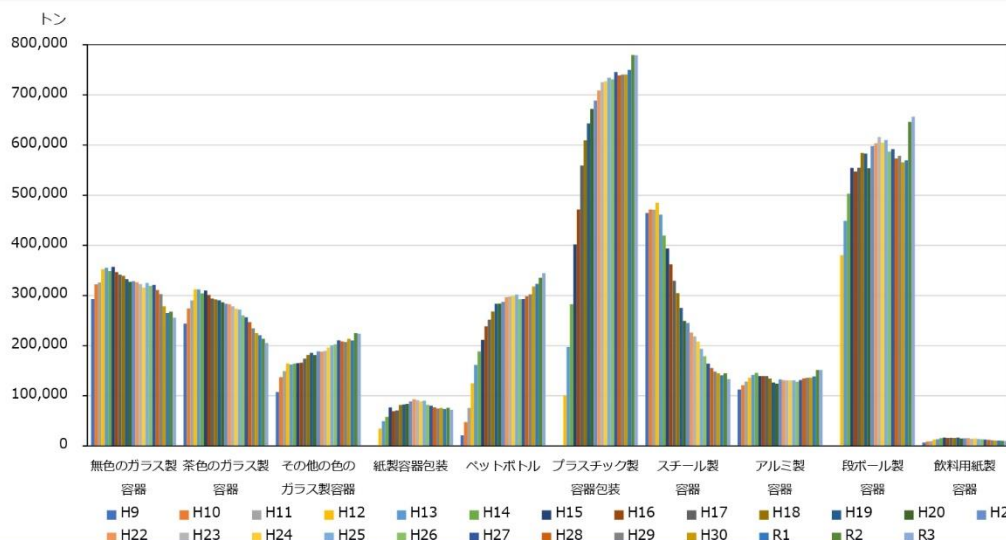


出典：環境省「令和2年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等の実績について（参考1）」の情報を基に経済産業省作成

7

2-2 年度別分別収集実績量

無色及び茶色のガラス製容器、スチール製容器の分別収集量は出荷量に伴い減少傾向にある。段ボール容器については減少傾向であったものの令和2年度から急増している。その他の色のガラス製容器、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の分別収集量は近年増加傾向にある。これは令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響等によるものと推察する。

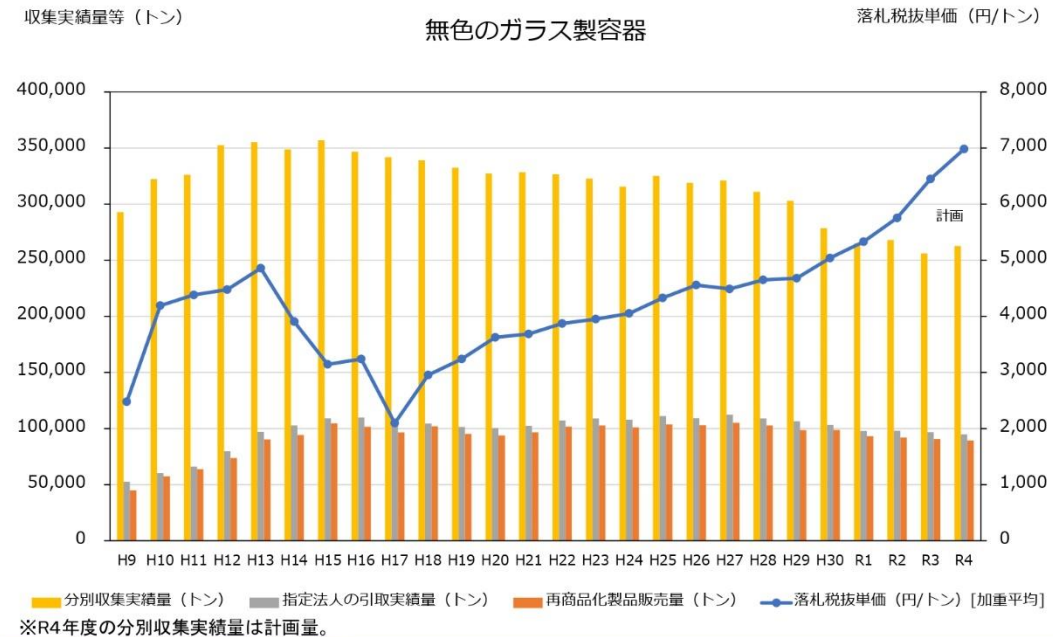


出典：環境省「令和2年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等の実績について（参考1）」の情報を基に経済産業省作成

8

2-3 素材別 収集実績量、引取実績量、再商品化製品販売量、落札単価の推移

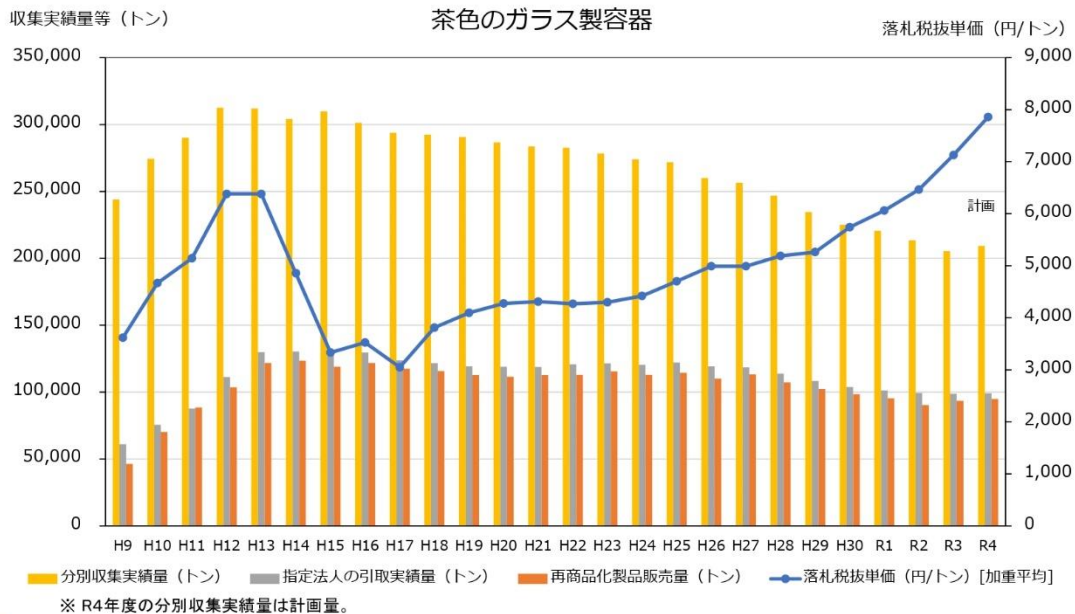
無色のガラス製容器は分別収集量実績量、指定法人の引取実績量、再商品化製品販売量とともに減少傾向を示している一方、落札税抜単価は増加傾向を示している。



出典：(公財)日本容器包装リサイクル協会(引取実績量、再商品化製品販売量、落札単価)、環境省(分別収集実績量)の情報を基に経済産業省作成

9

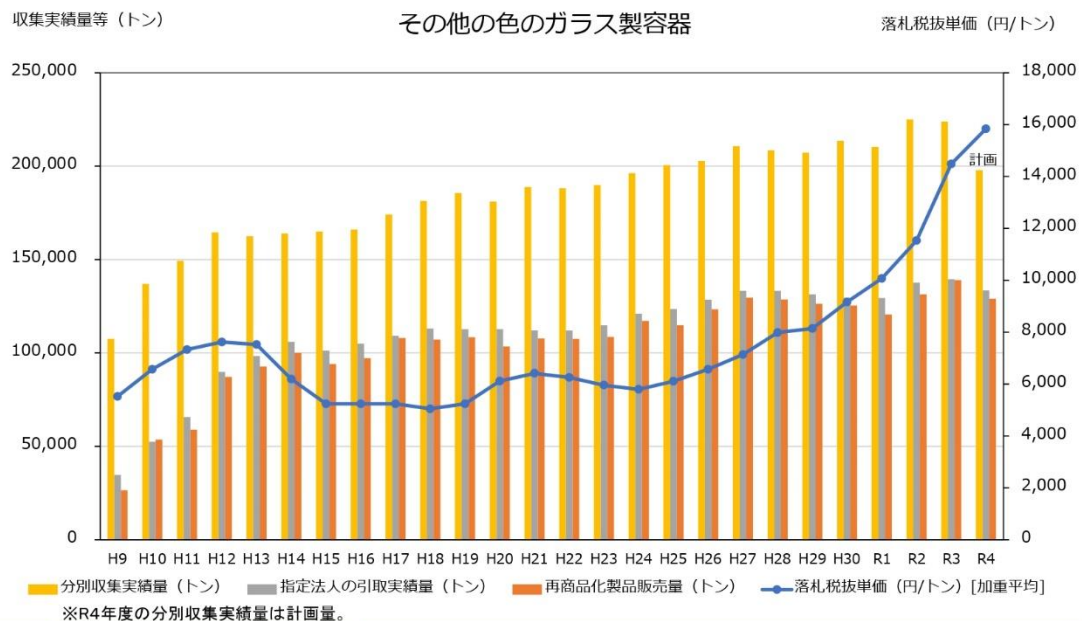
茶色のガラス製容器も無色のガラス製容器同様に、実績量等は減少傾向を示す一方、落札税抜単価は増加傾向を示している。



出典：(公財)日本容器包装リサイクル協会(引取実績量、再商品化製品販売量、落札単価)、環境省(分別収集実績量)の情報を基に経済産業省作成

10

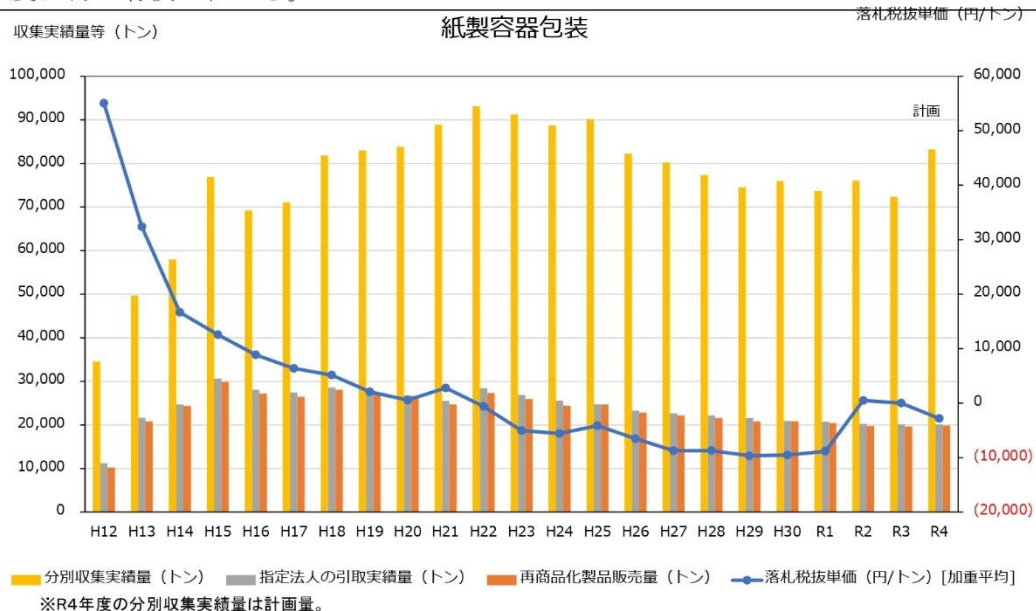
その他の色のガラス製容器は、実績量は増加傾向を示しており、また、落札税抜単価も増加している。



出典：（公財）日本容器包装リサイクル協会（引取実績量、再商品化製品販売量、落札単価）、環境省（分別収集実績量）の情報を基に経済産業省作成

11

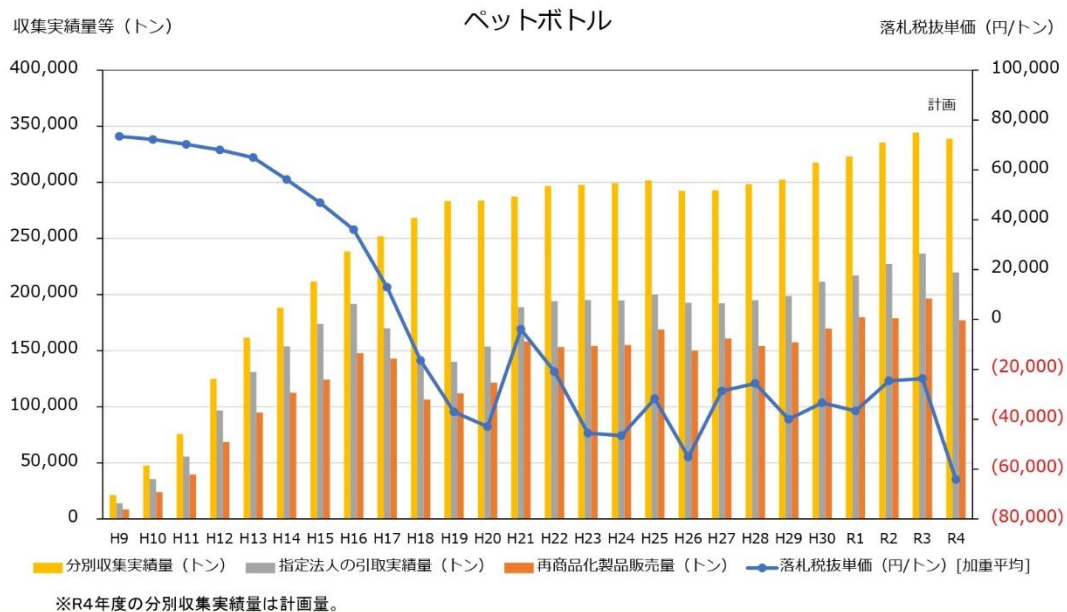
紙製容器包装は、平成22年度より実績量は減少傾向を示している。落札税抜単価は令和元年度までは減少傾向を示していたが、令和2、3年度は逆有償となった。令和4年度は再び有償に転じる。



出典：（公財）日本容器包装リサイクル協会（引取実績量、再商品化製品販売量、落札単価）、環境省（分別収集実績量）の情報を基に経済産業省作成

12

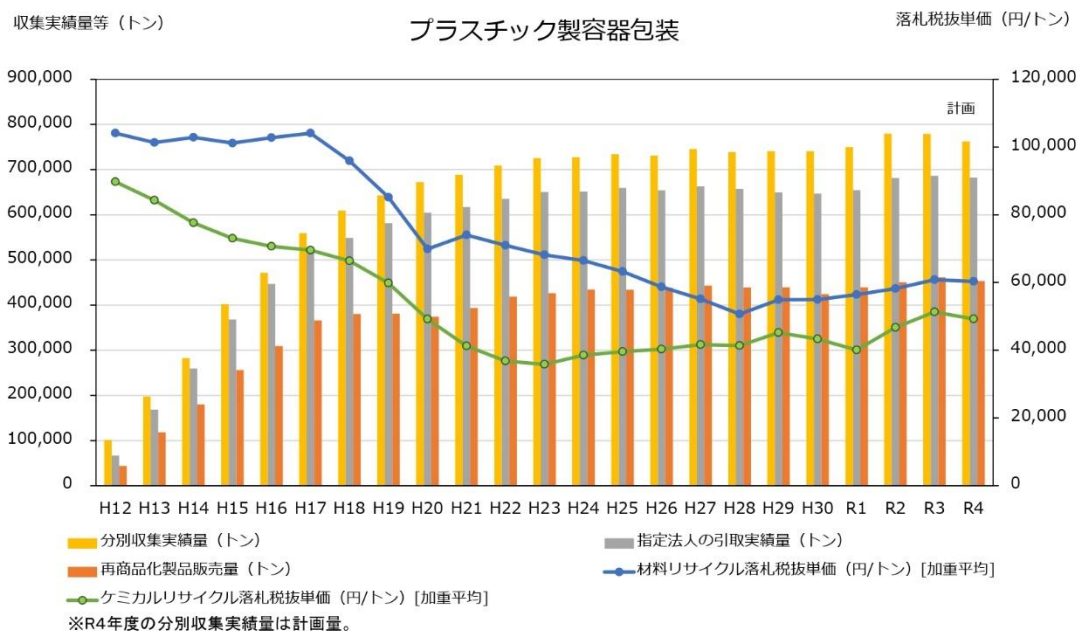
ペットボトルの実績量は増加傾向を示している。落札税抜単価は令和4年度は有償の幅が大きくなる。



出典：(公財)日本容器包装リサイクル協会(引取実績量、再商品化製品販売量、落札単価)、環境省(分別収集実績量)の情報を基に経済産業省作成

13

プラスチック製容器包装の実績量は増加傾向を示している。落札税抜単価はこれまで減少傾向から一定の範囲で推移している。



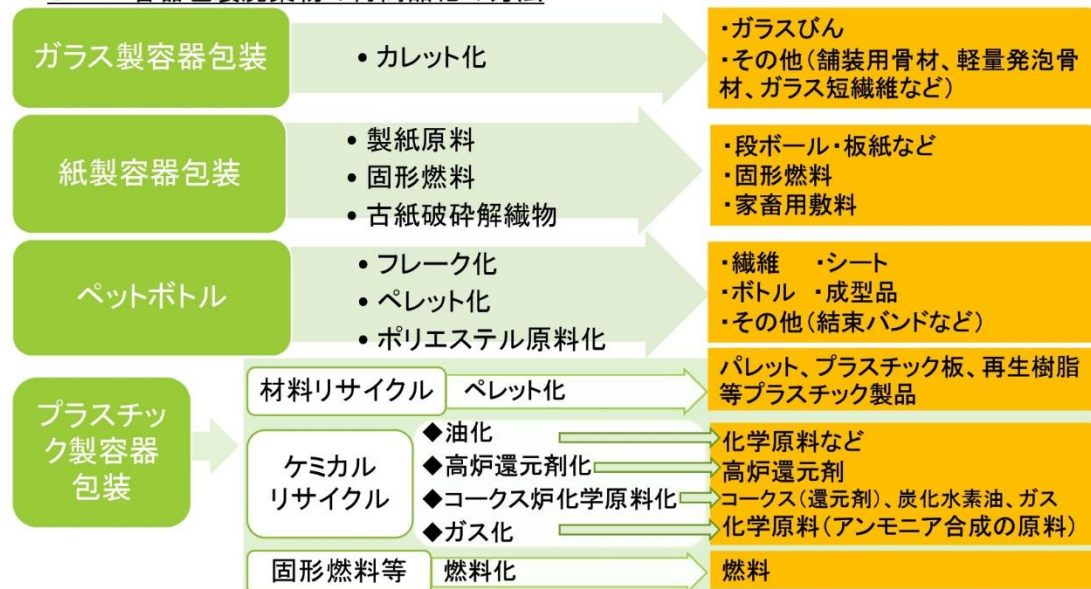
出典：(公財)日本容器包装リサイクル協会(引取実績量、再商品化製品販売量、落札単価)、環境省(分別収集実績量)の情報を基に経済産業省作成

14

3 容器包装廃棄物の再商品化

容器包装廃棄物の再商品化については、以下のとおり素材の特性に応じたリサイクルを行っている。

3-1 容器包装廃棄物の再商品化の方法



15

3-2 種類別再商品化製品紹介

ガラス製容器 再商品化製品

再商品化製品

「カレット」は、ガラスびんを原料用に細かく砕いたもので、リサイクル製品の原材料等(再商品化製品)の100%を占める。「カレット化」はラベルや異物を取り除いて色分別したカレットの状態にするガラスびんのリサイクル手法である。

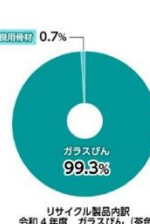
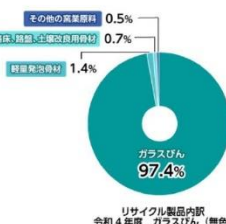
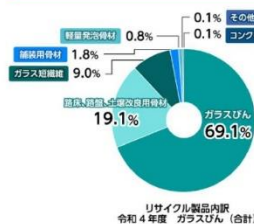
カレット



令和4年度 カレット(合計)
(R4年4月よりR5年6月までの販売実績)



再商品化製品利用製品



ガラスびん



路床、路盤、土壌改良用骨材(住宅の基礎等)



ガラス短繊維(断熱材等)



出典:(公財)日本容器包装リサイクル協会HP

16

紙製容器包装 再商品化製品

古紙破砕解繊維物家（畜用敷料）

吸水性や通気性に優れていることから、家畜用敷料（敷きわら）として利用される。



家畜用敷料（敷きわら）



家畜用敷料の利用例

固形燃料

紙製容器包装からつくられる固形燃料は、RPFとフラフである。両燃料については、古紙と廃プラスチックを原料とした固形燃料で、石炭の代替材料として主に製紙メーカー、セメント会社等で利用されている。



RPF



フラフ



原材料等内訳
令和4年度

（R4年4月よりR5年6月までの販売実績）

製紙原料

紙製容器包装を原料としてつくられる紙は、板紙、段ボールの中芯などであり、製紙メーカーの板紙工場等で使用される。



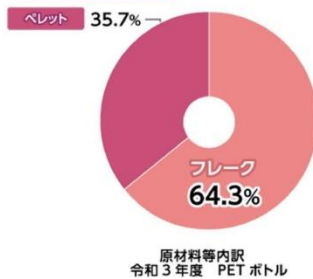
段ボールの中芯

出典：（公財）日本容器包装リサイクル協会HP

17

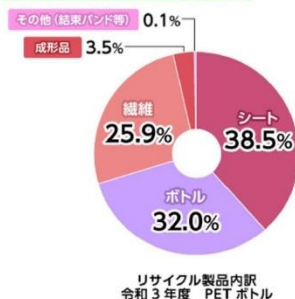
ペットボトル 再商品化製品

再商品化製品



原材料等内訳
令和3年度 PETボトル

再商品化製品利用製品



リサイクル製品内訳
令和3年度 PETボトル

繊維

自動車関連材料、インテリア・寝装寝具、衣類、土木・建築資材など



自動車の天井・床等の内装材や、吸音材



カーペット



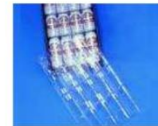
ユニフォーム

シート

卵パック、食品用トレイ、食品用の中仕切り、プリスターパックなど



卵パック



食品用の中仕切り



プリスターパック

ボトル



飲料用ボトル



洗剤用ボトル

成形品



排水ます蓋



回収ボックス

その他

結束バンド、ごみ袋など



結束バンド

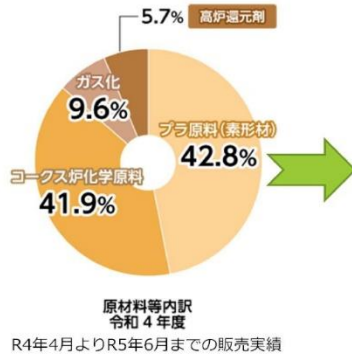
R2年4月よりR3年6月までの販売実績

出典：（公財）日本容器包装リサイクル協会HP

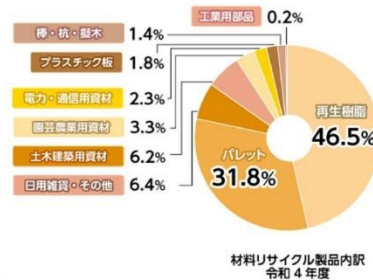
18

プラスチック製容器包装 再商品化製品

再商品化製品



再商品化製品利用製品



材料リサイクル(プラ素形材)



ケミカルリサイクル
(写真:コークス炉化学原料)

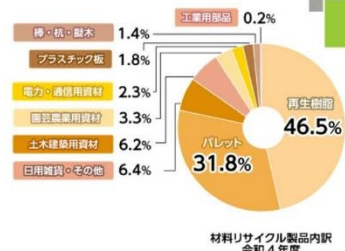


出典:(公財)日本容器包装リサイクル協会HP

19

プラスチック製容器包装 再商品化製品

プラスチック製容器包装 材料リサイクル製品 (再商品化製品利用製品) 写真



※令和4年4月より令和5年6月までの販売実績



出典:(公財)日本容器包装リサイクル協会HP

20

4 特定事業者に関する状況

4-1 再商品化義務履行事業者数(全国計)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
ガラスびん合計	4,376	4,343	4,273	4,241	4,189	4,113	4,038	3,984	3,921	3,794	4,524	3,605
無色	3,680	3,650	3,607	3,605	3,501	3,423	3,413	3,358	3,323	3,224	3,549	3,083
茶色	1,887	1,877	1,807	1,796	1,822	1,793	1,793	1,759	1,710	1,661	2,036	1,546
その他	1,644	1,601	1,537	1,474	1,491	1,474	1,433	1,409	1,371	1,327	1,283	1,260
PETボトル	1,099	1,158	1,183	1,484	1,270	1,300	1,324	1,361	1,429	1,439	1,840	1,403
紙	54,564	48,767	47,431	50,369	49,686	51,371	50,211	54,223	53,861	54,131	55,539	56,008
プラスチック	64,573	66,213	64,705	70,480	71,110	72,659	71,701	71,985	72,076	72,580	73,885	73,937
申込総件数	67,894	69,404	67,738	73,417	73,937	75,401	74,333	74,493	74,341	74,744	75,937	76,204
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	
ガラスびん合計	3,536	3,486	3,429	3,370	3,294	3,256	3,210	3,153	3,083	3,009	2,936	
無色	3,031	2,981	2,953	2,898	2,837	2,800	2,753	2,694	2,640	2,562	2,486	
茶色	1,493	1,482	1,436	1,418	1,410	1,377	1,376	1,350	1,329	1,288	1,255	
その他	1,217	1,220	1,193	1,188	1,160	1,141	1,136	1,118	1,098	1,061	1,030	
PETボトル	1,378	1,373	1,364	1,342	1,315	1,303	1,279	1,265	1,258	1,215	1,178	
紙	57,823	60,155	63,299	65,103	66,120	66,447	66,315	68,133	67,360	66,831	66,915	
プラスチック	74,357	76,439	78,605	79,847	80,834	79,993	79,952	80,924	79,825	79,225	78,820	
申込総件数	76,586	78,221	80,768	81,532	82,475	81,609	82,024	82,445	81,276	80,627	80,162	

令和5年7月末データ

※再商品化義務履行事業者数は、1社で複数の素材で申込をしている場合もあるため、各欄の単純合計にはならない。

※上記の数値は、新聞販売所やコンビニエンスストア等の一括代理人契約の場合における内訳の個別店舗数を全てカウントした数値。

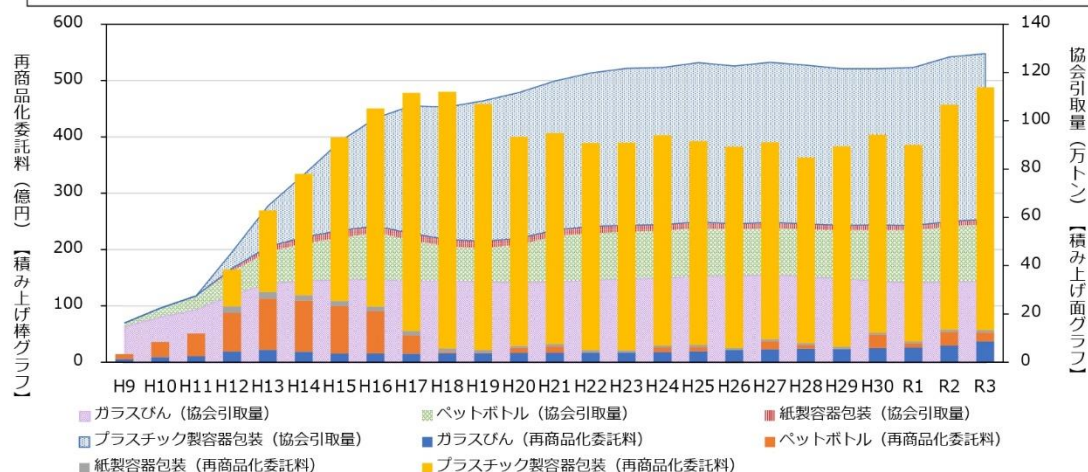
出典：(公財)日本容器包装リサイクル協会

21

4-2 特定事業者が負担する委託額の推移

特定事業者が負担する再商品化委託料（積み上げ棒グラフ）について、ガラスびんは法完全施行以降、増加傾向であるが、ペットボトル及び紙製容器包装は平成13年度をピークに減少傾向にある。プラスチック製容器包装は平成18年度まで増加しており、平成19年度から横ばいで推移していたが令和2年度から再び増加に転じている。

指定法人引取量（積み上げ面グラフ）について、ガラスびん、紙製容器包装は減少傾向であるが、ペットボトル、プラスチック製容器包装は近年増加傾向である。



出典：(公財)日本容器包装リサイクル協会「特定事業者が支払った再商品化実施委託料(再商品化委託料 詳細データ)」、
「市町村からの引き取り実績 詳細データ」の情報を基に経済産業省作成

22

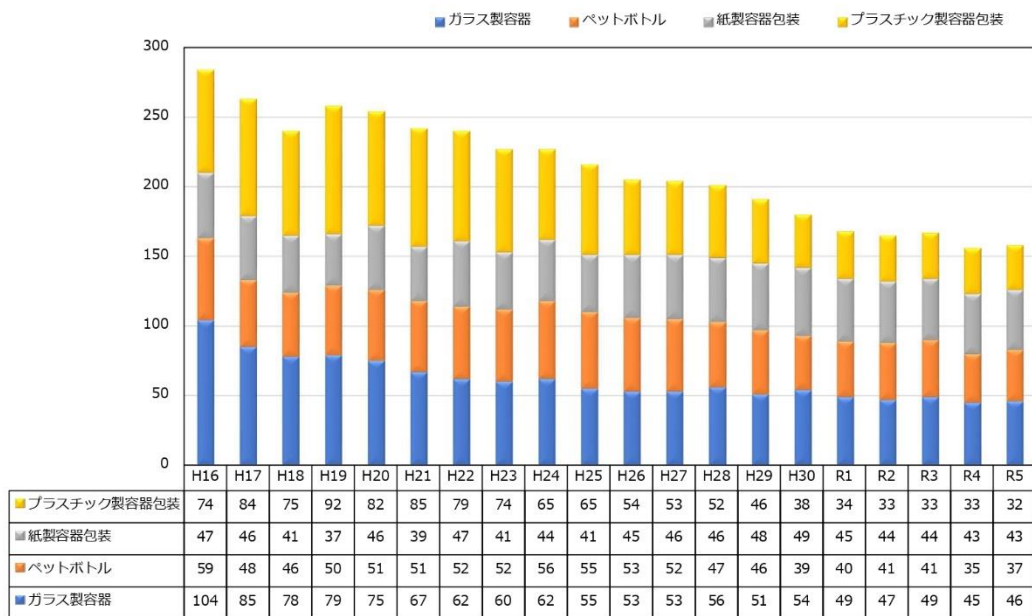
4-3 再商品化委託単価(単位:円/トン)

(単位 円/トン、税抜き)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
無色のガラス製容器	2,700	2,500	3,800	3,700	3,200	4,000	3,700	4,000	3,800	3,900
茶色のガラス製容器	4,600	4,600	4,600	5,000	4,700	5,300	5,100	5,400	5,100	5,300
その他の色のガラス製容器	7,700	6,100	6,800	5,600	6,400	8,800	9,100	8,500	7,800	7,700
ペットボトル	45,800	29,800	800	1,800	1,800	1,700	4,000	3,500	3,300	4,300
紙製容器包装	18,300	12,000	19,500	12,000	14,800	12,700	15,300	12,400	11,500	11,500
プラスチック製容器包装	69,600	76,200	84,900	81,800	71,600	62,600	50,700	49,600	46,700	45,800
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
無色のガラス製容器	4,100	4,400	4,200	4,100	4,000	4,300	4,300	4,600	5,100	6,000
茶色のガラス製容器	5,700	5,800	5,500	5,700	5,600	6,000	5,900	6,400	7,200	8,200
その他の色のガラス製容器	8,100	9,400	9,700	9,900	10,300	11,600	13,700	17,500	23,600	16,100
ペットボトル	1,400	3,300	2,300	2,000	9,200	2,000	3,200	4,500	5,000	14,000
紙製容器包装	13,000	13,000	12,000	13,000	15,000	12,000	13,000	16,000	14,000	23,000
プラスチック製容器包装	52,800	47,000	45,000	45,000	49,000	46,000	49,000	51,000	53,000	58,000

出典:(公財)日本容器包装リサイクル協会 23

4-4 指定法人が再商品化を委託した再生処理事業者数



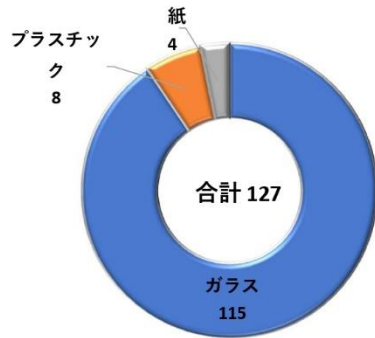
出典:(公財)日本容器包装リサイクル協会「落札結果」、「再生処理事業者の登録、契約事業者リスト」の情報を基に経済産業省作成

24

4-5 特定容器の自主回収認定状況

認定事業者数(社)

49



素材別内訳(件数)

＜素材毎の用途の例＞

ガラス

- ・ 牛乳用びん
- ・ 炭酸飲料用びん
- ・ 清涼飲料用びん
- ・ 清酒用びん
- ・ ビール用びん 等

プラスチック

- ・ ガラスびん用キャップ
- ・ 鶏卵パック 等

紙

- ・ 鶏卵パック 等

※令和5年6月時点

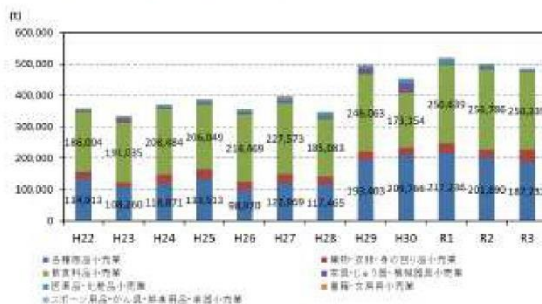
25

5 容器包装リサイクル法の各種取組状況

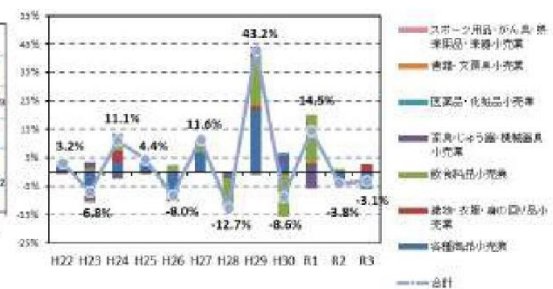
5-1 小売業事業者に係る容器包装排出抑制促進措置

定期報告連続提出事業者の、過去10年間の容器包装使用量の推移について分析したところ、令和2年度からプラスチック製の買物袋の使用量が減少しており、買物袋を除く容器包装の使用量は増加している。この要因は、プラスチック製買物袋の有料化制度の開始によるレジ袋の削減や、新型コロナウイルス感染症の影響によるテイクアウトやデリバリーサービスの利用機会の増加が考えられる。

◆業種別容器包装を用いた量の推移



◆容器包装を用いた量の推移(寄与度分解)

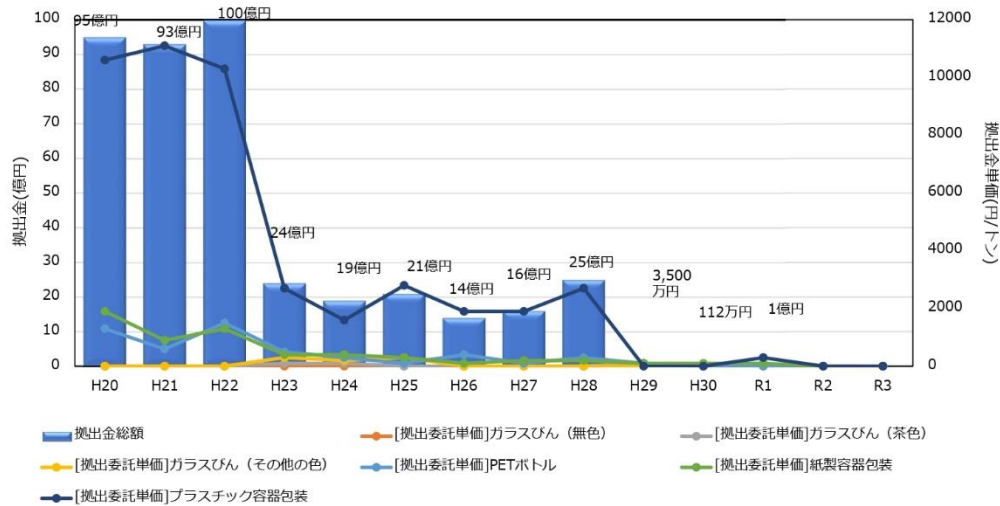


出典：経済産業省「令和3年度定期報告制度集計結果」

26

5-2 リサイクルの合理化に貢献した市町村への資金拠出制度の状況

合理化拠出金の拠出総額は、制度開始当初100億円程度あったが、その後、合理化拠出金の基準年度の変更等により平成23年度以降は大きく減少した。また、令和2年度及び令和3年度では、実際の再商品化費用総額が「想定額」を上回ったことにより拠出金はなかった。



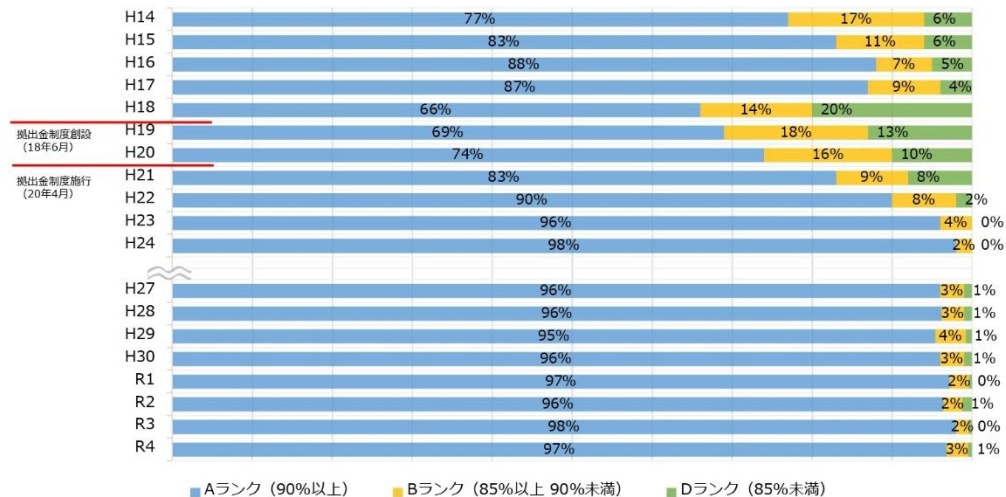
出典：（公財）日本容器包装リサイクル協会「合理化拠出金額の経年推移」

27

拠出金制度導入後のプラスチック製容器包装ベール品質(容器包装比率)の推移

プラスチック製容器包装ベールの品質評価項目の1つに「容器包装比率」があり、サンプルベール重量に対し、分別基準適合物である容器包装プラスチックの重量割合（容器包装比率）が90%以上であればAランク、85%以上90%未満はBランク、85%未満はDランクとなる。

拠出金制度導入後、Aランクのベール品質の割合は増加し、近年では全体の95%以上を占めている。



出典：（公財）日本容器包装リサイクル協会「プラスチック製容器包装の品質調査結果」の情報を基に経済産業省作成

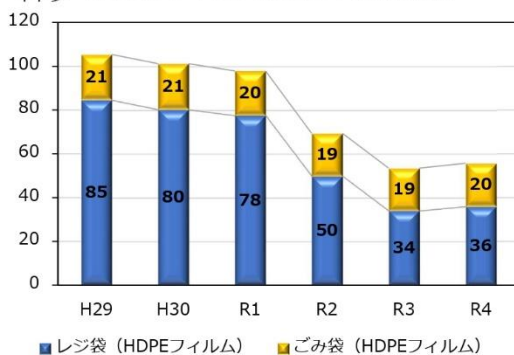
28

5-3 プラスチック製買物袋の有料化について

令和2年7月1日より、全国でプラスチック製買物袋の有料化制度が開始された。環境省によるレジ袋使用状況に関するWEB調査の結果「1週間、レジ袋を使わない人」は、令和2年3月の3割から令和2年11月の7割に増加した。

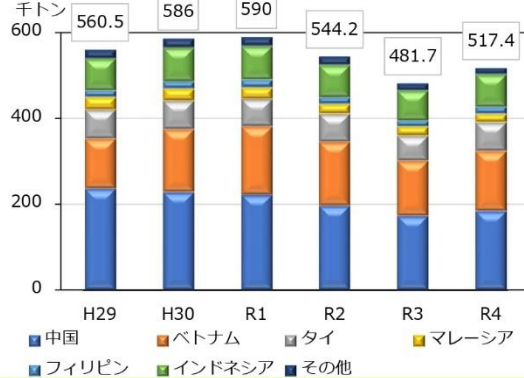


千トン ポリオレフィンフィルムの年別出荷状況



出典：日本ポリオレフィン工業組合「2017～2021年 ポリオレフィンフィルムの年別出荷状況」の情報を基に経済産業省作成

千トン ポリエチレン袋輸入量の年別推移



出典：日本ポリオレフィン工業組合「ポリエチレン袋輸入量の年別推移(2017年～2021年)」の情報を基に経済産業省作成

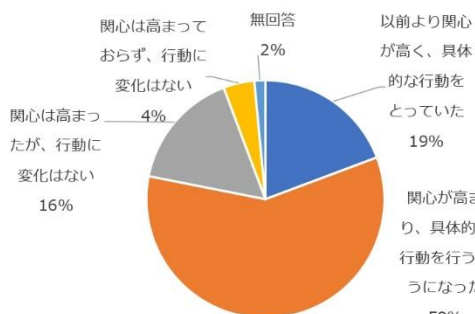
29

6 その他関連情報

6-1 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環法)施行に伴う国民の意識・行動の変化と自治体の法32条の利用見込み

環境省によるプラスチックごみ問題に関する世論調査では、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行により、約6割が関心の高まりと具体的な行動を行うようになったと回答があった。法32条に基づく分別収集物を指定法人に引取りを予定している自治体は68団体で、予定数量は約1万4千トンとなる。

◆ レジ袋有料化や新法施行によるプラスチックごみ問題関心や行動の変化



出典：環境省 プラスチックごみ問題に関する世論調査（令和4年9月調査）

◆ 法第32条に基づく分別収集物を指定法人に引取りを予定している自治体及び予定量

引き渡し量に関する調査結果	R5
申込予定市町村数	68
製品プラ申込予定量(t)	13,712
産廃プラ申込予定量(t)	0
製品プラ・産廃プラ合計量(t)	13,712

出典：（公財）日本容器包装リサイクル協会「令和5年度 市町村からの引き渡し量に関する調査 製品プラ・産廃プラ集計結果」より

30

6 その他関連情報

6-2 プラスチック資源循環法第33条の再商品化計画の認定状況

プラスチック資源循環法の第33条の再商品化計画の認定については、2022年9月に宮城県仙台市に対して第1号の認定を行ったほか、同年12月に愛知県安城市及び神奈川県横須賀市に対しても認定を行った。

法第33条に基づく再商品化計画の認定状況

市町村名	認定日	計画期間	分別収集物	量(t/年)※	処理主体	再商品化製品
			種 類			
宮城県 仙台市	R4.9.30	R5.4.1～ R8.3.31	プラスチック容器包装廃棄物	13,104	J&T環境株式会社 (仙台市内)	ペレット、 フラフ等
			それ以外のプラスチック使用製品廃棄物	1,456		
			合 計	14,560		
愛知県 安城市	R4.12.9	R6.1.1～ R8.3.31	プラスチック容器包装廃棄物	1,173	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	ペレット
			それ以外のプラスチック使用製品廃棄物	250		
			合 計	1,423		
神奈川県 横須賀市	R4.12.9	R5.4.1～ R8.3.31	プラスチック容器包装廃棄物	3,868	株式会社TBM (横須賀市内)	ペレット
			それ以外のプラスチック使用製品廃棄物	318		
			合 計	4,186		

出典：環境省プレスリリース https://www.env.go.jp/press/press_00627.html、https://www.env.go.jp/press/press_00968.html
 ※量 (t/年)：再商品化計画期間の平均値

31

6 その他関連情報

6-3 プラスチック資源循環法の法第39条自主回収・再資源化事業計画及び法第48条再資源化事業計画の認定状況

令和5年4月19日付けで自主回収・再資源化事業計画1件、再資源化事業計画2件が認定された。

法第39条自主回収・再資源化事業計画及び法第48条再資源化事業計画の認定状況

	自主回収・再資源化事業計画	再資源化事業計画	
	緑川化成工業株式会社（認定第1号）	三重中央開発株式会社（認定第1号）	DINS関西株式会社（認定第2号）
①使用済プラスチック使用製品（産業廃棄物等）を収集しようとする区域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	三重県、奈良県	大阪府
②再資源化を実施する使用済プラスチック使用製品（産業廃棄物等）の種類及び重量	使用済アクリル板：100 t/年	食品包装資材：360 t/年 工場端材：280 t/年	廃棄ペットボトル：201 t/年
③再資源化の実施方法	材料リサイクル（ペレット）	材料リサイクル（ペレット）	材料リサイクル（ペットボトル圧縮梱包物）
④再資源化により得られた物の利用方法	再生アクリルシート製造	パレット製造等	飲料用PETボトル製造

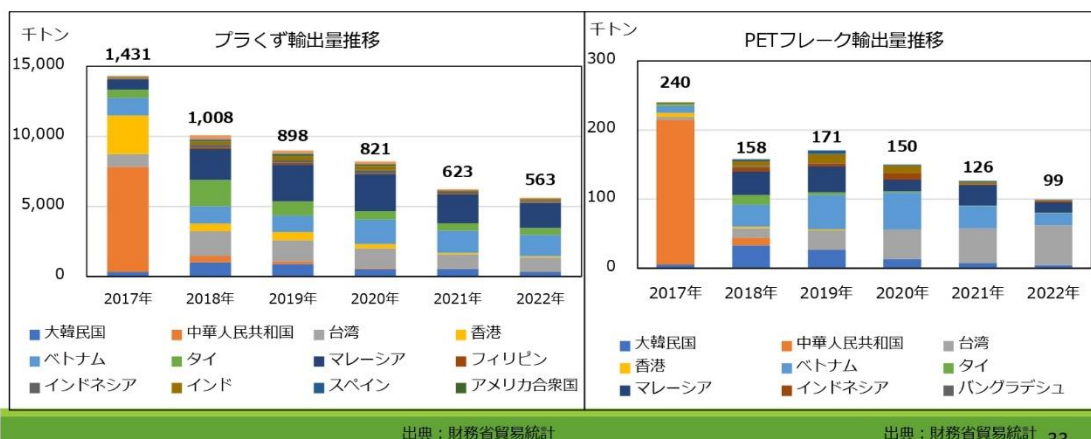
出典：環境省プレスリリース https://www.env.go.jp/press/press_01249.html
 ※量 (t/年)：再商品化計画期間の平均値

32

6 その他関連情報

6-4 廃プラスチックの輸入規制

2017年末に中国によるプラスチックくずの輸入規制が強化され、日本から中国への輸出はほとんどなくなった。それ以後、東南アジア諸国への輸出が増えたが、東南アジア諸国においても輸入規制措置がとられたことにより、これらの国への輸出も減少した。また、2019年に開催されたバーゼル条約締約国会議（COP14）で採択された廃プラスチックの新規規制追加に伴い、バーゼル法の省令改正を行い、2021年1月1日からリサイクルに適さない汚れた廃プラスチックの輸出入が規制対象に追加され、輸出はさらに減少した。



6-5 環境配慮設計の促進

各素材ではリデュース目標を設定し、環境配慮設計の考え方の普及、軽量化や薄肉化、無駄のない形状への変更、コンパクト化など、容器包装リデュースの取り組みを展開している。また、各素材をリサイクルしやすくするために、ガイドライン等も策定している。

表 リデュースの数値目標及び実績

素材	指標	2025年度 目標	リデュースの実績					
			2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
ガラスびん	1本/1缶	1.5%以上	1.5%	2.2%	1.2%	1.7%	2.2%	1.9%
PETボトル	当たり平均	25%以上	23.0%	23.9%	23.6%	24.8%	25.3%	25.6%
スチール缶	重量の軽量	9%以上	7.7%	7.8%	7.3%	8.1%	8.6%	9.1%
アルミ缶	化率	6%以上	5.1%	5.3%	5.3%	5.4%	5.8%	6.2%
飲料用紙容器	1m ² 当た	3%以上※	2.5%	2.9%	2.9%	2.9%	2.5%	2.5%
段ボール	り平均重量	6.5%以上	5.2%	5.1%	5.1%	5.5%	6.1%	5.9%
紙製容器包装	リデュース	15%以上	11.5%	11.2%	10.7%	13.1%	23.5%	18.8%
プラスチック容器包装	率	22%以上	15.3%	15.9%	17.0%	17.6%	19.2%	19.1%

※牛乳用500mlサイズカートンを対象とする。

出典：3R推進団体連絡会容器包装3Rのための自主行動計画2025

ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装

- 自主設計ガイドライン

プラスチック容器包装

- プラスチック容器包装の環境配慮に関する自主設計指針 改訂版
- プラスチック製容器包装の環境配慮設計・ガイドライン

参考資料3 H28 報告書のフォローアップ結果（一覧表）

1. リデュースの推進

（1）中身商品の製造段階で付される容器包装に関する取組

	報告書記載内容		実施主体	対応施策の実施状況	現状の評価	分類
	課題	課題に対する対応施策案				
a.	容器包装のリデュースは、事業者の自主行動計画に基づく自主的取組により一定程度進展している。引き続き、容器包装が果たすべき機能・役割（食品の敗防止等）を保持しつつ、 <u>自主行動計画に基づいて取組を進めることが効果的である。</u>	・環境配慮設計の手引き等の活用や優良事例を共有する。 E：事業者、消費者、自治体等	事業者	・各種容器包装のリサイクルを推進する事業者団体において、環境配慮設計のガイドライン・手引き等を作成している。また、政府による資源循環戦略の3R+Renewableの推進に対応するため、プラスチック容器包装の自主設計指針の見直し対応を行うなど、策定以降も必要な改訂が各素材でなされた。 ・3R推進団体連絡会では、平成18年から「容器包装3R推進フォーラム」において、自主行動計画のフォローアップ情報の共有に加えて、事業者、自治体、市民の事例報告を基にした情報提供やディスカッションを通じたリデュースに関する普及啓発活動を毎年度継続実施した。また、自主行動計画のフォローアップ報告は記者説明会ならびに日本経済団体連合会主催の容器包装リサイクルに関する懇談会で公表するとともに、資料は3R推進団体連絡会のHPに公開し共有された。 ・企業の取組例（一例）としては、ミツカンホールディングスでは、2001年に「容器包装設計環境ガイドライン」を制定し、商品開発や既存品の改良時の設計に反映するようにしている。また、プラスチック資源循環促進法の制定等の	指針や環境配慮設計等はプラスチック資源循環促進法の施行に伴って所要の改訂がなされつつ、容器包装の軽量化等のリデュースに関する取組みが継続的に行われていることに加え、各種イベントにおいて自主行動計画のフォローアップ等の共有が2006年から切れ目なく行われていることから自主行動計画に基づく取組みが継続実施されているものと評価できる。 今後も軽量化等の技術発展などによりリデュースが進むものと考えられることから、自主行動計画に基づく優良事例を共有状況等の確認・把握に努める。	②

				社会情勢に伴い、2022 年にバイオマスプラスチックや紙への移行に関する内容を盛り込んだ。 【PPT2、3、4、5 ページ】		
		・ 3 R 推進団体連絡会による自主行動計画のフォローアップや優良事例の展開、環境配慮設計の情報提供の促進、多様な主体による改善策の検討等をする。 A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。 E：事業者、消費者、自治体等	事業者	・ 各種容器包装のリサイクルを推進する事業者団体において、3 R のための自主設計ガイドラインを策定・公表している。また、優良事例をウェブサイトや年次報告書等に掲載し、継続的にリデュースの推進に資する情報が共有されている。 ・ 例えば、プラスチック容器包装リサイクル推進協議会では、2008 年より会員企業・団体が取り組んでいる環境配慮設計に関する事例を紹介しており、環境配慮パッケージ事例検索システム「プラっとサーチ」を活用し事例の共有を継続的に行っている。毎年応募によって整理される環境配慮事例集では、2016 年の応募数 24 社から 2022 年は 57 社へと増加している。 ・ 3R 推進団体連絡会は、自主行動計画の中で、容器包装 8 素材ごとに軽量化率などリデュースに係る目標値（例：プラスチックのリデュース率を 2025 年に 22%、ガラスびん軽量化率を 2004 年比で 2025 年度までに 1.5%以上とする）を定め、毎年度自主行動計画のフォローアップとして取組状況を取りまとめ、目標に対する進捗状況を公表している。 【PPT10、11、12 ページ】	自主設計ガイドラインや優良事例の整理、自主行動計画の策定に加え自主行動計画のフォローアップについては毎年実施しており、これらの情報は公開情報として広く情報発信が行われており、関係者における 3 R 活動に資する情報提供に貢献していると評価できる。今後も特定事業者が自主行動計画に基づく取組みに資する最新の環境配慮設計の事例の情報収集と発信していくことが必要である。	

b.	個別の物品や事業者によっては対策が不十分なものもあることから、内容物の特性が個々の商品ごとに異なることを踏まえつつ、内容物に類似性がある事業者間における<u>優良事例の共有・展開</u>や<u>個々の事業者ごとの環境配慮設計のレビュー</u> 二、環境配慮設計等に積極的に取り組む事業者に対する評価・情報発信を進めるべきである。	・環境配慮設計の手順の標準化等や、取組に対する表彰制度を継続する。 C：国 E：事業者、消費者、自治体等	国	・経済産業省では、公益社団法人日本包装技術協会が実施する「日本パッケージングコンテスト」の中で、特に優れた環境配慮設計の製品に対して大臣賞、産業技術環境局長賞、製造産業局長賞の表彰を 2002 年より毎年行っている。コンテストへの応募件数は 2010 年の 355 に対し 2022 年は 383 と微増した。 ・農林水産省では、一般財団法人食品産業センターが実施する「食品産業優良企業等表彰」の中で、環境部門[容器包装リサイクル推進タイプ]の区分を設け、農林水産大臣賞を毎年贈っており、令和 5 年度で第 44 回目となり、44 回目の応募件数は 12 件であった。 ・環境省は、2018 年 10 月にプラスチックスマートサイトを立上げて、容器包装の 3R 取組事例 689 を紹介している（2024 年 1 月時点）。また、環境省・農水省で令和 5 年 3 月に容器包装のプラスチック資源循環等に資する取組事例集として、食品、飲料、日用品・化粧品、包装材メーカー約 30 社 72 の事例を取りまとめ、ウェブサイトで公開した。 【PPT15、16、17 ページ】	優れた環境配慮設計の取組みへの表彰の継続実施は、積極的に取組む事業者の支援やこれから取組もうとする事業者のすそ野を広げることに貢献していると評価できる。引き続き表彰制度を継続し、自主的取組みを支援していくことが重要である。	②
----	--	--	---	--	--	---

c.	容器包装が果たすべき機能・役割（食品の腐敗防止等）を保持しながら更なるリデュースを進めるためには、消費者に対する積極的な情報の提供、機能保持の観点からの容器包装の必要性和削減可能性に関する消費者との対話による相互理解の促進、排出抑制はもとより、リサイクルしやすい素材選定の観点にも留意した環境配慮設計の促進等、関係主体が連携して一体的に取り組むべきである。	・環境配慮設計の促進、消費者と事業者との対話、普及啓発活動を、関係者が連携した協議会（コンソーシアム）等の場で促進。その際、3R推進マイスターを活用する。 E：事業者、消費者、自治体等	自治体	・取組例（一例）として多摩市では、令和2年に策定した「多摩市プラスチック削減方針」において、プラスチックの利用の削減、プラスチックのリサイクルの推進、とりわけペットボトルの水平リサイクルの推進を掲げている。この点において事業者に求められる行動例として、「ペットボトル入りの飲料を販売する事業者は、ペットボトルを極力みずからリサイクルすること」としており、令和4年にサントリーと「ボトル to ボトル」リサイクル協定を締結し、令和5年度より事業を開始した。また、「多摩市プラスチック削減方針」の「容器包装プラスチックの利用の削減」の中でマイボトルの使用を推奨するなど、自治体として市内の公共施設に給水スポットを設置したり、市民や事業者に求められる行動例を提示したりすることで、関係主体が連携した取組を促進している。 【参考】サントリーとの連携：https://www.city.tama.lg.jp/kurashi/gomi/recycling/1002140.html プラスチック削減方針：https://www.city.tama.lg.jp/kurashi/gomi/genryo/1002168.html ウォータースタンドとの協定締結 https://www.city.tama.lg.jp/kurashi/kankyo/oshirase/1002188.html 【PPT25 ページ】	自治体ではリサイクルしやすい素材選定の観点にも留意した環境配慮設計の促進等、関係主体が連携した一体的な取り組み事例が見受けられる。今後も多様な主体による改善策の検討を踏まえ行政施策に反映していくことが重要であり、国はそれらの状況の確認・把握に努める。	②
----	---	--	------------	--	--	---

1. リデュースの推進

(2) 消費者に販売する段階（小売段階）で付される容器包装に関する取組

	報告書記載内容		実施主体	対応施策の実施状況	現状の評価	分類
	課題	課題に対する対応施策案				
	製造段階で付される容器包装と同様に、消費者の理解に基づきつつ、それぞれの業態や地域の特性を踏まえながら、更なる自主的取組の促進を図ることが有効ではないかと考えられる。また、当該自主的取組の促進にあたっては、国全体での取組と、地域ごとの取組、両面から促進することが重要である。	・小売業事業者の排出抑制の一層の推進（業種別・業態別の取組内容と効果の相関等に関する分析、定期報告結果の公表等）を行うための自主的取組を促進する。 C：国 E：事業者、消費者、自治体等	国	・経済産業省では、容器包装廃棄物の排出抑制措置（容リ法第7条の6）に係る小売業事業者の定期報告制度に基づいて、自主的取組等について業種別業態別の分析を実施し、その取りまとめた結果をHPに掲載し周知を図った。2020年7月には容リ法の省令改正の中で、プラスチック製の買物袋の排出抑制のための取組内容や実績等に関する情報を記入する欄を追加した。 ・令和元年7月より、レジ袋の有料化が導入されたことを契機として事業者の排出抑制の一層の推進を図る施策の一つとして経済産業省・環境省では『レジ袋チャレンジ』のキャンペーンを打ち出した。そこには80,525店舗の小売事業者の参加があり、レジ袋を使わない人の割合は71.9%となった。 【PPT29、30ページ】	定期報告の分析により最新の排出動向を把握し、これらの結果を公開情報としてHPに掲載することで、事業者へ広く周知され自主的取組の促進に貢献していると評価できる。また、キャンペーンを通じて小売事業者への取組支援を行えたと評価できる。今後も事業者の自主的取組を展開するために、引き続き定期報告の分析に基づく排出実態の把握及びキャンペーン等での後押しを実施することが必要である。	②

		・容器包装使用量が特に多い業界における業態特性を踏まえた自主的目標の設定と取組の一層の展開及び取組状況の検証をする。 A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。 C：国 E：事業者、消費者、自治体等	国が中心となって有識者、関係者と連携し検討	・産業構造審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 レジ袋有料化検討ワーキンググループ 中央環境審議会循環型社会部会 レジ袋有料化検討小委員会合同会議にて、容器包装使用量が特に多い業界の取組み動向を把握し、プラスチック製容器包装を大量に利用する事業者の自主的取組みを促す対策の1つとして、容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出抑制を促進するために取り組むべき措置の判断基準として、プラスチック製買物袋の有償提供を2020年7月1日より規定した。 ・レジ袋の有料化の導入効果として、辞退率の向上に伴い流通量が半減したことを把握している。 【PPT34、35 ページ】	審議会等の議論を踏まえ容り法の省令改正により、多量利用事業者において、プラスチック製買物袋の有料化を実施した結果、レジ袋の使用量が約10万t削減した効果が得られ、国全体で小売時の容器包装の削減に貢献したと評価できる。今後も容器包装使用量が多い業界の取組み動向の確認・把握に努める。	②
		・環境配慮設計の促進、消費者と事業者との対話、普及啓発活動を、関係者が連携した協議会（コンソーシアム）等の場で促進。その際、3R推進マイスターを活用する。 E：事業者、消費者、自治体等	事業者	・3R推進団体連絡会では、「容器包装3R推進フォーラム」や「容器包装3R交流セミナー」を継続して実施しており、自主行動計画のフォローアップ情報の共有に加えて、事業者、自治体、市民の事例報告を基にした情報提供やディスカッションを通じてリデュースに関する普及啓発活動を定期的に行っている。また、自主行動計画とそのフォローアップの資料はHPに公開し共有されている。 ・各種容器包装のリサイクルを推進する事業者団体等において、広報誌等に事業者の環境配慮設計などの取組み事例などを継続的に掲載し周知・啓発活動を行った。 【PPT41、42 ページ】	消費者を含む各主体が連携する場としてセミナーやフォーラムの開催を継続的に実施しており、各主体の取組みの相互理解が図られ、関係者間で連携したリデュースに関する議論が行われたものと評価できる。今後も消費者を含む関係者との対話の場作りを構築していくことが重要であり、実施状況を確認・把握していく。	②

1. リデュースの推進

(3) 関係者の情報共有・意識向上等に関する取組

	報告書記載内容		実施主体	対応施策の実施状況	現状の評価	分類
	課題	課題に対する対応施策案				
	小売段階で付される容器包装の削減等、地域ごとの消費者の理解に基づく取組を促進する中で、地域における連携の在り方の具体的検討を進めるべきである。	・3R推進団体連絡会による自主行動計画のフォローアップや優良事例の展開、環境配慮設計の情報提供の促進、多様な主体による改善策の検討等をする。 A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。 E：事業者、消費者、自治体等	国が中心となって有識者、関係者と連携し検討	・経済産業省では、「令和4年度地球温暖化・資源循環対策等に資する調査委託費 動静脈連携による自律型資源循環システム強靱化等に関する調査分析」において、国内外自治体による循環経済構築に向けた取組状況を調査し、4自治体（広島県、和歌山県、鹿児島県薩摩川内市、愛知県蒲郡市）を抽出して、循環経済の都市モデル創出に関する実現可能性調査を実施している。また、2023年3月に策定した「成長志向型の資源自律経済戦略」を踏まえ、自治体におけるサーキュラーエコノミーの取組を加速し、サーキュラーエコノミーの社会実装を推進するため、地域の経済圏の特徴に応じた「地域循環モデル（循環経済産業の立地や広域的な資源の循環ネットワークの構築等）」等の構築を目指して、環境省と連携して、「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」を立ち上げた。 【PPT46 ページ】	国は委託調査事業やパートナーシップの組成などを通じて、地域におけるリデュース推進に係る連携のあり方の具体的検討を支援している。引き続き上記取組等による支援を行うとともに、地域における連携状況等について確認・把握に努める。	②

	また、地域における取組を推進するため、市町村に求められる役割等についても検討を進めるべきである。	・自治体、特定事業者、小売事業者、消費者等を構成員とする協議会等による関係者が連携した地域における自主的な取組を促進する。 E：事業者、消費者、自治体等	自治体	・一例として川崎市では、プラスチックごみを取り巻く課題に総合的かつ迅速に取り組むため、基本的な考え方や当面の取組等を「川崎市プラスチック資源循環への対応方針」として取りまとめ、容器包装の削減に向けてプラスチックごみの実態を把握するとともに、市民に対して実態に即した説得力のある環境学習・環境教育などを進めている。具体的施策例としては、身近な資源物とごみのことについて考える環境教育・学習の取組として、職員が小学校に訪問し、資源物とごみの分け方や3Rの大切さなどについて教える「出前ごみスクール」、ごみの減量化・資源化をより推進する為、様々な年代の市民や事業者など多様な主体が意見交換する「ごみゼロカフェ」を継続的に行っている。 【PPT52 ページ】	地域における取組を推進するため、市町村に求められる役割等について検討を進めた自治体の事例が見受けられる。今後、自治体の検討状況の確認・把握に努める。	
--	---	---	------------	--	---	--

2. リユースの推進

	報告書記載内容		実施主体	対応施策の実施状況	現状の評価	分類
	課題	課題に対する対応施策案				
a.	地域ごとのリユースシステムの構築を進める取組の支援や、これまで取り組まれてきた各地域におけるびんリユースシステム構築のモデル事業によるベストプラクティスを共有すべきである。	・回収拠点の把握の促進や各主体が連携して実施する取組みを消費者向けに情報発信を強化する。 E：事業者、消費者、自治体等	事業者	・びんリユース推進全国協議会は、横浜市、京都市、大阪市の回収拠点のマップを作成し、2012 年 12 月に公表した。その後随時情報更新を行っている。令和元年度には、「びんリユースの回収拠点の把握・利用促進に向けた調査検討業務」を実施し、びんリユース回収拠点マップを活用した自治体との連携を検討し、寝屋川市で実施した。 ・パルシステム連合会では、2022 年と 2023 年に返却本数を回答するとプレゼントをもらえるキャンペーンを実施した結果、リユースびんの返却率 10%向上させた。 【PPT54 ページ】	リユースびんの回収率向上に向けて継続的に回収拠点情報を収集し、その情報を地図上へ表示するなど、消費者へのリユースびんの返却場所の情報発信が実施されていると評価できる。また、事業者独自にキャンペーンを実施して回収率向上を図る取組みも講じられており、消費者への情報発信に貢献していると評価できる。今後もリユースびんの回収率向上に向けた情報発信状況について、国は確認・把握に努める。	②
		・リユースびんの利便性向上の工夫（リユースびん規格の統一化、回収インフラの整備等）の検討する。 C：国 E：事業者、消費者、自治体等		・びんリユース推進全国協議会にて、海洋プラスチックや地球温暖化問題等の対応が喫緊の課題となるなどの社会情勢の変化を受け、再びリユースびんの環境優位性に着目したペットボトルからのリプレースに向けた機運の高まりが見られることから統一規格びん（720ml）開発の検討を 2023 年に再開した。 【PPT57 ページ】	リユースびんの規格化などは業界団体を中心に取組みが行われており、すでに規格化されている一升びんに加え、720ml びんの規格開発再開の動きが見受けられることは評価できる。引き続き業界団体によるリユースびんの利便性向上の工夫に係る取組状況についての確認・把握に努める。	

		・高齢化社会の進行等に伴う食事等の宅配ビジネスの拡大等市場環境の変化を捉えたリユース取組の導入可能性調査等を行う。 E：事業者、消費者、自治体等	事業者	・循環型ショッピングプラットフォーム「Loop」が2021年3月より運用を開始した。Loop専用の容器ボトルを使用した販売・回収経路は、ECサイトと小売店としてイオンの2つがある。 ・日本ガラスびん協会は、リターナブルびんに関わる企業・団体（ガラスびん3R促進協議会、東京壺容器協同組合、びんリユース推進全国協議会、富士ボトリング株式会社）と連携して、Eコマースと自治体回収システムを融合させた、新たなガラスびんリユースモデルを構築するための実証事業を2022年4月から行っている。 【PPT58 ページ】	新たなビジネスモデルを活用したリユースの取組みが民間事業で誕生しつつあり、リユースの広がり貢献していると評価できる。今後も取組状況の確認・把握に努める。	②
		・びん牛乳の学校給食導入の課題を整理し、市町村へ検討に資する情報を発信する。 C：国 E：事業者、消費者、自治体等	国	・農林水産省では、学校給食用牛乳供給事業概況調査において毎年の容器包装別供給数量の継続して把握、公表を行っている。びん装等の使用率は年々減少しており、令和4年度実績では、6.5%（令和3年度8.4%）となる。また、32の都道府県でびんの使用がない状況であり、びん装等を利用する自治体には偏りがある。 【PPT61 ページ】	びん牛乳の利用率や都道府県や自治体による使用状況の違い等の実態を整理・情報発信していることは評価できる。今後、学校給食用牛乳供給動向も注視しつつ、学校給食への牛乳びん導入を検討する市町村に対する判断材料を提供していく。	②
b.	リユースの取組の拡大には、消費者の認知度の増加のため、消費者のリユースに関する取組を促進させる情報提供や、リユースするという行動を評価して取り組むべきである。	・自治体、特定事業者、小売事業者、消費者等を構成員とする協議会等による関係者が連携した地域における自主的な取組を促進する。	自治体	・多摩市ではリユース食器貸出について広報誌やHPで情報発信することで取組を促進している。また、廃棄物減量等推進審議会の中で市民代表から意見徴収することで取組に対する評価を行っている。 【PPT65 ページ】	自治体では消費者のリユースに関する取組を促進させる情報提供や関係者が連携した地域における自主的な取組促進を支援しており評価できる。今後も取組状況の確認・把握に努める。	

c.	リユース意識の醸成という観点も踏まえ、イベントや会議等においてリユース容器を利用していく取組を促進していくべきである。	・イベント会場等でのリユース容器の導入に向けた、モデル事業等に取り組むとともに、国等の会議にも積極的に活用する。 C：国 E：事業者、消費者、自治体等	事業者	・公益財団法人日本ラグビーフットボール協会では、平成 30 年に味の素スタジアム実施するラグビーの試合でリユースカップを導入した。 ・アサヒユウアス株式会社では、茨城県つくば市で開催される「つくばクラフトピアフェスト 2023」のイベント会場にアップサイクルステーションを設置し、レギュラーサイズのビールを飲用する全来場者にリユースカップ「アルミルーパタンブラー」を 300 円で販売した。 【PPT67 ページ】	事業者は、様々なイベントにおいてリユース容器の実証・導入を行っている。ラグビーの試合でのリユースカップ導入では、リユースカップの持ち帰り率が 85.6%を達成し、「つくばピアフェスト 2023」へのリユースカップ導入では、およそ 3.5 万個のプラカップを削減（CO2 換算約 2.6t）している。イベントへのリユースカップ導入については一定の削減効果が出ていると評価できる。 引き続き、イベントにおいてリユース容器活用機会を捉えた事業者の取組の確認・把握に努める。	
		・2020 年オリ・パラを契機として 3R を推進するための方策や人材育成等を検討する。 C：国 E：事業者、消費者、自治体等	国	・環境省は、市民に対し、資源の大切さや 3R の取り組みを発信すべく、定期的に「Re-Style FES!」を開催している。2018 年や 2019 年には全国 6 か所で、2022 年にはイオンモール幕張新都心で開催された。同イベントは来場者参加型企画として、通常使用される使い捨てプラスチックケースを削減するためのリユース食品利用を広く呼び掛ける「削減プロジェクト」を実施しており、イベントの参加を通じて、市民の 3R 意識の醸成を図っている。 【PPT69 ページ】	国では 2020 年オリ・パラ開催にかかわらず、継続して全国でイベント等を通じた容器包装のリユースの取組みや啓発活動を実施している。2018 年の「Re-style Fes!」では 12,240 のリユース行動が見られ、204kg の資源量の節約につながった。また、イベントのアンケートでは回答者の 97%が「今後も 3R 活動に取り組みたい」と回答するなど、イベントを通じて、市民のリユースに関する理解、取り組みの周知が進んでいるものと評価できる。	③

3. 分別収集・選別保管

(1) 市町村と特定事業者の役割分担・費用分担等

	報告書記載内容		実施主体	対応施策の実施状況	現状の評価	分類
	課題	課題に対する対応施策案				
	自治体費用の透明化を図りつつ、今後の我が国の容器包装リサイクル制度にふさわしい役割分担の考え方や自治体の負担感軽減策について、十分に議論を重ねていくべきである。	・地域協議会等を通じ自治体の優良事例の共有や消費者への情報提供等の主体間連携を促進する。 - E：事業者、消費者、自治体等	自治体	・自治体は特定非営利活動法人 持続可能な社会をつくる元気ネットと「容器包装の3Rと普及啓発に関する情報交換会」を実施している。具体的には3R推進団体による最新状況の共有、自治体からの課題の共有とディスカッション、元気ネットの普及啓発活動の紹介などが主要な議題であり、フリーディスカッションの時間にて分別収集・選別保管に関する質問やリサイクル費用の費用負担方法について質疑応答を行っている。 【PPT10 ページ】	自治体では、市民団体等と連携した情報交換会を実施している。情報交換会では各実施主体の活動内容や課題が共有され、実施主体間で議論を行う場が形成されてきていると評価できる。今後も継続して議論を行うための場を提供していくことが重要である。	②
		・自治体の処理に係る負担の状況を把握し、自治体の費用の透明化に関する調査の継続的实施を行う。 - C：国	国	・環境省では、平成 29 年度に全国 1,741 市町村に対して、市区町村における分別収集・選別保管に係る費用の実態調査を実施し、1,452 市町村から回答を得た。（回収率は 83.4%）集計対象市区町村における容器包装廃棄物の収集運搬に係る費用の合計は 1,260 億円、選別保管に係る費用の合計は 691 億円、管理に係る費用の合計は 241 億円（合計 2,192 億円）であった。 【PPT78 ページ】	環境省では、自治体の処理に係る費用の負担状況を把握していると評価できる。処理費用の変動に影響すると考える人件費や燃料代の高騰等が昨今見られることから、自治体の費用の負担状況を必要に応じて確認を行うことが適当である。	②

	・一般廃棄物会計基準等の導入支援を行うとともに、一般廃棄物会計基準の簡素化も検討する。 C：国	国	(会計基準の導入支援) ・会計基準自体は H19 から導入されている。 ・環境省では、令和 3 年に循環型社会形成推進交付金に関する制度の改正を行った。これまではごみ焼却施設を新設する場合、「一般廃棄物会計基準の導入の検討」が要件だったが、R3 年の改正をもって「一般廃棄物会計基準の導入」が要件化された。 (簡素化) ・一般廃棄物の種類としてプラスチック製容器包装等、20 種類に分類していたが、改定後は生活系と事業系の 2 種類に簡易化された。 【PPT79 ページ】	国では、ごみ焼却施設を新設する場合に「一般廃棄物会計基準の導入」を要件化することで、会計基準の導入を促した。また、一般廃棄物会計基準について、一般廃棄物の種類としてプラスチック製容器包装等、20 種類に分類していたが、改定後は生活系と事業系の 2 種類に簡易化された。	①
	・市町村とリサイクル事業者の処理を一体化することで社会全体のコストの低減効果や制度的課題を把握する。 A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。	A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。	・平成 29 年度に製品プラスチックの一括回収の実証研究を実施した結果、自治体・リサイクル事業者間で重複している選別プロセス分のコスト削減などの効果が確認された。その内容等を踏まえ、プラ法の中でリサイクル事業者と連携して、再商品化計画を策定し、国の認定を受けることで、市町村による選別・梱包等を省略してリサイクルを実施することができることとした。 【PPT80、81 ページ】	市町村とリサイクル事業者の処理一体化は、実証研究によりコスト削減効果等が確認されたことを踏まえ、市区町村と再商品化事業者の各々で行っていた選別等の中間処理工程の一体化、合理化を可能とする制度を規定するプラスチック資源循環促進法が制定された。 今後は同法の適正な執行に努めていく。	①

	・製品プラスチックの一括回収の実証研究を検討・実施する。 A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。	A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。	・プラスチック資源循環促進法へのスムーズな対応のため、市区町村が主体となって実施する分別収集・リサイクル（以下「一括回収等」という。）、もしくは地方公共団体が主体となって製造事業者等と連携して実施する使用済みプラスチック使用製品の自主回収・リサイクル（以下「自主回収等」という。）に係る先進的モデルの形成支援を行うことを目的に、令和4年度は、一括回収等を行う12自治体（八戸市、岩手町、猪苗代町、鹿嶋市、那須塩原市、大泉町、江戸川区、横須賀市、富山市、沼津市、兵庫県、福岡県）、自主回収等を行う4自治体（秋田県、川崎市、東京都、藤沢市）の合計16自治体で実施した。 【PPT82 ページ】	製品プラスチックの一括回収等に関するモデル事業を実施し、市民の分別状況、CO2 排出量やコストの削減効果が確認されたことを踏まえ、プラスチック資源循環促進法を制定し、製品プラスチックの一括回収等を可能とする法整備をしたことは評価できる。 今後は同法の適正な執行に努めている。	①
	・既に参加している市町村、消費者の取組促進、これまでの努力や貢献に対する評価及びその国際比較の可能性の検討、未参加市町村の参加促進方策の1つとして、国全体としての目標の設定について検討を開始すべきであり、そのためにまずは容器包装全体のフロー	A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。	・令和元年5月にプラスチック資源循環戦略が策定された。同戦略では3 R + Renewable の基本原則と、6つの野心的なマイルストーンについては2030年を中心に「リデュース」、「リユース・リサイクル」、「再生利用、バイオプラスチック」を対象に数値目標が掲げられている。 ・同戦略の進捗、施策効果を把握していくため、環境省では指標の設定がなされた。また、経産省では、「循環経済ビジョン2020」、「成長志向型の資源自律経済（令和4年5月19日産業構造審議会総会資料）」等を踏まえ、資源循環経済政策の加速化を図るため、容器包装の処理フローを整理した。	国としての方向性を整理したうえで目標設定や数値の把握が進められており、検討の動きとして評価できる。今後は、数値目標達成に向けた各種実施主体の取組を継続的に確認していく必要がある。	②

		を整理した上で、目標設定に向けてどのような指標が適当かの検討を進める。 A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。		https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2022FY/000070.pdf <詳細> ・環境省では、第四次循環型社会形成推進基本計画でライフサイクル全体の徹底的な資源循環に関する指標として、容器包装廃棄物の回収地方公共団体数・実施人口割合（プラスチック系）を設定している。令和4年に第四次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果（循環経済工程表）では、その指標は85.1%（2019年度）となる。 ・経済産業省では、令和5年にプラスチック製容器包装、PETボトル、紙製容器包装、ガラスびんの動静脈物流解剖図を作成し、課題を整理した。 【PPT83 ページ】		
		・社会全体の費用の低減について、各主体の役割分担がいかにあるべきか引き続き検討を行う。 A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。	A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。	・社会全体の費用の低減方策を検討するため、幅広い製品、容器包装にあまねく利用されているプラスチックに着目して審議が行われ、令和3年1月に取りまとめられた「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」では、プラスチック製容器包装・製品の製造事業者は環境配慮設計に取り組むこと、小売り・サービス事業者等はワンウェイの容器包装・製品の使用の合理化に取り組むこと、消費者、市町村はプラスチック資源の効率的な回収に取り組むこと、再商品化事業者はプラスチック資源の性状に応じた最適ナリサイクル基盤整備に取り組むこととされている。消費者、市町村による分別回収においては、分別収集・選別保管プロセス	製造事業者には環境配慮設計や再生素材やバイオプラスチックなど代替素材の利用促進、小売・サービス事業者等はリデュースの徹底など、各主体の役割分担が整理され、これらの取組を推進するため、プラスチック資源循環促進法が制定されたことは評価できる。 今後は同法の適正な執行に努めていく。	①

			全体でコストが低減し、リサイクルに支障がない場合、選別工程の一体的運用を可能とするようプラスチック資源循環促進法を制定し、再商品化計画の認定により市町村による選別工程の選別・梱包等を省略して再商品化実施者が再商品化を実施することが可能となった。 【PPT84 ページ】		
--	--	--	--	--	--

3. 分別収集・選別保管

(2) 合理化拠出金の在り方

	報告書記載内容		実施主体	対応施策の実施状況	現状の評価	分類
	課題	課題に対する対応施策案				
	合理化拠出金制度は、市町村の分別収集・選別保管業務の質の向上の取組に対するインセンティブとしての意義を果たしており、ベール品質の向上やそれに伴う社会全体のコスト削減の効果を継続させる観点から、今後も維持すべき。	・合理化拠出金の配分方法を検討する。 A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。	A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。	・合理化拠出金の拠出総額は平成 20 年度から令和 4 年度までの累計で 407 億円に上り、市町村の分別収集・選別保管業務の質の向上の取組に対するインセンティブとしての意義を果たしてきた。平成 29 年度以降、最も拠出金額が大きかった。令和元年で 1 億円である等、拠出金額が減少傾向にある。中でも令和 2 年、令和 3 年は全素材で実際のリサイクル費用が想定金額を上回り、拠出金は発生しなかった。 近年拠出金は発生していないもののベール品質は向上しており、一例としてプラスチック製容器包装では、再商品化率を大きく左右する非常に重要な項目である容器包装比率の A ランク（比率 90%以上）のベールが 95%超という高い水準を維持している。 【PPT88 ページ】	ベール品質は近年高い水準で維持されており、当初の制度導入目的を一定程度果たしたと評価できる。 今後も指定法人による市町村からのベール引き取りスキームの中で行われている品質調査により、ベール品質の動向把握に努める。	②

	そのため、再商品化事業者の生産性の向上や、再生材の市場拡大、入札制度の見直しを通じた一般枠の競争促進、合理化拠出金の配分方法の工夫等を図ることを通じて、合理化拠出金を再活性化させ、引き続き市町村に対するペール品質の維持向上及び合理化の取組や特定事業者の取組へのインセンティブにつながるようにすることが重要である。	・拠出金を活用した消費者への分別意識の普及啓発の促進を図る。 E：事業者、消費者、自治体等	自治体	・拠出金は減少しているが、自治体では、ごみ処理アプリの提供や公式 LINE を通じた情報発信等、一般的な普及啓発に取り組んでいる。	消費者に対して容器包装リサイクルに係る普及啓発に向け、様々なメディアを活用して促進が図られているものと評価する。継続的に取り組まれることを期待するとともに、今後の取組状況の確認・把握に努める。	
		・一般枠での競争の促進に資する入札制度の見直し等を通じて合理化拠出金を再活性化させる。 A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。	A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。	平成 29 年度入札より質の高い安定的なリサイクルを促進するため、総合評価で認められた入札量の 2/3 を安定枠とした。また、材料リサイクル事業者は一般枠での入札を不可としていたが、材料リサイクル事業者であっても、希望する事業者には一般枠での入札を可能とした。 【PPT118 ページ】	一般枠での競争の促進に資する入札制度の見直しは行われたものと評価できる。引き続き入札の執行状況を確認していく必要がある。	②
		・現状のペール品質向上の効果を維持できるよう留意しつつ、合理化を進めるリサイクル事業に対する投資として活用する工夫も検討する。 A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。	A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。	・拠出金は減少しているが、指定法人による分別基準適合物の品質調査結果をみると、紙製容器包装の施設毎の A ランク取得率は平成 28 年度で 98%、令和 4 年度で 96%、プラスチック容器包装の施設毎の A ランク取得率は、平成 28 年度で 96%、PET ボトルの A ランク取得割合は、平成 30 年度で 97%、令和 4 年度で 97%といずれも品質は高い水準を維持している。 【PPT89 ページ】	ペール品質は近年高い水準で維持されており、当初の制度導入目的を一定程度果たしたと言える。 今後も指定法人による市町村からのペール引き取りスキームの中で行われている品質調査により、ペール品質の動向把握に努める。	②

3. 分別収集・選別保管

(3) 店頭回収等の活用による収集ルートの多様化

	報告書記載内容		実施主体	対応施策の実施状況	現状の評価	分類
	課題	課題に対する対応施策案				
	収集量の拡大が大きな課題の一つであるところ、小売事業者が自主的に行っている店頭回収は、これまでの実績から、一定の品質を確保した容器包装の収集量の拡大に効果的な収集ルートとして評価に値するものであり、自治体回収の収集量の拡大と並行して、<u>店頭回収を活用した収集ルートの多様化</u>を促進することが重要である。	・廃ペットボトルについて、廃棄物処理法の再生利用認定制度の活用を促進し、店頭回収による収集ルートの拡大を図る。 A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。 E：事業者、消費者、自治体等	A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。	・近年、廃ペットボトルは市場において高値で有償取引されるようになる等の市場環境の変化から、廃棄物処理法の再生利用認定制度を用いずに店頭回収が拡大している。 ・プラスチック使用製品の自主回収の取組の多様化や規模の拡大を促進するために、プラスチック資源循環促進法を制定し、製造事業者等の自主回収・再資源化事業計画の認定制度を設け、廃棄物処理法に基づく業許可がなくても、使用済プラスチック使用製品の自主回収・再資源化事業を行うことができるようになった（プラ法 39 条）。 【PPT90 ページ】	使用済プラスチック製品の自主回収の取組を推進する新たな制度が創設され、店頭回収による収集ルートの拡大に資するものと評価できる。今後の市況変化及び店頭回収状況並びに同法の執行状況を確認していく必要がある。	②
		・店頭回収について、法的位置づけや、積極的に取り組む事業者の登録や店舗の表彰等による店頭回収を行う事業者の取組促進策を含め、検討する。 A：国が中心とな	A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。	・プラスチック資源循環促進法においては、自ら製造・販売したプラスチック使用製品が使用済となったものについて、製造事業者等の自主回収・再資源化事業計画を国が認定することで廃棄物処理法の規定による業許可を受けずに再資源化を実施できる仕組みを構築した。 【PPT93 ページ】	国では、廃棄物処理法の再生利用指定制度に加えて、国の認定を受けて廃棄物処理法による業許可を受けずに再資源化を実施できる仕組みを構築したことは評価できる。 今後は同法の適正な執行に努めていく。	①

		って有識者、関係者と連携し検討。 検討結果は、合同会合等に報告。				
		・地域協議会等を通じた優良事例の共有や消費者への情報提供等の主体間連携を促進する。 E：事業者、消費者、自治体等	自治体	・一例として、川崎市では、プラスチック資源循環に向けて市民、事業者、行政の協働によるプラスチック循環や拠点回収の取組を推進し、プラスチック資源循環に向けた行動変容を促進するプラットフォームとして、令和4年4月に「かわさきプラスチック循環プロジェクト」を設立した。現在14事業者が登録されている。 https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000139506.html 【PPT95 ページ】	当該プラットフォームを通じたプラスチック資源循環に向けた取組の情報発信、消費者の行動変容を促す取組として評価できる。今後もプラットフォームの活動を確認していく。	③

3. 分別収集・選別保管

(4) プラスチック製容器包装の分別収集・選別保管の在り方

	報告書記載内容		実施主体	対応施策の実施状況	現状の評価	分類
	課題	課題に対する対応施策案				
a.	プラスチック製容器包装については、他の処理との比較において、手間や費用の負担等を理由に分別収集・選別保管をやめる自治体も出てきている現状を踏まえ、自治体の負	・地域協議会等を通じた優良事例の共有や消費者への情報提供等の主体間連携を促進する。 E：事業者、消費者、自治体等	自治体	・一例として、川崎市ではごみの減量化・資源化を推進するため平成28年10月以降「ごみゼロカフェ」を開催し、容器包装に限らず廃棄物削減に関する情報提供を行い、市民と意見交換する場を設けている。 【PPT99 ページ】	自治体では、消費者等と連携した情報交換会を継続的に実施している。情報交換会では各実施主体の活動内容や課題が共有され、実施主体間で議論を行う場が形成されており、主体間連携を推進しようとしてっていると評価できる。今後も継続して議論を行うための場を提供していくことが重要である。	②

	担感軽減策を検討すべきである。	・自治体の処理に係る負担の状況を把握し、自治体の費用の透明化に関する調査の継続的实施を行う。 C：国	国	・プラスチック製容器包装の処理に係る費用については、H16・24・28年度に引き続き H29 年度に全国 1,741 市町村に対して実態調査を実施し、1,452 市町村から回答を得た。集計対象市区町村におけるプラスチック製容器包装廃棄物の収集運搬・選別保管・管理に係る費用の合計は他の種類の容器包装と比較して高いという結果であった。 【PP100 ページ】	国は自治体のプラスチック製容器包装の処理に係る費用について調査を実施している。引き続き自治体の処理に係る負担の状況を把握するため、必要に応じて調査を行う。	①
		・一般廃棄物会計基準等の導入支援を行うとともに、一般廃棄物会計基準の簡素化も検討する。 C：国	国	(会計基準の導入支援) ・会計基準自体は H19 から導入されている。 ・環境省では、令和 3 年に循環型社会形成推進交付金に関する制度の改正を行った。これまではごみ焼却施設を新設する場合、「一般廃棄物会計基準の導入の検討」が要件だったが、R3 年の改正をもって「一般廃棄物会計基準の導入」が要件化された。 (簡素化) ・一般廃棄物の種類としてプラスチック製容器包装等、20 種類に分類していたが、改定後は生活系と事業系の 2 種類に簡易化された。 【PPT101 ページ】	国では、ごみ焼却施設を新設する場合に「一般廃棄物会計基準の導入」を要件化することで、会計基準の導入を促した。また、一般廃棄物会計基準について、一般廃棄物の種類としてプラスチック製容器包装等、20 種類に分類していたが、改定後は生活系と事業系の 2 種類に簡易化された。	①

	・市町村とリサイクル事業者の処理を一体化による社会全体のコストの低減効果や制度的課題を把握する。 A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。	A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。	・平成29年度に製品プラスチックの一括回収の実証研究を実施した結果、自治体・リサイクル事業者間で重複している選別プロセス分のコスト削減などの効果が確認された。その内容等を踏まえ、プラスチック資源循環促進法を制定し、リサイクル事業者と連携して、再商品化計画を策定し、国の認定を受けることで、市町村による選別・梱包等を省略してリサイクルを実施することができることとした。 【PPT102 ページ】	市町村とリサイクル事業者の処理の一体化は実証研究を踏まえコスト削減効果等が得られたことから、市町村とリサイクル事業者が連携して処理を行う制度を構築した。 今後は同法の適正な執行に努めている。	①
	・製品プラスチックの一括回収の実証研究を検討・実施する。 A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。	A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。	・プラスチック資源循環促進法へのスムーズな対応のため、市区町村が主体となって実施する分別収集・リサイクル（以下「一括回収等」という。）、もしくは地方公共団体が主体となって製造事業者等と連携して実施する使用済みプラスチック使用製品の自主回収・リサイクル（以下「自主回収等」という。）に係る先進的モデルの形成支援を行うことを目的に、令和4年度は、一括回収等を行う12自治体（八戸市、岩手町、猪苗代町、鹿嶋市、那須塩原市、大泉町、江戸川区、横須賀市、富山市、沼津市、兵庫県、福岡県）、自主回収等を行う4自治体（秋田県、川崎市、東京都、藤沢市）の合計16自治体で実施した。 【PPT103 ページ】	製品プラスチックの一括回収等のモデル事業を実施した結果、市民の分別状況、CO2 排出量やコストの削減効果が確認されたことから、製品プラスチックを一括回収等を行うことの認定制度を創設した。 今後は同法の適正な執行に努めている。	①

		・容器包装全体のフローを整理した上で、目標設定に向けてどのような指標が適当かの検討を進める。 A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。	A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。	・令和元年5月にプラスチック資源循環戦略が策定された。同戦略では3R+Renewableの基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指す方向性として掲げており、マイルストーンについては2030年を中心に「リデュース」、「リユース・リサイクル」、「再生利用、バイオプラスチック」を対象に数値目標が掲げられている。 ・同戦略の進捗、施策効果を把握していくため、環境省では指標の設定がなされた。また、経産省では、「循環経済ビジョン2020」、「成長志向型の資源自律経済（令和4年5月19日産業構造審議会総会資料）」等を踏まえ、資源循環経済政策の加速化を図るため、容器包装の処理フローを整理した。 https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2022FY/000070.pdf <詳細>・環境省では、第四次循環型社会形成推進基本計画でライフサイクル全体の徹底的な資源循環に関する指標として、容器包装廃棄物の回収地方公共団体数・実施人口割合（プラスチック系）を設定している。令和4年に第四次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果（循環経済工程表）では、その指標は85.1%（2019年度）となる。 ・経済産業省では、令和5年にプラスチック製容器包装、PETボトル、紙製容器包装、ガラスびんの動静脈物流解剖図を作成し、課題を整理した。 【PPT104 ページ】	国としての方向性を整理したうえで目標設定や数値の把握が進められており、検討の動きとして評価できる。今後は、数値目標達成に向けた各種実施主体の取組を継続的に確認していく。	②
--	--	--	--	--	---	---

b.	指定ごみ袋については、容リ制度の対象外ではあるが資源としての有効利用や市町村による選別の負担軽減の観点から、特定事業者の義務を超えた負担が拡大しないことを前提にペールとともに再商品化することも許容する運用について検討すべきである。	・プラスチック製容器包装と指定ごみ袋について、ペールとともに再商品化することが許容できるか、また、運用変更に伴う影響や効果等进行分析する。 A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。	A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。	・プラスチック一括回収の事業により、CO2の削減効果やコスト低減効果に加え、再商品化工程のプラスチック資源の割合の改善を確認した。 ・令和3年1月にとりまとめた「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」を受けて、プラスチック資源循環促進法において、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の枠組みの中で、指定ごみ袋も中身が空であれば、分別収集物に含めてよいこととした。 【PPT105 ページ】	プラスチック資源循環促進法を制定し、指定ごみ袋も中身が空であれば、分別収集物に含めてよいこととして、ペールとともに再商品化することを許容されることとした。 今後、同法の適正な執行に努めていく。	①
----	--	---	--	--	--	---

4. 分別排出

	報告書記載内容		実施主体	対応施策の実施状況	現状の評価	分類
	課題	課題に対する対応施策案				
a.	さらに適切な分別排出を行っていくためには、分かりやすい識別表示への改善や、再商品化製品の最終用途情報の提供等を推進することが重要である。	・市民に分かりやすいプラスチック製容器包装の識別表示や紙製容器包装の回収量の拡大の観点からの識別表示の検討を引き続き行うべき。 A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。	A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。	・紙製容器包装リサイクル推進協議会は識別表示の検討を行った結果、古紙ルートで紙製容器包装を雑がみとして回収しやすくするため「紙単体紙製容器包装と複合紙製容器包装の区別表示の設定」を提言した。 ・プラスチック容器包装リサイクル推進協議会ではプラスチック製容器包装の識別表示の検討について、令和2年にプラスチック製容器包装の環境配慮に関する自主設計指針を作成し、取組の参考例として易識別によるリユース・リサイクル性考慮を提示している。 【PPT108 ページ】	紙製容器包装、プラスチック製容器包装ともに、リサイクル関連団体にて識別表示の検討を実施している。 「容器包装識別表示等検討委員会報告書」（平成12年7月容器包装識別表示等検討委員会）では、容器包装を利用した商品は多岐にわたり、消費者の要請に事業者が柔軟に取り組めるよう詳細な対応を法定化すべきでないこと、各業界においては、これら事項について早期に検討を進め、消費者にとってのわかりやすさや、視認性に配慮した一定の方法に基づいた識別表示及び材質表示が実施されるよう、ガイドライン、マニュアル等としてとりまとめることが望まれるとしている。 この点を踏まえ、業界団体における検討動向を継続的に確認することとする。 https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/mark/pdf/houkokusyo.pdf	②

b.	分別排出に関する市民への啓発については、特定事業者、小売事業者、再商品化事業者、市町村が連携して情報発信することが効果的である一方、特に発生抑制及び再商品化に関して多くの情報を有する特定事業者は、より積極的に適切に消費者に対して情報発信を行うことが効果的である。	・消費者の理解を得るための分かりやすい分別排出に資する市町村や特定事業者による情報提供を促進する。 E：事業者、消費者、自治体等	事業者	・各種容器包装のリサイクルを推進する事業者団体では、パンフレットの改定や年次報告書、SNS や ICT の活用を通じて情報発信を行っているほか、市民・自治体との意見交換会、セミナー等を開催し、容器包装にかかる最新情報の共有、相互理解の深化を推進している。 ・具体例として、ガラスびん 3 R 促進協議会の HP では広報ツールを用意し、消費者への情報提供資料として活用してもらっている。また、日本容器包装リサイクル協会と連携し、同協会の市町村説明会資料として提供している。広報ツールは、自治体アンケートの分析結果、課題として抽出された項目（例：化粧品びんのリサイクル）に関するチラシを作成する等、分別を更に促進するための工夫をしている。 また、消費者の声を踏まえてリサイクルしやすい商品となるよう関係団体に声をかけたり、分別を行うよう自治体に協力を呼び掛けたりしている。 【PPT109 ページ】	消費者への分別排出に関する情報提供は、各事業者により精力的に行われており、普及啓発活動が進められていると評価できる。今後も継続的に業界団体の活動を確認していく。	②
		・地域協議会等を設置するなどして、地域の特性に応じた効果的な普及啓発の方策について検討する。その際、特に高齢者や若者世代に対する普及啓発の工夫を検討する。	自治体	・墨田区では、令和 4 年に開催された墨田区廃棄物減量等推進審議会にて廃プラスチック分別収集の普及啓発について検討された。分別方法を「見える化」することで若年層や単身世代にアピールする、分別啓発冊子の改訂・全戸配布を行う、大学や事業者との連携・協働による普及啓発の実施といった普及啓発方策について検討が行われた。R5 年 10 月～R6 年 3 月に行われる「廃プラスチックの分別収集・再資源化」のモデル事業では、生活の中でよく目にする集積	事業者等と連携して効果的な普及啓発の方策について検討している自治体が見受けられる点で評価できる。引き続き取組状況の確認・把握に努める。	②

		E：事業者、消費者、自治体等		所看板を一新することで普及啓発を図ることとしている。 【PPT113 ページ】		
--	--	----------------	--	--	--	--

5. 再商品化

(1) プラスチック製容器包装の再商品化の在り方及び(2) 再生材の需要拡大 (その1)

	報告書記載内容		実施主体	対応施策の実施状況	現状の評価	分類
	課題	課題に対する対応施策案				
a.	手間やコストを負担する消費者、市町村、特定事業者の理解の向上、消費者・市町村によるべール品質向上促進や収集量の拡大、再商品化事業者の生産性の向上を図るため、 <u>分別収集実施市町村の拡大方策の検討</u> 、 <u>入札制度の見直しの検討</u> （総合的評価制度、一般枠の入札参加者の拡大方策の検討等を通じた競争促進）、 <u>再生樹脂の規格化・標準化の検討</u> を行うべきである。	・総合的評価制度について、再生材の質の向上への配点を重くすることなど評価項目の重点化を早急に行うとともに、品質管理手法の評価については、第三者認証を活用する等の深化を図る方向で見直す。 A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。 検討結果は、合同会合等に報告。 C：国 D：指定法人が中心となって有識	国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。	・国の合同会合にて総合的評価制度の評価項目変更（再生材の質の向上への配点を重くすることなど評価項目の重点化）の方向性を定めた。同内容を踏まえ、指定法人は、総合評価項目のうち、再生材の質の向上への配点を重点化させた。	国の合同会合にて再生材の質の向上への配点を重くすることなど評価項目の重点化を実施するための方向性を定め、指定法人において総合的評価項目の見直しが行われ、執行されていることは評価できる。引き続き、当該評価項目により、質の高い材料リサイクルが可能となる事業者へのインセンティブとしての効果を入札制度の執行を通じて確認していく。	②

		者・関係者と連携 しつつ検討・実施				
		・収率基準は、再商品化製品の新規需要の開拓に向けた、優良な事業者による高品質な再商品化製品の生産につながる先駆的・試行的なものは品質を維持することと併せて緩和を認める。再商品化過程の残渣は再生利用を推奨し、再生利用率を向上させる取組は、総合的評価制度で評価する。 B：審議会のサブグループなどで検討 C：国 D：指定法人が中心となって有識者・関係者と連携しつつ検討・実施	審議会のサブグループなどで検討	平成 28 年に実施された容器包装リサイクルワーキンググループ（第 21 回）中央環境審議会循環型社会部会容器包装の 3R 推進に関する小委員会（第 18 回）において、従前は再生材の「高度な利用」と認定された用途に利用販売している事業者に加点をしていたが、再生材の用途ではなく、質に注目するため「高度な利用」の評価項目を廃止するなど総合的評価の見直しの方向性を示した。 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/haikibutsu_recycle/yoki_wg/pdf/021_05_00.pdf 【PPT116 ページ】	再生材の質の安定に重点化した評価を行うこととするとともに、再生材の用途に係る評価項目を廃止したことにより、優良な事業者による高品質な再商品化製品の生産につながっていくことを期待。今後も引き続き入札制度の運用状況等の確認・把握に努める。	②

b.	入札制度の基本的方向については、例えば審議会のサブグループなど経済産業省及び環境省が連携した検討の場で早急に具体化し、その運用については、指定法人において検討、公表されるべきである。	・材料リサイクル優先枠内の入札については、総合的評価制度の結果に応じて評価の高い再商品化事業者の稼働率をより高める等の入札競争上の措置を講じる。 B：審議会のサブグループなどで検討 C：国 D：指定法人が中心となって有識者・関係者と連携しつつ検討・実施	審議会のサブグループなどで検討	平成 28 年に実施された容器包装リサイクルワーキンググループ（第 21 回） 中央環境審議会循環型社会部会容器包装の 3R 推進に関する小委員会（第 18 回） において、総合的評価の見直しの方向性を示した。https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/haikibutsu_recycle/yoki_wg/pdf/021_05_00.pdf 【PPT116 ページ】	再生材の質の安定に重点化した評価を行うこととともに、再生材の用途に係る評価項目を廃止したことにより、優良な事業者による高品質な再商品化製品の生産につながっていくことを期待。今後も引き続き入札制度の運用状況の確認・把握に努める。	①
c.	多様な再商品化手法のポテンシャルを最大限活かした循環型社会に向けた取組を社会全体として行っていく中で、当面、多様な手法のバランスを保てるよう、材料リサイクル優先 50% を維持することで、それぞれのリサイクル手法の中で、優良な事業者がポテンシャルを伸ばせる	・材料リサイクル事業者の登録要件の見直しを行うとともに、優先枠を放棄し、一般枠での入札を選択できる仕組みを早急に導入する。 B：審議会のサブグループなどで検討 C：国 D：指定法人が中	審議会のサブグループなどで検討	産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会 容器包装リサイクルワーキンググループ（第 18 回） 中央環境審議会循環型社会部会容器包装の 3R 推進に関する小委員会（第 15 回） において、一般枠の競争促進を図るため、希望する材料リサイクル事業者は、一般枠での入札を選択できる仕組みの導入について議論された。この審議を踏まえ、容リ協において材料リサイクル事業者の一般枠での入札を可能とする制度に改定された。	審議会で見直しの方向性を示したことが、材料リサイクル事業者への一般枠での入札を可能とする容リ協での制度見直しに繋がっており、評価できる。 この制度見直しが、優良な事業者のポテンシャルを伸ばす仕組みとして適切か、入札制度の執行状況を継続的に確認する。	②

	仕組みとすべきである。	心となって有識者・関係者と連携しつつ検討・実施				
		・素材産業化を目指す製造事業者として成長できる環境を整備する。このため、優良な事業者がよりポテンシャルを伸ばせるような入札制度を目指す検討を行う。 B：審議会のサブグループなどで検討 C：国 D：指定法人が中心となって有識者・関係者と連携しつつ検討・実施	審議会のサブグループなどで検討	・経済産業省・環境省では、平成 28 年度に実施されたプラスチック製容器包装再商品化入札制度等に係る会合にて、プラスチック製容器包装の再商品化入札制度等の見直しの方向性を検討した。方向性の一つとして、質の高い安定的なリサイクルを促進するため、総合的評価で認められた設備能力のうち一定割合を安定枠とするともに、優先枠であてがわれた以上の分別基準適合物の再商品化を指向する材料リサイクル事業者には、一般枠での入札を可能とした。 【PPT118 ページ】	同審議会で提示した見直しの方向性を踏まえて容リ協にて総合的評価制度の見直しが進められ、入札制度が執行されていることは評価できる。 この制度見直しが、優良な事業者のポテンシャルを伸ばす仕組みとして適切か、入札制度の執行状況を継続的に確認する。	
d.	再生材の品質の水準について規格化・標準化により再生材の市場を創出するとともに、一定の水準の再生材を継続的に生産することを確保するため、品質管理規格の第三者認証の	・総合的評価制度について、再生材の質の向上に寄与する項目への配点を重くする。 A：国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同	国が中心となって有識者、関係者と連携し検討。検討結果は、合同会合等に報告。	・国の合同会合にて総合的評価制度の評価項目変更（再生材の質の向上への配点を重くすることなど評価項目の重点化）の方向性を定めた。同内容を踏まえ、容リ協は、総合評価項目のうち、再生材の質の向上への配点を重点化させた。	国の合同会合にて再生材の質の向上への配点を重くすることなど評価項目の重点化を実施するための方向性を定め、指定法人において総合的評価項目の見直しが行われ、執行されていることは評価できる。引き続き、当該評価項目により、質の高い材料リサイクルを指向する事業者へのインセンティブとしての効果を入札制度の執行を通じて確認していく。	②

	活用を促進することが有効である。	会合等に報告。 C：国 D：指定法人が中心となって有識者・関係者と連携しつつ検討・実施				
e.	再商品化製品の質の向上や再商品化製品需要の拡大（再商品化製品利用製品の用途の透明化を含む）を通じて、消費者等の理解と協力を広めつつ従来よりも高付加価値な最終用途商品への利用を促進することが、消費者の分別排出や自治体の分別収集の協力拡大による環境負荷低減と社会全体のコスト削減にもつながる。	・各再商品化手法のコスト構造の透明化や再商品化製品利用製品の用途の透明化を図る。 C：国	国	・プラスチック資源循環促進法において、減量化、易リサイクル性やバイオ材の活用、再生プラスチックの利用等を推奨する事項を盛り込んだプラスチック使用製品設計指針を策定し、当該指針に適合した特に優れた設計に対する認定制度を創設。 【PPT119、120 ページ】	再商品化製品の利用促進に資するプラスチック資源循環促進法が施行されたことは、高付加価値な最終用途商品への利用を促進することにつながり、本件課題への取組を加速するルールが策定されたと評価される。今後、同制度の執行状況の確認・把握に努める。	②

f.	質の高いリサイクル・資源効率性・コストの低減を意識した技術・仕組みの検討も将来課題と考えられる。	・再生樹脂に係る規格の標準化やその活用を推進するとともに、低炭素で3Rを推進する高度な技術の実証支援等、研究開発及び設備投資の促進並びに金利優遇措置を実施する。 C：国	国	・令和4年度、環境省は、「脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業」において、使用済素材リサイクルプロセス構築・省CO2化を推進した。具体的な実証内容としては、自動車へのパルプ、バイオプラスチックを用いた部品適用検討や、バイオ由来素材を複合した再生樹脂の適用技術実証等がある。 ・環境省は、令和3年度補正「廃プラスチックの資源循環高度化事業」により、2022年4月1日に施行される「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づいてプラスチック資源循環の取組を実施する民間企業の機器及び設備の導入に係る支援を行った。具体的な支援内容として、リサイクル樹脂使用ボトル製造の為に新規設備導入やワンウェイスポーンフォークのバイオマス商品化等がある。 【PPT122、123、124、125 ページ】	低炭素化や3Rの高度化が推進され、商用化につながる事例も出てきていることは評価できる。引き続き、これらの助成の効果検証を行いつつ、必要な助成制度を検討する。	②
g.	固形燃料化については、引き続き、緊急避難的な扱いを継続すべきである。リサイクル手法を将来的に見直す際には、RPF等の燃料利用についても検討を行うべき。			・固形燃料化の緊急避難的な扱いを維持している。	循環型社会形成推進基本法で定められている3Rの優先順位の考え方に従い、固形燃料化については、引き続き、緊急避難的な扱いを継続していることは評価できる。 一方、指定法人の登録再生処理事業者の減少が進んでいることなどを踏まえ、今後も継続して、登録再生処理事業者の再商品化能力が分別基準適合物を十分処理できるのか把握・分析することが必要。	②

6. その他

(1) 指定法人のあり方

	報告書記載内容		実施主体	対応施策の実施状況	現状の評価	分類
	課題	課題に対する対応施策案				
	再商品化委託料が付されている容器包装の消費者への認知方策や、フランチャイズチェーン加盟店舗に係る再商品化委託料の支払い方法の合理化等の課題等について指定法人がどのように貢献していくことが可能か検討することが重要である。	指定法人が自ら再商品化業務の効率化のための点検作業を実施するとともに、消費者に対する普及啓発を市町村と連携し取り組むを行う。 D：指定法人が中心となって有識者・関係者と連携しつつ検討・実施	指定法人	- 再商品化業務効率化のための点検作業としては、各素材の再商品化における課題の抽出・改善検討に加えて、事業者登録関係書類の電子化に関する検討などを行っている。 - 市町村と連携した消費者に対する普及啓発としては、市町村に対する出前講座を実施しており、自治体経由での消費者に対する普及啓発を行うとともに、出前講座で NPO に参加いただき消費者に直接普及啓発を行うケースもある。 【PPT127 ページ】	自治体との連携による消費者に対する普及啓発、さらには消費者に直接訴求した普及啓発に取り組まれていることは評価できる。今後も、指定法人として容器包装リサイクルに関する普及啓発活動を継続的に進めることが重要である。	②

	・指定法人は、再商品化することに課題のある容器等の情報把握等に努め、それらの情報発信を行う。 D：指定法人が中心となって有識者・関係者と連携しつつ検討・実施	指定法人	・令和元年にリチウムイオン電池の廃棄物混入が急増したことから、協会 HP や動画等を通じて、再生処理工場での火災、設備故障の原因となる禁忌品の周知を行い、消費者に廃棄する際の適切な分別を呼びかけている。 ・さらにプラスチック製容器包装に関して、再商品化に支障をきたす複合素材（金属やガラスとの複合素材）やプラマークの誤表示情報を把握し、事業者へ情報提供している。 ・PET ボトルに使用済注射針が混入する件数が増加したため、日本医師会や日本糖尿病協会に対し、PET ボトルを使用済注射針の保管容器として誤って使われることのないよう、ウェブサイトでの適切な情報提供を呼びかけた。 【PPT128 ページ】	・再商品化に支障をきたす禁忌品等について市町村におけるペール品質調査やヒヤリング、再生処理事業者からのトラブル報告などにより把握に努められ、また、消費者や関連団体に対して情報発信をしていると評価できる。引き続き再商品化に課題のある容器等の情報把握及び改善に努めることが重要である。	②
	・フランチャイズチェーン加盟店舗に係る再商品化委託料の支払い方法の合理化策を指定法人において検討する。 D：指定法人が中心となって有識者・関係者と連携しつつ検討・実施	指定法人	・フランチャイズ加盟店舗の合理的な支払方法として一括代理人契約制度を導入、運用を行っている。 【PPT129 ページ】	・現行の一括代理人制度は円滑に運用されており、また、フランチャイズチェーン加盟店舗ごとの義務履行を一括代理人が担うことにより、再商品化委託料の支払い方法の合理化に寄与しているものと評価できる。	①

6. その他

(2) ペットボトルの循環利用の在り方

	報告書記載内容		実施主体	対応施策の実施状況	現状の評価	分類
	課題	課題に対する対応施策案				
a.	指定法人が行う再商品化の管理業務について素材産業としてリサイクルを推進するために相応しい制度の在り方について、指定法人において検討することが必要である。	・指定法人において廃ペットボトルの再商品化業務の効率化のための点検作業を実施する D：指定法人が中心となって有識者・関係者と連携しつつ検討・実施	指定法人	・平成 29 年度の「ペットボトルリサイクルの在り方検討会」での議論を踏まえ、再商品化の運用の見直しとして、再商品化製品の販売期限を市町村から引き渡された後 3 か月以内とする「3 か月ルール」を改正し、再商品化製品の販売期限を 6 か月以内とした。「3 か月ルール」の変更後は販売期間が伸びたことにより、経済状況の変化に柔軟に対応できるようになった。 【PPT130 ページ】	・指定法人において廃ペットボトルの再商品化業務の効率化のための点検作業を実施したうえで、運用変更した点に関しては評価できる。 今後も継続して、再商品化管理業務の執行状況の確認・把握に努める。	②
		・指定法人におけるケミカルリサイクル手法の優遇措置を廃止する D：指定法人が中心となって有識者・関係者と連携しつつ検討・実施	指定法人	・ペットボトルについては特に水平リサイクルを推進するマテリアルリサイクルの取組が進展している状況を踏まえ、ペットボトルのケミカルリサイクルの優遇措置を平成 29 年度初頭に廃止した。	素材産業としてマテリアルリサイクルを推進するための運用に変更した点は評価できる。	①

b.	市町村による独自処理の実態把握に努めるとともに、独自処理を行っている市町村が容リ制度に参加するように促していくことが必要である。	・独自処理を行っている市町村に対する聞き取り調査を行い海外流出後の不適正処理の有無などの実態把握調査を行う。使用済ペットボトルの処理先について、住民へ情報を提供していない市町村や引渡事業者と契約時に引渡要件を定めていない市町村等の情報の公表を一層推進する。 C：国	国	・環境省では、汚れの付着したプラスチック等、輸出相手国から不適正輸出事案としてシップバックを受けた事例の調査を行った。調査を踏まえ、シップバックの対象かどうかの判断を容易に行えるよう基準を定めた。 ・環境省は、平成 29 年度に、独自処理を行っている市町村へのアンケート調査を実施した。独自処理を選択する理由は指定法人ルートよりも高く販売できるためであった。なお、約 4 分の 1 の市町村が引き渡し要件を定めていなかった。また、今後も独自処理を継続する市町村がほとんどであった。 【PPT131 ページ】	市町村の容リ制度への参加については、市町村側の収支バランスを踏まえて市町村の裁量で決定されるものである。容リ制度はペットボトルリサイクルの一つの選択肢としての位置づけとなる。	②
----	--	---	---	--	---	---

6. その他

(3) ただ乗り事業者対策

	報告書記載内容		実施主体	対応施策の実施状況	現状の評価	分類
	課題	課題に対する対応施策案				
	ただ乗り事業者の存在は、再商品化の義務を履行しない法令違反であり、容器包装リサイクル制度全体の持続性に関わる問題であることから、さらに厳格な対応が求められる。	主務省庁において、指導や公表等の措置を講じるとともに、必要に応じて罰則を適用するなど、厳格に対応する。 C：国	国	- 主務省庁において、再商品化義務を履行していないと推定される容器包装を利用するないし製造する事業者に対して、義務履行を継続的に呼びかけている。 - 農林水産省、経済産業省及び環境省は、地方農政局等による報告徴収等により再商品化義務不履行が確認された事業者に対し、平成29年7月に勧告に従わなかった旨を公表するなどの対応を実施している。 https://www.env.go.jp/press/105785.html 【PPT132 ページ】	ただ乗り事業者対策は継続して実施している。今後も引き続き厳格に対応する。	②
		法の広報活動を行うことで、法の目的と共に広く義務履行を働きかける。業界団体を通じた包括的な広報や指導について検討する。 C：国	国	各省庁では、ウェブサイト上にて継続して容器包装リサイクル法の紹介ページや義務履行の気づきを促すパンフレットを公表するなど、義務履行に係る情報提供、普及啓発活動を行っている。 【PPT133 ページ】	各省庁においてウェブサイト、パンフレットの配布等により広報活動を行い、事業者に義務履行を働きかけている。また、容リ協が実施する各種説明会等において国の職員が出向き、法の広報活動を行っている。引き続き、容器リサイクルに関わる者にとって、情報にアクセスしやすい状況が維持されるよう取り組んでいく。	②

		・指定法人において消費者や消費者団体等による監視を強化するため義務履行业者名等の公表の義務化を検討する。 D：指定法人が中心となって有識者・関係者と連携しつつ検討・実施	指定法人	・容器包装リサイクル協会のホームページに「再商品化義務履行者リスト」を掲載し、再商品化義務を負っている特定事業者のうち、再商品化委託料金を完納した（再商品化義務を履行した）事業者名を公表している。また、「委託料金事業者別リスト」を掲載し、委託料金（精算後）の公表同意が得られた特定事業者に関しては公表している。 ・特定事業者の再商品化（リサイクル）義務判断チャートを作成し、ホームページ上で開示している。 ・令和5年度には JAPAN PACK 2023 にただ乗り事業者対策を目的に出展し、容リ制度と義務履行の重要性を啓発。同時期に協会ホームページに特設サイトを設け「法令遵守徹底のお願い」を掲載し、新規特定事業者の委託申込を誘導。 ・直近では、関連団体（協会評議員の所属団体）やEコマースプラットフォーマー等との連携による周知、啓発を強化している。 【PPT134、135 ページ】	指定法人は、再商品化義務履行状況を広く監視するため、ホームページにより再商品化義務履行者を公表しているものと評価できる。引き続き、公表に加えて効果的な対応を国と連携を図りながら推進していくことが重要である。	③
--	--	--	------	--	--	---

H28報告書に対するフォローアップにおける参考資料

1. リデュースの推進

（1）中身商品の製造段階で付される容器包装に関する取組

【報告書記載の課題】

容器包装のリデュースは、事業者の自主行動計画に基づく自主的取組により一定程度進展している。引き続き、容器包装が果たすべき機能・役割（食品の敗防止等）を保持しつつ、自主行動計画に基づいて取組を進めることが効果的である。

- 環境配慮設計の手引き等の活用や優良事例を共有する。
 - ✓ 各種容器包装のリサイクルを推進する事業者団体において、環境配慮設計のガイドライン・手引き等を作成している。また、政府による資源循環戦略の3R + Renewableの推進に対応するため、プラスチック容器包装の自主設計指針の見直し対応を行うなど、策定以降も必要な改訂が各素材でなされた。

関係団体によるガイドライン・手引きの策定

関係団体名称	当初制定日	直近更新日	内容	概要	参照
プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	2015年11月	2020年11月	プラスチック容器包装の環境配慮に関する自主設計指針	プラスチックの特性と容器包装の機能を踏まえた環境配慮設計の考え方	https://www.pprc.gr.jp/activity/environmental-consideration/index.html
	2021年8月	-	プラスチック製容器包装の環境配慮設計・ガイドライン	プラ容器包装の環境配慮設計に際して検討すべき設計思想などをまとめる	https://www.pprc.gr.jp/activity/environmental-consideration/index.html
日本化粧品工業連合会	1991年8月	2022年6月	化粧品の容器包装に関する環境配慮設計指針	化粧品産業における容器包装の環境配慮設計	https://www.jcia.or.jp/user/common/download/approach/sustainability/202206_JCIA_environment_guideline.pdf
一般社団法人 全国清涼飲料連合会	2016年4月	-	環境配慮設計指針	清涼飲料業界としての「環境に配慮した容器包装設計に係る考え方」を示したもの	http://www.j-sda.or.jp/environment/se-arch/environment-guideline.php
ガラスびん3R促進協議会	2007年9月	2014年11月	3Rのためのガラス容器自主設計ガイドライン	ガラスびんの3R推進に容器の適切な基準を設けたもの	https://www.glass-3r.jp/3r_suishin/index4.html
PETボトルリサイクル推進協議会	1992年10月	2023年3月	指定PETボトルの自主設計ガイドライン（2023年3月31日改訂）	使用後の再処理、衛生性を含めた再利用適性に優れた容器とするために、使用するボトル、ラベル、キャップ等について規定したもの	https://www.petbottle-rec.gr.jp/guideline/jisyu.html
紙製容器包装リサイクル推進協議会		2015年11月	紙製容器包装の環境配慮設計の考え方	省資源、資源の有効活用、及び環境負荷の軽減により、消費者の利便性を図り、適正包装の推進をはかるためのもの	http://www.kami-suisinkyo.org/haiyo.html
日本プラスチック容器工業会	2022年8月	-	食品容器設計・製造に関する環境配慮ガイドライン	プラ法第7条第1項により定められた「プラスチック使用製品設計指針」の理解と、前向きに取り組むきっかけとなることを目的に、作成したもの	https://www.japfca.jp/guideline_02.html

1. リデュースの推進 (1) 中身商品の製造段階で付される容器包装に関する取組

【報告書記載の課題】

容器包装のリデュースは、事業者の自主行動計画に基づく自主的取組により一定程度進展している。引き続き、容器包装が果たすべき機能・役割（食品の防汚防止等）を保持しつつ、自主行動計画に基づいて取組を進めることが効果的である。

- 環境配慮設計の手引き等の活用や優良事例を共有する。
 - ✓ 各種容器包装のリサイクルを推進する事業者団体において、環境配慮設計のガイドライン・手引き等を作成している。

関係団体等による事例紹介

関係団体名称	当初制定日	直近更新日	内容	概要	参照
ガラスびん3R促進協議会			ガラスびんの軽量化事例	軽量化事例の掲載	https://www.glass-3r.jp/consumer/index1.html
			2021年 びんリユースの取組事例	びんリユースの取組事例の掲載	https://www.glass-3r.jp/consumer/index5.html
			2023年 びんリサイクルの取組事例	びんリサイクルの取組事例	https://www.glass-3r.jp/recycle/
プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	2008年	2022年	環境配慮事例集	会員企業・団体が推進している3R等の環境配慮設計の事例集	https://www.pprc.gr.jp/activities/improvement-example/index.html
紙製容器包装リサイクル推進協議会	2007年	2022年	紙製容器包装3R改善事例集	紙製容器包装の3R事例を公表	http://www.kami-suisinkyo.org/jirei.html
一般財団法人食品産業センター			環境配慮設計事例集	食品容器包装の環境配慮設計を「取組み別」「企業別」に整理	https://kankyo.shokusan.or.jp/youki_jirei/
一般社団法人 全国清涼飲料連合会			清涼飲料容器包装の環境配慮設計事例の掲載	取組み別、素材別に清涼飲料容器包装の環境配慮設計事例を掲載	http://i-sda.or.jp/environment/search/index.php
環境省 / 農林水産省	2023年	-	容器包装のプラスチック資源循環等に資する取組事例集	プラスチック資源循環等に資する容器包装事例について、食品、飲料、日用品・化粧品、包装材メーカー約30社72事例を取りまとめた	https://www.env.go.jp/content/000121961.pdf
農林水産省	2020年	-	プラスチック資源循環に資する食品容器包装事例集	プラスチック資源循環に資する19事例を掲載	https://www.maff.go.jp/shokusan/recycle/youki/

1. リデュースの推進 (1) 中身商品の製造段階で付される容器包装に関する取組

【報告書記載の課題】

容器包装のリデュースは、事業者の自主行動計画に基づく自主的取組により一定程度進展している。引き続き、容器包装が果たすべき機能・役割（食品の防汚防止等）を保持しつつ、自主行動計画に基づいて取組を進めることが効果的である。

- 環境配慮設計の手引き等の活用や優良事例を共有する。
 - ✓ 3R推進団体連絡会では、平成18年から「容器包装3R推進フォーラム」において、自主行動計画のフォローアップ情報の共有に加えて、事業者、自治体、市民の事例報告を基にした情報提供やディスカッションを通じたりデュースに関する普及啓発活動を毎年度継続実施した。
 - ✓ 自主行動計画のフォローアップ報告は記者説明会ならびに日本経済団体連合会主催の容器包装リサイクルに関する懇談会で公表するとともに、資料は3R推進団体連絡会のHPに公開し共有された。

容器包装3R交流セミナーにおける議論の抜粋



いけば、距離も時間も変わらない共通のプラットフォームをつくることにより、消費者や市民も色々な生活環境で変えていくというところ。1社だけ、1自治体だけ、1消費者だけではできないから、タグを組む必要がある。日本では、違う業種や企業と企業が手を組むことはあまりやっていない。例えば住宅メーカーと日用品メーカーが手を組んで消費者の暮らしを変えていくという話。

● 容器包装リサイクル法は主体間の役割分担が明確になっているから、消費者の行動を環境の方へもっていくというところでは、プラットフォームがある、そうするとその方向に向けてどうやって行っていくか、という話になるのでは。

<環境配慮設計>
【事業者】
● 容器包装の作り手は事業者。環境配慮を設計する、軽量化する、できるだけリサイクル可能な素材にする等、それぞれの素材が自主設計ガイドラインを作ったその方向に行こうとしている。もう少し動機と動機をマッチングさせる、動機のことを考えた作り手、何か大きな枠組みで動機と動機をつなげればいいのでは。

● ESG投資などでは、企業もやはり努力をせざるを得ない。環境配慮設計ガイドラインを作って、自ら首を絞めようとしている。それをしていないことは、投資をしてもらえない、消費者もそっ



● 色々な意見が出て、個人的にいろいろ議論ができたと思っている。冒頭は素材についての疑問、質問で始まり、メインとなったのはプラスチックの廃棄についての疑問、質問で、丁寧に説明されたので、皆さん理解が深まったと思う。

● その後はカーボンニュートラルもしくはサーキュラーエコミーを中心に、容器包装、3Rはどうあるべきか、という話を議論した。自治体の役割の再確認、排出する消費者・市民・住民の役割の再確認、その関係となる理解・協力について、おおよそ「環境を提供することが大切」ということで、大崎町から事例を披露していただいて、成功事例として共有できた。

● サークュラーエコミーを踏まえるためには、量産という所が大切だが、それをしっかりリサイクルして、再生材にして、それが製品となるマーケットを整備する必要があるということ。再生材を利用するために積極的に購入するという消費者の意識

3R推進団体連絡会・3R活動推進フォーラム：2022年度版容器包装交流セミナー報告書、https://3r-suishin.jp/PDF/3r_seminar_report_r02_2022.pdf

1. リデュースの推進

(1) 中身商品の製造段階で付される容器包装に関する取組

【報告書記載の課題】

容器包装のリデュースは、事業者の自主行動計画に基づく自主的取組により一定程度進展している。引き続き、容器包装が果たすべき機能・役割（食品の敗防止等）を保持しつつ、自主行動計画に基づいて取組を進めることが効果的である。

- 環境配慮設計の手引き等の活用や優良事例を共有する。
 - ✓ 企業の取組例（一例）としては、ミツカンホールディングスでは、2001年に「容器包装設計環境ガイドライン」を制定し、商品開発や既存品の改良時の設計に反映するようにしている。また、プラスチック資源循環促進法の制定等の社会情勢に伴い、2022年にバイオマスプラスチックや紙への移行に関する内容を盛り込んだ。

環境に配慮した商品開発

容器包装は、商品の品質を保持したり、お客さまの購買を促したりと重要な役割を果たしています。商品に不可欠な容器包装をより環境に配慮したものに改良していくことを重要なテーマに掲げ取り組んでいます。

<容器包装設計の基本方針>

2001年に「容器包装設計環境ガイドライン」を制定し、これに基づき、商品開発や既存品の改良時に環境面の評価を行っています。

ミツカンホールディングス：環境への取り組み（2022年度版）、<https://www.mizkan.co.jp/assets/pdf/company/csr2022.pdf>

5

1. リデュースの推進

(1) 中身商品の製造段階で付される容器包装に関する取組

【報告書記載の課題】

容器包装のリデュースは、事業者の自主行動計画に基づく自主的取組により一定程度進展している。引き続き、容器包装が果たすべき機能・役割（食品の敗防止等）を保持しつつ、自主行動計画に基づいて取組を進めることが効果的である。

- 3R推進団体連絡会による自主行動計画のフォローアップや優良事例の展開、環境配慮設計の情報提供の促進、多様な主体による改善策の検討等をする。
 - ✓ 各種容器包装のリサイクルを推進する事業者団体において、3Rのための自主設計ガイドラインを策定・公表している。また、優良事例をウェブサイトや年次報告書等に掲載し、継続的にリデュースの推進に資する情報が共有されている。

p.2、3を参照

10

1. リデュースの推進

(1) 中身商品の製造段階で付される容器包装に関する取組

【報告書記載の課題】

容器包装のリデュースは、事業者の自主行動計画に基づく自主的取組により一定程度進展している。引き続き、容器包装が果たすべき機能・役割（食品の防汚防止等）を保持しつつ、自主行動計画に基づいて取組を進めることが効果的である。

- 3 R推進団体連絡会による自主行動計画のフォローアップや優良事例の展開、環境配慮設計の情報提供の促進、多様な主体による改善策の検討等をする。
 - ✓ 例えば、プラスチック容器包装リサイクル推進協議会では、2008年より会員企業・団体が取り組んでいる環境配慮設計に関する事例を紹介しており、環境配慮パッケージ事例検索システム「プラっとサーチ」を活用し事例の共有を継続的に行っている。毎年応募によって整理される環境配慮事例集では、2016年の応募数24社から2022年は57社へと増加している。

プラ推進協の取組み



プラスチック容器包装リサイクル推進協議会：プラっとサーチ、<https://search.pprc.gr.jp/>、環境配慮事例集（旧3R改善事例集）
<https://www.pprc.gr.jp/activity/improvement-example/index.html>

11

1. リデュースの推進

(1) 中身商品の製造段階で付される容器包装に関する取組

【報告書記載の課題】

容器包装のリデュースは、事業者の自主行動計画に基づく自主的取組により一定程度進展している。引き続き、容器包装が果たすべき機能・役割（食品の防汚防止等）を保持しつつ、自主行動計画に基づいて取組を進めることが効果的である。

- 3 R推進団体連絡会による自主行動計画のフォローアップや優良事例の展開、環境配慮設計の情報提供の促進、多様な主体による改善策の検討等をする。
 - ✓ 3R推進団体連絡会は、自主行動計画の中で、容器包装8素材ごとに軽量化率などリデュースに係る目標値（例：プラスチックのリデュース率を2025年に22%、ガラスびん軽量化率を2004年比で2025年度までに1.5%以上とする）を定め、毎年度自主行動計画のフォローアップとして取組状況を取りまとめ、目標に対する進捗状況を公表している。

リデュース目標と実績

素 材	指 標	2025 年度目標 (基準年度：2004 年度)	2021 年度実績
ガラスびん	1本ノ1缶当たり平均重量の軽量化率	1.5%以上	1.9%
PET ボトル		25%以上	25.6%
スチール缶		9%以上（※1）	9.1%
アルミ缶	1㎡当たり平均重量の軽量化率	6%以上	6.2%
飲料用紙容器		3%以上（※2）	2.5%
段ボール		6.5%以上	5.9%
紙製容器包装	リデュース率	15%以上	18.8%
プラスチック容器包装		22%以上	19.1%

※1 2021年に8%から上方修正
 ※2 牛乳用 500ml サイズカートンを対象とする。

累計削減量の推移

	自主行動計画2020					自主行動計画 2025
	2016	2017	2018	2019	2020	2021
ガラスびん	214	239	252	270	290	308
PET ボトル	843	1,093	1,283	1,468	1,645	1,834
スチール缶	226	250	273	298	322	346
アルミ缶	83	93	100	110	117	125
飲料用紙容器	1.4	1.7	2.1	2.4	2.7	2.7
段ボール	2,551	3,015	3,486	3,988	4,544	5,102
紙製容器包装	1,621	1,856	2,081	2,356	2,849	3,245
プラスチック容器包装	82	88	102	111	115	120
計	5,621	6,636	7,579	8,603	9,884	11,083

※2004 年度を基準とした 2006 年度からの累計

容器包装 3 R推進のための自主行動計画2025（3 R推進団体連絡会）：
https://www.3r-suishin.jp/PDF/2022Report/Followup_Report2022_all.pdf

12

1. リデュースの推進

(1) 中身商品の製造段階で付される容器包装に関する取組

【報告書記載の課題】

個別の物品や事業者によっては対策が不十分なものもあることから、内容物の特性が個々の商品ごとに異なることを踏まえつつ、内容物に類似性がある事業者間における優良事例の共有・展開や個々の事業者ごとの環境配慮設計のレビュー、環境配慮設計等に積極的に取り組む事業者に対する評価・情報発信を進めるべきである。

● 環境配慮設計の手の標準化等や、取組に対する表彰制度の継続する。

- ✓ 環境省は、2018年10月にプラスチックスマートサイトを立上げて、容器包装の3R取組事例689を紹介している（2024年1月時点）。また、環境省・農水省で令和5年3月に容器包装のプラスチック資源循環等に資する取組事例集として、食品、飲料、日用品・化粧品、包装材メーカー約30社72の事例を取りまとめ、ウェブサイトで公開した。

環境省のプラスチックスマート

容器包装のプラスチック資源循環等に資する取組事例集ー



環境省： <https://plastics-smart.env.go.jp/>、環境省・農林水産省：容器包装のプラスチック資源循環等に資する取組事例集、
<https://www.env.go.jp/content/000121961.pdf>

事例掲載企業（カテゴリー別、五十音順）

カテゴリー	企業名	ページ
食品・飲料	味の素株式会社	1
	江崎グリコ株式会社	5
	エスビー食品株式会社	6
	株式会社紀文食品	7
	サダダラ株式会社	9
	キューピー株式会社	9
	アサヒ飲料株式会社	10
	シマダヤ株式会社	10
	株式会社日清製粉ウェルナ	11
	日本ハム株式会社	13
日用品・化粧品	株式会社ブルボン	14
	マルハニチロ株式会社	15
	森永製菓株式会社	16
	ヤマザナシ株式会社	18
	よつ葉工業株式会社	18
	アサヒグループホールディングス株式会社	20
	キリンホールディングス株式会社	21
	サントリーホールディングス株式会社	22
	花王株式会社	24
	クラシエホームプロダクツ株式会社	25
包装材	株式会社コーセー	26
	ユニリーバ・ジャパン株式会社	28
	ライオン株式会社	29
	株式会社イトーヨーカ堂/花王株式会社/ライオン株式会社	30
	株式会社エフエフエ	31
	王子エフエフエ株式会社	32
	大日本印刷株式会社	34
	東洋製罐グループホールディングス株式会社	35
	凸版印刷株式会社	37
	日本製紙株式会社	38

※掲載情報は2023年3月現在のものです。
※掲載、リンク切れ等がある可能性がありますのでご了承ください。

17

1. リデュースの推進

(1) 中身商品の製造段階で付される容器包装に関する取組

【報告書記載の課題】

容器包装が果たすべき機能・役割（食品の腐敗防止等）を保持しながら更なるリデュースを進めるためには、消費者に対する積極的な情報の提供、機能保持の観点からの容器包装の必要性と削減可能性に関する消費者との対話による相互理解の促進、排出抑制はもとより、リサイクルしやすい素材選定の観点にも留意した環境配慮設計の促進等、関係主体が連携して一体的に取り組むべきである。

● 環境配慮設計の促進、消費者と事業者との対話、普及啓発活動を、関係者が連携した協議会（コンソーシアム）等の場で促進。その際、3 R推進マスターを活用する。

- ✓ 取組例（一例）として多摩市では、令和2年に策定した「多摩市プラスチック削減方針」において、プラスチックの利用の削減、プラスチックのリサイクルの推進、とりわけペットボトルの水平リサイクルの推進を掲げている。この点において事業者求められる行動例として、「ペットボトル入りの飲料を販売する事業者は、ペットボトルを極力みずからリサイクルすること」としており、令和4年にサントリーと「ボトルtoボトル」リサイクル協定を締結し、令和5年度より事業を開始した。また、「多摩市プラスチック削減方針」の「容器包装プラスチックの利用の削減」の中でマイボトルの使用を推奨するなど、自治体として市内の公共施設に給水スポットを設置したり、市民や事業者求められる行動例を提示したりすることで、関係主体が連携した取組を促進している。

多摩市とサントリーグループとの「ペットボトルの水平リサイクル」に関する協定を締結しました。



多摩市：多摩市とサントリーグループとの「ペットボトルの水平リサイクル」に関する協定を締結しました。
<https://www.city.tama.lg.jp/kurashi/gomi/recycling/1002140.html>

25

1. リデュースの推進

(2) 消費者に販売する段階（小売段階）で付される容器包装に関する取組

【報告書記載の課題】

製造段階で付される容器包装と同様に、消費者の理解に基づきつつ、それぞれの業態や地域の特性を踏まえながら、更なる自主的取組の促進を図ることが有効ではないかと考えられる。また、当該自主的取組の促進にあたっては、国全体での取組と、地域ごとの取組、両面から促進することが重要である。

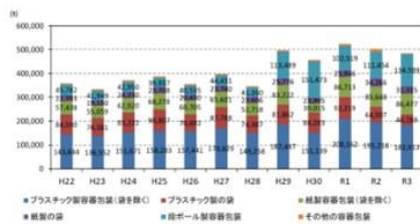
- 小売事業者の排出抑制の一層の推進（業種別・業態別の取組内容と効果の相関等に関する分析、定期報告結果の公表等）を行うための自主的取組を促進する。
 - ✓ 経済産業省では、容器包装廃棄物の排出抑制措置（容リ法第7条の6）に係る小売事業者の定期報告制度に基づいて、自主的取組等について業種別業態別の分析を実施し、その取りまとめた結果をHPに掲載し周知を図った。2020年7月には容リ法の省令改正の中で、プラスチック製の買物袋の排出抑制のための取組内容や実績等に関する情報を記入する欄を追加した。

素材別容器包装を用いた量の推移と寄与率

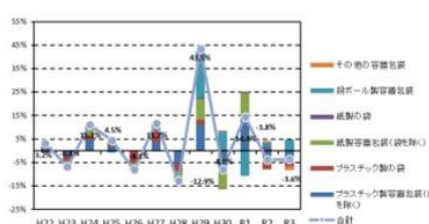
1-3. 定期報告集計結果

【提出全事業者】容器包装を用いた量の推移_素材別³

◆ 素材別容器包装を用いた量の推移



◆ 容器包装を用いた量の推移（寄与度分解）



経済産業省：令和4年度定期報告の集計結果（令和5年4月）、
https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/04/pdf/syukeir4.pdf

29

1. リデュースの推進

(2) 消費者に販売する段階（小売段階）で付される容器包装に関する取組

【報告書記載の課題】

製造段階で付される容器包装と同様に、消費者の理解に基づきつつ、それぞれの業態や地域の特性を踏まえながら、更なる自主的取組の促進を図ることが有効ではないかと考えられる。また、当該自主的取組の促進にあたっては、国全体での取組と、地域ごとの取組、両面から促進することが重要である。

- 小売事業者の排出抑制の一層の推進（業種別・業態別の取組内容と効果の相関等に関する分析、定期報告結果の公表等）を行うための自主的取組を促進する。
 - ✓ 令和元年7月より、レジ袋の有料化が導入されたことを契機として事業者の排出抑制の一層の推進を図る施策の一つとして経済産業省・環境省では『レジ袋チャレンジ』のキャンペーンを打ち出した。そこには80,525店舗の小売事業者の参加があり、レジ袋を使わない人の割合は71.9%となった

企業における取組の例



レジ袋チャレンジの参加店舗数



環境省：レジ袋チャレンジ、<https://plastics-smart.env.go.jp/rejibukuro-challenge/>

30

1. リデュースの推進

(2) 消費者に販売する段階（小売段階）で付される容器包装に関する取組

【報告書記載の課題】

製造段階で付される容器包装と同様に、消費者の理解に基づきつつ、それぞれの業態や地域の特性を踏まえながら、更なる自主的取組の促進を図ることが有効ではないかと考えられる。また、当該自主的取組の促進にあたっては、国全体での取組と、地域ごとの取組、両面から促進することが重要である。

- 容器包装使用量が特に多い業界における業態特性を踏まえた自主的目標の設定と取組の一層の展開及び取組状況の検証をする。
 - ✓ 産業構造審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 レジ袋有料化検討ワーキンググループ 中央環境審議会 循環型社会部会 レジ袋有料化検討小委員会 合同会議にて、容器包装使用量が特に多い業界の取組み動向を把握し、プラスチック製容器包装を大量に利用する事業者の自主的取組を促す対策の1つとして、容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出抑制を促進するために取り組むべき措置の判断基準として、プラスチック製買物袋の有償提供を2020年7月1日より規定した。

レジ袋有料化の制度



経済産業省 財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省『プラスチック製買物袋の有料化～2020年7月1日スタート～』
https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/document/session_document.pdf 閲覧日2022/3/23

34

1. リデュースの推進

(2) 消費者に販売する段階（小売段階）で付される容器包装に関する取組

【報告書記載の課題】

製造段階で付される容器包装と同様に、消費者の理解に基づきつつ、それぞれの業態や地域の特性を踏まえながら、更なる自主的取組の促進を図ることが有効ではないかと考えられる。また、当該自主的取組の促進にあたっては、国全体での取組と、地域ごとの取組、両面から促進することが重要である。

- 容器包装使用量が特に多い業界における業態特性を踏まえた自主的目標の設定と取組の一層の展開及び取組状況の検証をする。
 - ✓ レジ袋の有料化の導入効果として、辞退率の向上に伴い流通量が半減したことを把握している。

1週間レジ袋を使用しなかった人の割合			
有料化前（2020年3月）		有料化後（2020年11月）	
30.4%	→	71.9%	
出典）環境省アンケート調査			
レジ袋の辞退率			
	有料化前	有料化後	
コンビニエンスストア	約23%	→	約75%
スーパーマーケット	約57%	→	約80%
レジ袋の使用枚数			
	有料化前	有料化後	削減効果
ドラッグストア	約33億枚	→	約5億枚
			約84%減少
出典）業界団体へのヒアリング			
レジ袋の国内流通量			
有料化前（2019年）		有料化後（2021年）	
約20万t	→	約10万t	
出典）日本経済総合研究センター『包装資材シニア事典 2021年版』（2022年1月）			

環境省 レジ袋有料化の効果 <https://www.env.go.jp/content/000050376.pdf>

35

1. リデュースの推進 (3) 関係者の情報共有・意識向上等に関する取組

【報告書記載の課題】

小売段階で付される容器包装の削減等、地域ごとの消費者の理解に基づく取組を促進する中で、地域における連携の在り方の具体的検討を進めるべきである。

- 3R推進団体連絡会による自主行動計画のフォローアップや優良事例の展開、環境配慮設計の情報提供の促進、多様な主体による改善策の検討等をする。
 - ✓ 経済産業省では、「令和4年度地球温暖化・資源循環対策等に資する調査委託費 動静脈連携による自律型資源循環システム強靱化等に関する調査分析」において、国内外自治体による循環経済構築に向けた取組状況を調査し、4自治体（広島県、和歌山県、鹿児島県薩摩川内市、愛知県蒲郡市）を抽出して、循環経済の都市モデル創出に関する実現可能性調査を実施している。また、2023年3月に策定した「成長志向型の資源自律経済戦略」を踏まえ、自治体におけるサーキュラーエコミーの取組を加速し、サーキュラーエコミーの社会実装を推進するため、地域の経済圏の特徴に応じた「地域循環モデル（循環経済産業の立地や広域的な資源の循環ネットワークの構築等）」等の構築を目指して、環境省と連携して、「サーキュラーエコミーに関する産官学のパートナーシップ」を立ち上げた。

4. 循環経済（サーキュラーエコミー）の都市モデル創出に関する実現可能性調査

4.1 調査概要

循環経済（サーキュラーエコミー）の都市モデル創出に向けて以下の調査を実施した。

- 自治体による循環経済構築の事例調査
国内外における自治体による循環経済構築に向けた取組状況や関連するガイダンス文書等の文献調査を実施し、地域における循環経済構築の目的や自治体の役割などについて整理した。
調査結果は、4.2に詳述する。
- 都市モデル創出に関する実現可能性調査
循環経済に取り組む4自治体を対象に、各自治体における循環経済に関する検討状況を踏まえ、各自治体担当者・経済産業省担当者・各地方経済産業局担当者・弊社により調査の進め方を検討の上、文献調査・事業者等へのヒアリング調査を実施した。この調査結果及び各関係者による議論を踏まえて、サーキュラーエコミーの実現に向けたビジョン（又はビジョンのコンセプト）及びその実現に向けたロードマップ案を検討した。調査結果は、4.3に詳述する。

（出所）経産省「動静脈連携による自律型資源循環システム強靱化等に関する調査分析」https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2022FY/000070.pdf

1. サーキュラーエコミーに関する産官学のパートナーシップの立ち上げの背景

経済産業省では、本年3月に策定した「成長志向型の資源自律経済戦略」を踏まえ、循環経済（サーキュラーエコミー）に野心的・先駆的に取り組む関係主体の有機的な連携を促進し、サーキュラーエコミーを実現するため、9月より「サーキュラーエコミーに関する産官学のパートナーシップ」に参画する委員の募集を開始しました。会員数は、12月20日時点で307名（企業：231社、業界団体：17団体、自治体：13自治体、大学・研究機関：16機関、関係機関・関係団体：30機関）となりました。

2. 立ち上げイベント・第1回総会の概要

「サーキュラーエコミーに関する産官学のパートナーシップ」の活動を開始するに当たり、経済産業省及び環境省は、会員が一堂に会する立ち上げイベント兼第1回総会を開催しました。本イベントには会員151名（248名）が対象で、200名以上がオンライン配信で参加しました。

本イベントでは、環境経済産業大臣、伊藤忠環境大臣が主催者挨拶を行い、サーキュラーエコミーの実現に向けたパートナーシップへの期待を述べました。また、岸田内閣総理大臣、十倉日本経済団体連合会会長、廣嶋成典農林大臣、福岡川崎市長、大野東北大学総長から祝辞をいただきました。
立ち上げイベントと併せて開催した第1回総会では、会員（307名）の公表を行うとともに、カベニングボード及び3つのワーキンググループの設置を決定いたしました。

- 日時：12月22日（金曜日）17時00分から18時00分
- 開催方式：対面とオンラインのハイブリッド方式

（出所）経産省HP

<https://www.meti.go.jp/press/2023/12/20231226005/20231225002.html>

46

1. リデュースの推進 (3) 関係者の情報共有・意識向上等に関する取組

【報告書記載の課題】

地域における取組を推進するため、市町村に求められる役割等についても検討を進めるべきである。

- 自治体、特定事業者、小売事業者、消費者等を構成員とする協議会等による関係者が連携した地域における自主的な取組を促進する。
 - ✓ 一例として川崎市では、プラスチックごみを取り巻く課題に総合的かつ迅速に取り組むため、基本的な考え方や当面の取組等を「川崎市プラスチック資源循環への対応方針」として取りまとめ、容器包装の削減に向けてプラスチックごみの実態を把握するとともに、市民に対して実態に即した説得力のある環境学習・環境教育などを進めている。具体的施策例としては、身近な資源物とごみのことについて考える環境教育・学習の取組として、職員が小中学校に訪問し、資源物とごみの分け方や3Rの大切さなどについて教える「出前ごみスクール」、ごみの減量化・資源化をより推進する為、様々な年代の市民や事業者など多様な主体が意見交換する「ごみゼロカフェ」を継続的に行っている。

■ 社会科や総合学習などの時間を活用した授業を行います。



資源物とごみの分別をゲームを通じて楽しく学びます。

■ 主な内容

- 川崎市の資源物とごみの処理について
- 分別ゲーム
- ごみ収集車のしくみ、安全対策、収集作業の実際 など

（出所）川崎市HP「出前ごみスクール」

■ ごみゼロカフェとは

ごみゼロカフェとは、ごみの減量化・資源化をより推進するため、さまざまな年代の市民や事業者など多様な主体が意見交換する場です。

ごみゼロカフェ



カフェのようにくつろぎながら小グループで意見交換をし、アイデアを積み重ねていきましょう。普段なら思いもつかないことが、リラックスした雰囲気なら出てくるかもしれません。

ごみの減量と資源化、そして“エコ暮らし”について考えてみませんか？

（出所）川崎市HP「ごみゼロカフェ」

52

2. リユースの推進

【報告書記載の課題】

地域ごとのリユースシステムの構築を進める取組の支援や、これまで取り組まれてきた各地域におけるびんリユースシステム構築のモデル事業によるベストプラクティスを共有すべきである。

- 回収拠点の把握の促進や各主体が連携して実施する取組を消費者向けに情報発信を強化する。
 - ✓ びんリユース推進全国協議会は、横浜市、京都市、大阪市の回収拠点のマップを作成し、2012年12月に公表した。その後随時情報更新を行っている。令和元年度には、「びんリユースの回収拠点の把握・利用促進に向けた調査検討業務」を実施し、びんリユース回収拠点マップを活用した自治体との連携を検討し、寝屋川市で実施した。
 - ✓ パルシステム連合会では、2022年と2023年に返却本数を回答するとプレゼントをもらえるキャンペーンを実施した結果、リユースびんの返却率10%向上させた。



【リユースびん回収率UPキャンペーン】リユースびんの返却本数を答えて、プレゼントをゲットしよう！<募集終了> 2022年11月7日



パルシステムでは「便利つゆ」や「いちごジャム（プレザーブ）」などの商品に、洗ってくり返し使えるリユースびんを採用しています。リユースびんは20〜30回くり返し使える環境にやさしい容器ですが、パルシステムには6割ほどしか使われていません。※2021年度回収率：60.5%
リユースびん商品を利用し返却することは、資源循環、廃棄物削減、CO2排出削減につながります。空になったリユースびんをパルシステムに戻して、地球の未来に貢献しませんか？

(出所) びんリユース推進全国協議会：びんリユース回収拠点マップ、http://www.bin-reuse.jp/map/reuse_bin_map.shtml
パルシステム：<https://information.pal-system.co.jp/environment/221107-reusebin-campaign/>

54

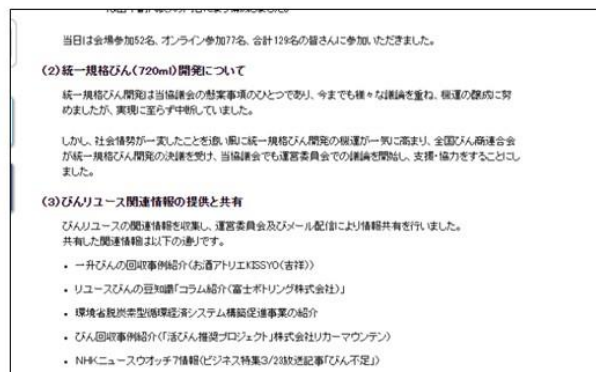
2. リユースの推進

【報告書記載の課題】

地域ごとのリユースシステムの構築を進める取組の支援や、これまで取り組まれてきた各地域におけるびんリユースシステム構築のモデル事業によるベストプラクティスを共有すべきである。

- リユースびんの利便性向上の工夫（リユースびん規格の統一化、回収インフラの整備等）の検討する。
 - ✓ びんリユース推進全国協議会にて、海洋プラスチックや地球温暖化問題等の対応が喫緊の課題となるなどの社会情勢の変化を受け、再びリユースびんの環境優位性に着目したペットボトルからのリプレースに向けた機運の高まりが見られることから統一規格びん（720ml）開発の検討を2023年に再開した。

びんリユース推進全国協議会の総会での検討状況（抜粋）



(出所) びんリユース推進全国協議会：総会、<http://www.bin-reuse.jp/action/conf/mtg13.shtml>

57

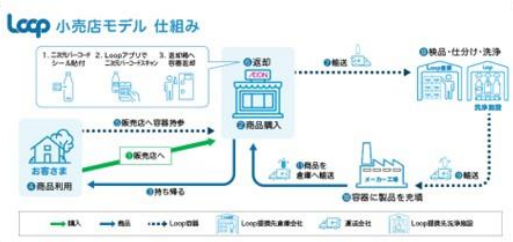
2. リユースの推進

【報告書記載の課題】

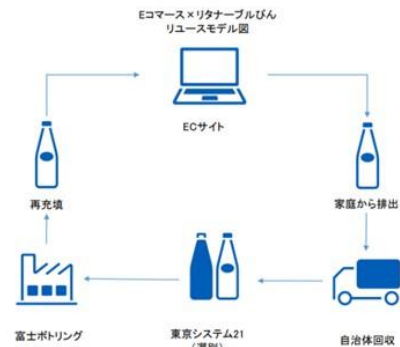
地域ごとのリユースシステムの構築を進める取組の支援や、これまで取り組まれてきた各地域におけるびんリユースシステム構築のモデル事業によるベストプラクティスを共有すべきである。

- 高齢化社会の進行等に伴う食事等の宅配ビジネスの拡大等市場環境の変化を捉えたリユース取組の導入可能性調査等を行う。
 - ✓ 循環型ショッピングプラットフォーム「Loop」が2021年3月より運用を開始した。Loop専用の容器ボトルを使用した販売・回収経路は、ECサイトと小売店としてイオンの2つがある。
 - ✓ 日本ガラスびん協会は、リターナブルびんに関わる企業・団体（ガラスびん3R促進協議会、東京壺容器協同組合、びんリユース推進全国協議会、富士ボトリング株式会社）と連携して、Eコマースと自治体回収システムを融合させた、新たなガラスびんリユースモデルを構築するための実証事業を2022年4月から行っている。

Loop（ループ）のモデル



So Blue Actionプロジェクトのモデル



（出所）イオン：Loopとは、<https://www.aeonretail.jp/campaign/loop/>、
びんリユース推進全国協議会：So Blue Actionプロジェクト、http://www.returnable-navi.com/model/model_idx.shtml

58

2. リユースの推進

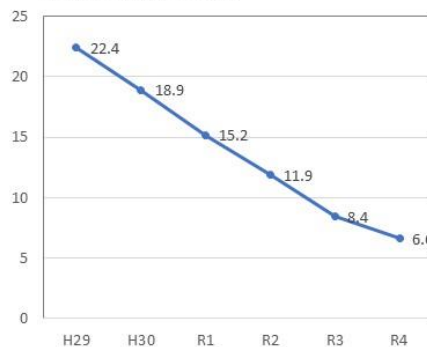
【報告書記載の課題】

地域ごとのリユースシステムの構築を進める取組の支援や、これまで取り組まれてきた各地域におけるびんリユースシステム構築のモデル事業によるベストプラクティスを共有すべきである。

- びん牛乳の学校給食導入の課題を整理し、市町村へ検討に資する情報を発信する。
 - ✓ 農林水産省では、学校給食用牛乳供給事業概況調査において毎年の容器包装別供給数量の継続して把握、公表を行っている。びん装等の使用率は年々減少しており、令和4年度実績では、6.5%（令和3年度8.4%）となる。また、32の都道府県でびんの使用がない状況であり、びん装等を利用する自治体には偏りがある。

びん装等利用率

びん装等利用率（％）



（出所）農林水産省：学校給食用牛乳供給事業概況、<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyu/lin/>

61

（単位：本）

都道府県名	びん装等	紙容器	合計	びん比率
岩手	62,288	15,778,414	15,840,702	0.4%
山形	793,133	15,369,393	16,162,526	4.9%
栃木	54,875	30,652,427	30,707,302	0.2%
山梨	3,003,629	1,335,318	4,338,947	69.2%
長野	29,621,393	2,356,456	31,977,849	92.6%
新潟	2,515,576	29,949,946	32,465,522	7.7%
岐阜	353,773	32,345,139	32,698,912	1.1%
愛知	47,825,670	66,044,973	113,870,643	42.0%
島根	407,360	10,084,815	10,492,175	3.9%
岡山	14,415,139	15,147,827	29,562,966	48.8%
香川	6,193,950	8,433,164	14,627,114	42.3%
高知	2,043,084	6,875,386	8,918,470	22.9%
佐賀	1,572,395	12,243,386	13,815,781	11.4%
合計	108,862,265	1,552,720,797	1,661,583,063	6.6%

2. リユースの推進

【報告書記載の課題】

リユースの取組の拡大には、消費者の認知度の増加のため、消費者のリユースに関する取組を促進させる情報提供や、リユースするという行動を評価して取り組むべきである。

- 自治体、特定事業者、小売事業者、消費者等を構成員とする協議会等による関係者が連携した地域における自主的な取組を促進する。
 - ✓ 多摩市ではリユース食器貸出について広報誌やHPで情報発信することで取組を促進している。また、廃棄物減量等推進審議会の中で市民代表から意見徴収することで取組に対する評価を行っている。

多摩市の食器貸出し



- カップ
ポリプロピレン製、100個単位で貸し出し。900個在庫
- 汁椀
フェノール樹脂と木粉の成型品、ウレタン塗装。45個入ケースと70個入ケース。ケース単位で貸し出し。260個在庫
- 塗り箸
木製塗り箸、100膳単位で貸し出し。1,000膳在庫
- ランチ皿
アルミ製、50枚単位で貸し出し。700枚在庫
- お碗
△△△△ 株式会社 △△△△ 1,000個在庫

(出所) 多摩市：リユース食器の無料貸出し、<https://www.city.tama.lg.jp/kurashi/gomi/genryo/1002155.html>

65

2. リユースの推進

【報告書記載の課題】

リユース意識の醸成という観点も踏まえ、イベントや会議等においてリユース容器を利用していく取組を促進していくべきである。

- イベント会場等でのリユース容器の導入に向けた、モデル事業等に取り組むとともに、国等の会議にも積極的に活用する。
 - ✓ 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会では、平成30年に味の素スタジアム実施するラグビーの試合でリユースカップを導入した。
 - ✓ アサヒユウアス株式会社では、茨城県つくば市で開催される「つくばクラフトビアフェスト2023」のイベント会場にアップサイクルステーションを設置し、レギュラーサイズのビールを飲用する全来場者にリユースカップ「アルミループタンブラー」を300円で販売した。

ラグビー日本代表の試合でリユースカップ実証試験

アサヒユウアスの提供のリユースカップ「アルミループタンブラー」

2 取組の内容

※ この試合のための限定リユースカップ（548ミリリットル、10,000個）を従来の紙コップの代わりに導入



デザイン

- ※ 原料の一部について、原料代にカップ代300円を上乗せして販売
- ※ 飲み終わった後は、カップを駅近として持ち帰り自宅で活用していただくが、不要な場合はカップをスタッフに返却すればカップ代を払い戻し
- ※ カップ代の2%を（出所）日本ラグビーフットボール協会に寄付し、ラグビーの振興を図る

・ 使用済みのリユースカップはお持ち帰りいただくか、不要な場合は会場内で回収、リサイクルされ再びアルミ缶やアルミカップに生まれ変わります。

・ 「アルミループタンブラー」は、株式会社UACのアルミ素材を活用した循環型エコカップで、アサヒユウアスが企画販売しています。重さ21gと軽く丈夫で、アルミの素材を生かしたスマートなデザインが特長です。薄型で心地よい口当たりで、飲料の冷涼感が直接伝わります。

・ 今回展開するリユースカップは、本イベント限定デザインです。カップ表面にはイベントロゴや会場マップにアクセスできるQRコード、本企画に賛同・協賛いただいた全国13のクラフトブルフリーのロゴを配置しました。



(出所) 東京都：ラグビー日本代表の試合でリユースカップ実証試験実施、

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2018/10/25/11.html>、アサヒグループホールディングス：<https://www.asahigroup-holdings.com/pressroom/2023/0713.html>

67

2. リユースの推進

【報告書記載の課題】

リユース意識の醸成という観点も踏まえ、イベントや会議等においてリユース容器を利用していく取組を促進していくべきである。

- 2020年オリ・パラを契機として3Rを推進方策や人材育成等を検討する。
 - ✓ 環境省は、市民に対し、資源の大切さや3Rの取り組みを発信すべく、定期的に「Re-Style FES!」を開催している。2018年や2019年には全国6か所で、2022年にはイオンモール幕張新都心で開催された。同イベントは来場者参加型企画として、通常使用される使い捨てプラスチックケースを削減するためのリユース食品利用を広く呼び掛ける「削減プロジェクト」を実施しており、イベントの参加を通じて、市民の3R意識の醸成を図っている。



(出所) リユース食器ネットワーク：活用事例、<https://www.reuse-network.jp/about/>

69

3. 分別収集・選別保管

(1) 市町村と特定事業者の役割分担・費用分担等

【報告書記載の課題】

自治体費用の透明化を図りつつ、今後の我が国の容器包装リサイクル制度にふさわしい役割分担の考え方や自治体の負担軽減策について、十分に議論を重ねていくべきである。

- 自治体の処理に係る負担の状況を把握し、自治体の費用の透明化に関する調査の継続的实施を行う。
 - ✓ 環境省では、平成29年度に全国1,741市町村に対して、市区町村における分別収集・選別保管に係る費用の実態調査を実施し、1,452市町村から回答を得た。(回収率は83.4%) 集計対象市区町村における容器包装廃棄物の収集運搬に係る費用の合計は1,260億円、選別保管に係る費用の合計は691億円、管理に係る費用の合計は241億円(合計2,192億円)であった。

容器包装ごとの分別収集・選別保管費用(アンケート集計値)

	調査標本の費用(百万円/年)		
	収集運搬	選別保管	管理
スチール缶	12,186	4,896	2,729
アルミ缶	15,281	5,138	3,421
びん	19,961	23,235	3,871
ペットボトル	22,146	8,974	4,239
プラスチック容器包装	37,479	20,064	5,890
白色トレイ	1,504	363	279
紙パック	2,050	219	195
段ボール	12,639	5,065	3,166
紙製容器包装	2,729	1,189	286
合計	125,975	69,143	24,076

(出所) e-stat(容器包装廃棄物の収集運搬・選別保管費用等に関するアンケート調査)
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00650407&tstat=000001099815> 閲覧日2021/7/9

78

3. 分別収集・選別保管 (1) 市町村と特定事業者の役割分担・費用分担等

【報告書記載事項の課題】

自治体費用の透明化を図りつつ、今後の我が国の容器包装リサイクル制度にふさわしい役割分担の考え方や自治体の負担軽減策について、十分に議論を重ねていくべきである。

- 一般廃棄物会計基準等の導入支援を行うとともに、一般廃棄物会計基準の簡素化も検討する。
(会計基準の導入支援)
 ✓ 会計基準自体はH19から導入されている。
 ✓ 環境省では、令和3年に循環型社会形成推進交付金に関する制度の改正を行った。これまではごみ焼却施設を新設する場合、「一般廃棄物会計基準の導入の検討」が要件だったが、R3年の改正をもって「一般廃棄物会計基準の導入」が要件化された。
(簡素化)
 ✓ 一般廃棄物の種類としてプラスチック製容器包装等、20種類に分類していたが、改定後は生活系と事業系の2種類に簡易化された。



(出所) 環境省 一般廃棄物会計基準及び有料化の手引きの改定について
https://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/ac/ac01.pdf

79

3. 分別収集・選別保管 (1) 市町村と特定事業者の役割分担・費用分担等

【報告書記載事項の課題】

自治体費用の透明化を図りつつ、今後の我が国の容器包装リサイクル制度にふさわしい役割分担の考え方や自治体の負担軽減策について、十分に議論を重ねていくべきである。

- 市町村とリサイクル事業者の処理を一体化することで社会全体のコストの低減効果や制度的課題を把握する。
 ✓ 平成29年度に製品プラスチックの一括回収の実証研究を実施した結果、自治体・リサイクル事業者間で重複している選別プロセス分のコスト削減などの効果が確認された。その内容等を踏まえ、手法の中でリサイクル事業者と連携して、再商品化計画を策定し、国の認定を受けることで、市町村による選別・梱包等を省略してリサイクルを実施することができることとした。

プラスチック資源一括回収実証事業 (平成29年度)



(出所) 環境省 中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会 (第5回) 資料
<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y0312-05b.html> 閲覧日2021/7/9

80

3. 分別収集・選別保管

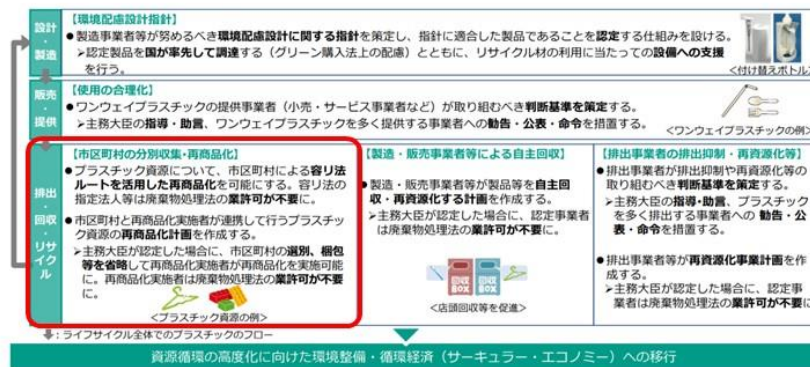
(1) 市町村と特定事業者の役割分担・費用分担等

【報告書記載の課題】

自治体費用の透明化を図りつつ、今後の我が国の容器包装リサイクル制度にふさわしい役割分担の考え方や自治体の負担軽減策について、十分に議論を重ねていくべきである。

- 市町村とリサイクル事業者の処理を一体化することで社会全体のコストの低減効果や制度的課題を把握する。
 - ✓ 平成29年度に製品プラスチックの一括回収の実証研究を実施した結果、自治体・リサイクル事業者間で重複している選別プロセス分のコスト削減などの効果が確認された。その内容等を踏まえ、プラ法の中でリサイクル事業者と連携して、再商品化計画を策定し、国の認定を受けることで、市町村による選別・梱包等を省略してリサイクルを実施することができることとした。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」個別の措置事項



(出所) 環境省 <https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/seidousetsumeidouga.pdf>

81

3. 分別収集・選別保管

(1) 市町村と特定事業者の役割分担・費用分担等

【報告書記載の課題】

自治体費用の透明化を図りつつ、今後の我が国の容器包装リサイクル制度にふさわしい役割分担の考え方や自治体の負担軽減策について、十分に議論を重ねていくべきである。

- 製品プラスチックの一括回収の実証研究を検討・実施する。
 - ✓ プラスチック資源循環促進法へのスムーズな対応のため、市区町村が主体となって実施する分別収集・リサイクル（以下「一括回収等」という。）、もしくは地方公共団体が主体となって製造事業者等と連携して実施する使用済みプラスチック使用製品の自主回収・リサイクル（以下「自主回収等」という。）に係る先進的モデルの形成支援を行うことを目的に、令和4年度は、一括回収等を行う12自治体（八戸市、岩手町、猪苗代町、鹿嶋市、那須塩原市、大泉町、江戸川区、横須賀市、富山市、沼津市、兵庫県、福岡県）、自主回収等を行う4自治体（秋田県、川崎市、東京都、藤沢市）の合計16自治体で実施した。

②-2モデル移行に伴う効果や課題			
● モデル移行に伴う効果や課題について、各自治体と協議を実施した。 ● 現行で容器包装の分別を実施している自治体では、モデル移行によるCO2排出量の削減、認定スキームでは指定法人スキームと比べてコスト抑制の可能性が効果として挙げられていた。課題としては対象品目の具体化と周知、指定法人スキームでの選別コストの増加が挙げられた。 ● 現行で容器包装の分別を実施していない自治体では、効果としてはCO2排出量の削減が挙げられたが、課題として、コストの増加や拠点回収実施自治体での回収対象品目の決定、回収・選別・保管方法の検討が課題として挙げられた。			
現行	移行を想定するモデル	効果	課題
分別実施自治体	指定法人 (32条)	・ CO2排出量削減	・ 対象品目の具体化と周知 ・ コストの増加（主に収集運搬や選別コスト）
	認定 (33条)	・ CO2排出量削減 ・ コスト抑制（指定法人スキームとの比較）	・ 対象品目の具体化と周知
分別未実施自治体	指定法人 (32条)	・ CO2排出量削減	・ 対象品目の具体化と周知 ・ コストの増加
	認定 (33条)	・ CO2排出量削減 ・ コスト抑制（自治体分別収集物の販売先によるコスト抑制の可能性）	・ 対象品目の具体化と周知 ・ 回収対象品目の決定、回収・選別・保管方法の検討

(出所) 環境省 令和4年度プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業の結果概要について <https://www.env.go.jp/content/000137650.pdf>

82

3. 分別収集・選別保管

(1) 市町村と特定事業者の役割分担・費用分担等

【報告書記載の課題】

自治体費用の透明化を図りつつ、今後の我が国の容器包装リサイクル制度にふさわしい役割分担の考え方や自治体の負担感軽減策について、十分に議論を重ねていくべきである。

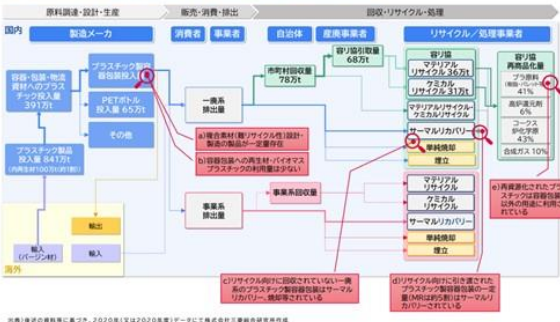
- 既に参加している市町村、消費者の取組促進、これまでの努力や貢献に対する評価及びその国際比較の可能性の検討、未参加市町村の参加促進方策の1つとして、国全体としての目標の設定について検討を開始すべきであり、そのためにまずは容器包装全体のフローを整理した上で、目標設定に向けてどのような指標が適当かの検討を進める。

- ✓ 令和元年5月にプラスチック資源循環戦略が策定された。同戦略では3R+Renewableの基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指す方向性として掲げており、マイルストーンについては2030年を中心に「リデュース」、「リユース・リサイクル」、「再生利用、バイオプラスチック」を対象に数値目標が掲げられている。
- ✓ 同戦略の進捗、施策効果を把握していくため、環境省では指標の設定がなされた。また、経産省では、「循環経済ビジョン2020」、「成長志向型の資源自律経済（令和4年5月19日産業構造審議会総会資料）」等を踏まえ、資源循環政策の加速化を図るため、容器包装の処理フローを整理した。

＜プラスチック資源循環戦略マイルストーン＞

- ＜リデュース＞**
- ① **2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制**
- ＜リユース・リサイクル＞**
- ② **2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに**
- ③ **2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル**
- ④ **2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用**
- ＜再生利用・バイオプラスチック＞**
- ⑤ **2030年までに再生利用を倍増**
- ⑥ **2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入**

プラスチック製容器包装 動静脈物流解剖図



(出所) 経済産業省：動静脈物流解剖図、https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/shigen_jiritsu/pdf/006_06_00.pdf 環境省 中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会（第5回）資料 <http://www.env.go.jp/council/03recycle/y0312-05b.html> 閲覧日2021/7/9

83

3. 分別収集・選別保管

(1) 市町村と特定事業者の役割分担・費用分担等

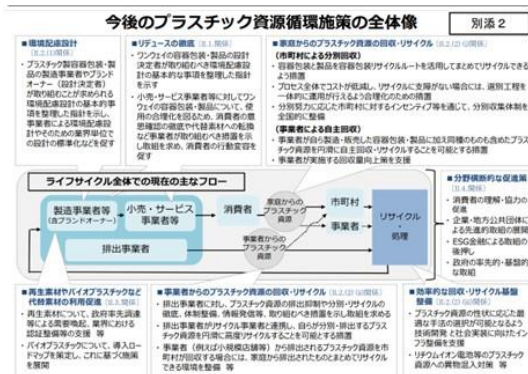
【報告書記載の課題】

自治体費用の透明化を図りつつ、今後の我が国の容器包装リサイクル制度にふさわしい役割分担の考え方や自治体の負担感軽減策について、十分に議論を重ねていくべきである。

- 社会全体の費用の低減について、各主体の役割分担がいかにあるべきか引き続き検討を行う。

- ✓ 社会全体の費用の低減方策を検討するため、幅広い製品、容器包装にあまねく利用されているプラスチックに着目して審議が行われ、令和3年1月に取りまとめられた「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」では、プラスチック製容器包装・製品の製造事業者は環境配慮設計に取り組むこと、小売り・サービス事業者等はワンウェイの容器包装・製品の使用の合理化に取り組むこと、消費者、市町村はプラスチック資源の効率的な回収に取り組むこと、再商品化事業者はプラスチック資源の性状に応じた最適なリサイクル基盤整備に取り組むこととされている。消費者、市町村による分別回収においては、分別収集・選別保管プロセス全体でコストが低減し、リサイクルに支障がない場合、選別工程の一体的運用を可能とするようプラスチック資源循環促進法を制定し、再商品化計画の認定により市町村による選別工程の選別・梱包等を省略して再商品化実施者が再商品化を実施することが可能となった。

今後のプラスチック資源循環施策の全体像について



(出所) 環境省 プラスチック資源循環戦略小委員会 / 「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」 別添2 今後のプラスチック資源循環施策の全体像（令和3年）
https://www.env.go.jp/content/9005168_60.pdf

84

3. 分別収集・選別保管 (2) 合理化拠出金の在り方

【報告書記載事項】

合理化拠出金制度は、市町村の分別収集・選別保管業務の質の向上の取組に対するインセンティブとしての意義を果たしており、ペール品質の向上やそれに伴う社会全体のコスト削減の効果を継続させる観点から、今後も維持すべき。そのため、再商品化事業者の生産性の向上や、再生材の市場拡大、入札制度の見直しを通じた一般枠の競争促進、合理化拠出金の配分方法の工夫等を図ることを通じて、合理化拠出金を再活性化させ、引き続き市町村に対するペール品質の維持向上及び合理化の取組や特定事業者の取組へのインセンティブにつなげるようにすることが重要である。

● 合理化拠出金の配分方法を検討する。

- ✓ 合理化拠出金の拠出総額は平成20年度から令和4年度までの累計で407億円に上り、市町村の分別収集・選別保管業務の質の向上の取組に対するインセンティブとしての意義を果たしてきた。平成29年度以降、最も拠出金額が大きい令和元年で1億円である等、拠出金額が減少傾向にある。中でも令和2年、令和3年は全素材で実際のリサイクル費用が想定金額を上回り、拠出金は発生しなかった。近年拠出金は発生していないもののペール品質は向上しており、一例としてプラスチック製容器包装では、再商品化率を大きく左右する非常に重要な項目である容器包装比率のAランク（比率90%以上）のペールが95%超という高い水準を維持している。

合理化拠出金額の経年推移



(出所) 日本容器包装リサイクル協会
<https://www.jcpra.or.jp/municipality/contribution/tabid/391/index.php>

5. 再商品化

(1) プラスチック製容器包装の再商品化の在り方及び (2) 再生材の需要拡大 (その1)

【報告書記載の課題】

多様な再商品化手法のポテンシャルを最大限活かした循環型社会に向けた取組を社会全体として行っていく中で、当面、多様な手法のバランスを保てるよう、材料リサイクル優先50%を維持するということと、それぞれのリサイクル手法の中で、優良な事業者がポテンシャルを伸ばせる仕組みとすべきである。

- 素材産業化を目指す製造事業者として成長できる環境を整備する。このため、優良な事業者がよりポテンシャルを伸ばせるような入札制度を目指す検討を行う。

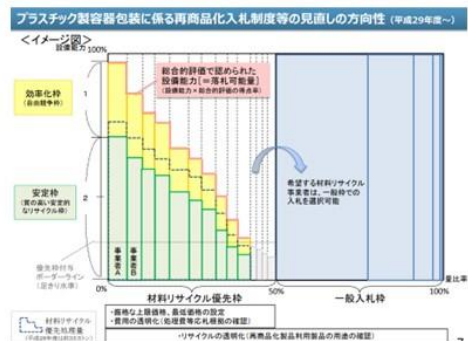
- ✓ 経済産業省・環境省では、平成28年度に実施されたプラスチック製容器包装再商品化入札制度等に係る会合にて、プラスチック製容器包装の再商品化入札制度等の見直しの方向性を検討した。方向性の一つとして、質の高い安定的なリサイクルを促進するため、総合的評価で認められた設備能力のうち一定割合を安定枠とするとともに、優先枠であつた以上で分別基準適合物の再商品化を指向する材料リサイクル事業者には、一般枠での入札を可能とした。

<産業構造審議会提起された容器包装リサイクル制度の今後の対応の全体像(第5章 一部抜粋)>

5. 再商品化	
・総合的評価制度について、再生材の質の向上に寄与する項目への配点を重くすることや、再生材の質の向上に直接関係ない項目の廃止等の評価項目の絞り込み等、評価項目の重点化を早急に行うとともに、品質管理手法の評価については、第三者認証を活用する等の深化を図る方向で見直すべきである。	A,C,D
・再商品化事業者が、市場変動にも対応した健全な競争環境の下で、製品や製造の研究開発等の促進を通じ、素材産業化を目指す製造事業者として成長できる環境を整備すべきである。このため、一定の競争倍率を設定している現行の入札制度(設備能力に対して決められる落札可能量を制限や、材料リサイクル優先A枠に一定の競争倍率を設定等)よりも、優良な事業者がよりポテンシャルを伸ばせるような優れた入札制度を目指す検討を早急に行うべきである。	B,C,D
・材料リサイクル優先枠内に入札については、再生材の質の向上と安定化に取り組む等のより優良な事業者で、総合的評価の結果に応じて評価の高い再商品化事業者の稼働率をより高める等の入札競争上の措置を早急に講じるべきである。	B,C,D

(出所) 経済産業省：
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/zangyo_gijyuu/hakibutsu_nogyo/yoki_wg/pdf/021_04_01.pdf

<優先枠の仕組みの実施イメージ>



(出所) 環境省：<https://www.env.go.jp/content/000537738.pdf>

118

3. 分別収集・選別保管 (2) 合理化拠出金の在り方

【報告書記載事項】

合理化拠出金制度は、市町村の分別収集・選別保管業務の質の向上の取組に対するインセンティブとしての意義を果たしており、ペール品質の向上やそれに伴う社会全体のコスト削減の効果を継続させる観点から、今後も維持すべき。そのため、再商品化事業者の生産性の向上や、再生材の市場拡大、入札制度の見直しを通じた一般競争の競争促進、合理化拠出金の配分方法の工夫等を図ることを通じて、合理化拠出金を再活性化させ、引き続き市町村に対するペール品質の維持向上及び合理化の取組や特定事業者の取組へのインセンティブにつながるようにすることが重要である。

- 現状のペール品質向上の効果を維持できるよう留意しつつ、合理化を進めるリサイクル事業に対する投資として活用する工夫も検討する。

- ✓ 拠出金は減少しているが、指定法人による分別基準適合物の品質調査結果をみると、紙製容器包装の施設毎のAランク取得率は平成28年度で98%、令和4年度で96%、プラスチック容器包装の施設毎のAランク取得率は、平成28年度で96%、PETボトルのAランク取得割合は、平成30年度で97%、令和4年度で97%といずれも品質は高い水準を維持している。

紙製容器包装の品質調査結果（令和4年度）

令和4年度 調査結果概要

1. 調査の概要

- (1) 調査期間：令和4年4月～10月
(期間内に引き取れなかった分については令和5年3月末まで)
- (2) 調査場所：再生処理事業加工場内
- (3) 調査方法および評価（紙製容器包装引き取り品の評価方法）による。
なお、引き取りの多い市町村・一部事務組合のペールや保管施設を兼ねる事業者での品質調査については一部当協会も立ち会って評価を行った。
- (4) 調査対象保管施設および産廃市町村数、廃棄保管施設および産廃市町村数
調査対象保管施設数 = 110
調査対象保管施設数 = 109
市県廃保管施設数 = 1（分別基準適合物の引渡しなし）
調査実施率 = 99.1%

2. 評価結果

ランク	保管施設数	比率
A	106	97%
B	2	2%
D	1	1%
計	109	100%

プラスチック製容器包装とPETボトルの品質調査結果

■ プラスチック製容器包装

		Aランク	Bランク	Dランク	評価計
R4年度	評価数	719	20	4	743
	率	96.8%	2.7%	0.5%	100.0%
R3年度	評価数	723	12	3	738
	率	98.0%	1.6%	0.4%	100.0%
R2年度	評価数	714	18	9	741
	率	96.4%	2.4%	1.2%	100.0%

■ PETボトル

ランク	令和4年度	令和3年度	令和2年度	平成31年度	平成30年度
A	85.3	85.1	86.2	86.7	86.6
B	8.4	8.7	8.6	8.8	8.2
D	1.3	1.2	1.2	1.4	1.3
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
調査実施率	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

（出所）日本容器包装リサイクル協会
<https://www.jcpra.or.jp/municipality/result/tabid/346/index.php>

89

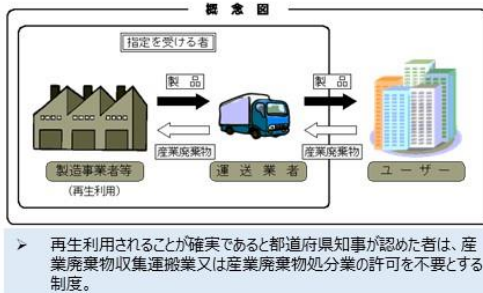
3. 分別収集・選別保管 (3) 店頭回収等の活用による収集ルートの多様化

【報告書記載事項】

収集量の拡大が大きな課題の一つであるところ、小売事業者が自主的に行っている店頭回収は、これまでの実績から、一定の品質を確保した容器包装の収集量の拡大に効果的な収集ルートとして評価に値するものであり、自治体回収の収集量の拡大と並行して、店頭回収を活用した収集ルートの多様化を促進することが重要である。

- 廃PETボトルについて、廃棄物処理法の再生利用認定制度の活用を促進し、店頭回収による収集ルートの拡大を図る。
 - ✓ 近年、廃PETボトルは市場において高値で有償取引されるようになる等の市場環境の変化から、廃棄物処理法の再生利用認定制度を用いずに店頭回収が拡大している。
 - ✓ プラスチック使用製品の自主回収の取組の多様化や規模の拡大を促進するために、プラスチック資源循環促進法を制定し、製造事業者等の自主回収・再資源化事業計画の認定制度を設け、廃棄物処理法に基づく業許可がなくても、使用済プラスチック使用製品の自主回収・再資源化事業を行うことができるようになった（プラ法39条）。

産業廃棄物広域再生利用指定制度の概念図



製造・販売事業者等による自主回収・再資源化

【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。
➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。



<店頭回収等を促進>

（資料）環境省 <https://www.env.go.jp/hourei/add/k055.pdf>、<https://www.env.go.jp/recycle/waste/saisei/seido.html>、<https://plastic-circulation.env.go.jp/etc/sustainable-finance>

90

3. 分別収集・選別保管

(3) 店頭回収等の活用による収集ルートの多様化

【報告書記載事項】

収集量の拡大が大きな課題の一つであるところ、小売事業者が自主的に行っている店頭回収は、これまでの実績から、一定の品質を確保した容器包装の収集量の拡大に効果的な収集ルートとして評価に値するものであり、自治体回収の収集量の拡大と並行して、店頭回収を活用した収集ルートの多様化を促進することが重要である。

- 店頭回収について、法的位置づけや、積極的に取り組む事業者の登録や店舗の表彰等による店頭回収を行う事業者の取組促進策を含め、検討する。
 - ✓ プラスチック資源循環促進法においては、自ら製造・販売したプラスチック使用製品が使用済となったものについて、製造事業者等の自主回収・再資源化事業計画を国が認定することで廃棄物処理法の規定による業許可を受けずに再資源化を実施できる仕組みを構築した。

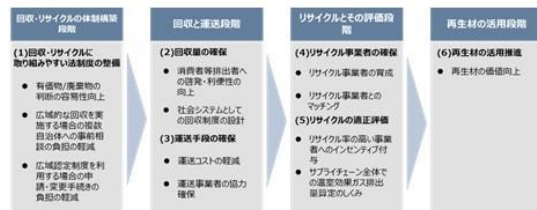
(自主回収・再資源化事業計画の認定)

第三十九条 自らが製造し、若しくは販売し、又はその行う販売若しくは役務の提供に付随して提供するプラスチック使用製品（当該プラスチック使用製品と合わせて再資源化を実施することが効率的なプラスチック使用製品を含む。）が使用済プラスチック使用製品となったものの再資源化のための使用済プラスチック使用製品の収集、運搬及び処分の事業（以下「自主回収・再資源化事業」という。）を行おうとする者（当該収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該自主回収・再資源化事業を行おうとする者を含む。）は、主務省令で定めるところにより、自主回収・再資源化事業の実施に関する計画（以下この条及び次条第四項において「自主回収・再資源化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

（出所）プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

経済産業省『令和2年度地球温暖化・資源循環対策等に資する調査委託費（プラスチック等資源循環推奨調査）報告書』2021年3月
https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2020FY/000089.pdf 閲覧日2022/3/24

▼事業者がプラスチックの自主回収・リサイクルに求める要素



『令和2年度地球温暖化・資源循環対策等に資する調査委託費（プラスチック等資源循環推奨調査）』においては、事業者等20者を対象に、プラスチックの自主回収・リサイクルの実態に関するヒアリング調査を実施し、上図のような要素が抽出された。

3. 分別収集・選別保管

(3) 店頭回収等の活用による収集ルートの多様化

【報告書記載事項】

収集量の拡大が大きな課題の一つであるところ、小売事業者が自主的に行っている店頭回収は、これまでの実績から、一定の品質を確保した容器包装の収集量の拡大に効果的な収集ルートとして評価に値するものであり、自治体回収の収集量の拡大と並行して、店頭回収を活用した収集ルートの多様化を促進することが重要である。

- 地域協議会等を通じた優良事例の共有や消費者への情報提供等の主体間連携を促進する。
 - ✓ 一例として、川崎市では、プラスチック資源循環に向けて市民、事業者、行政の協働によるプラスチック循環や拠点回収の取組を推進し、プラスチック資源循環に向けた行動変容を促進するプラットフォームとして、令和4年4月に「かわさきプラスチック循環プロジェクト」を設立した。現在14事業者が登録されている。

■事業内容

1. 川崎市をフィールドに市民・事業者・行政の協働によるプラスチック循環や拠点回収の取組の実施
2. 上記取組に関する情報収集と発信及びニーズ、シーズの把握と取組の実施支援
3. その他、かわさきプロジェクトの目的を達成するために必要な取組

■具体的な展開

1. 水平リサイクルの取組について、市内リサイクラーの活用が見込めるペットボトルから先行的に取り組む（マテリアルリサイクル・ケミカルリサイクル）
 ペットボトルのマテリアルリサイクル（注1）とケミカルリサイクル（注2）によるボトルtoボトルの取組を市内で実施しているのは全国で川崎市のみ
 2. その他のプラスチック（プラスチック製容器包装、製品プラスチックなど）の循環プロジェクトの検討、調整を実施
- 注1 マテリアルリサイクルとはプラスチックを異物と選別し、洗浄することで素材のまま製品の原料として再生利用するリサイクル技術
- 注2 ケミカルリサイクルとはプラスチックを化学的に分解し、製品の原料として再生利用するリサイクル技術

かわさきプラスチック循環プロジェクト 川崎モデルの3つの環 イメージ



（出所）川崎市 かわさきプラスチック循環プロジェクト <https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000139506.html>

3. 分別収集・選別保管

(4) プラスチック製容器包装の分別収集・選別保管の在り方

【報告書記載事項の課題】

プラスチック製容器包装については、他の処理との比較において、手間や費用の負担等を理由に分別収集・選別保管をやめる自治体も出てきている現状を踏まえ、自治体の負担感軽減策を検討すべきである。

- 地域協議会等を通じた優良事例の共有や消費者への情報提供等の主体間連携を促進する。
 - ✓ 一例として、川崎市ではごみの減量化・資源化を推進するため平成28年10月以降「ごみゼロカフェ」を開催し、容器包装に限らず廃棄物削減に関する情報提供を行い、市民と意見交換する場を設けている。

■ ごみゼロカフェとは

ごみゼロカフェとは、ごみの減量化・資源化をより推進するため、さまざまな年代の市民や事業者など多様な主体が意見交換する場です。

ごみゼロカフェ



カフェのようにくつろぎながら小グループで意見交換をし、アイデアを積み重ねていきましょう。普段なら思いもつかないことが、リラックスした雰囲気なら出てくるかもしれません。

ごみの減量と資源化、そして「エコ暮らし」について考えてみませんか？

第4期川崎市ごみ減量推進市民会議における検討を踏まえ、ごみ減量推進市民会議に代わる新たな市民参加の取組として、平成28年度から開催しています。

(出所) 川崎市HP「ごみゼロカフェ」
<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/24-1-24-3-3-0-0-0-0-0.html>

99

3. 分別収集・選別保管

(4) プラスチック製容器包装の分別収集・選別保管の在り方

【報告書記載事項の課題】

プラスチック製容器包装については、他の処理との比較において、手間や費用の負担等を理由に分別収集・選別保管をやめる自治体も出てきている現状を踏まえ、自治体の負担感軽減策を検討すべきである。

- 自治体の処理に係る負担の状況を把握し、自治体の費用の透明化に関する調査の継続的実施を行う。
 - ✓ プラスチック製容器包装の処理に係る費用については、H16・24・28年度に引き続きH29年度に全国1,741市町村に対して実態調査を実施し、1,452市町村から回答を得た。集計対象市区町村におけるプラスチック製容器包装廃棄物の収集運搬・選別保管・管理に係る費用の合計は他の種類の容器包装と比較して高いという結果であった。

p.78を参照

100

3. 分別収集・選別保管

(4) プラスチック製容器包装の分別収集・選別保管の在り方

【報告書記載事項の課題】

プラスチック製容器包装については、他の処理との比較において、手間や費用の負担等を理由に分別収集・選別保管をやめる自治体も出てきている現状を踏まえ、自治体の負担感軽減策を検討すべきである。

- 一般廃棄物会計基準等の導入支援を行うとともに、一般廃棄物会計基準の簡素化も検討する。
(会計基準の導入支援)
 - ✓ 会計基準自体はH19から導入されている。
 - ✓ 環境省では、令和3年に循環型社会形成推進交付金に関する制度の改正を行った。これまではごみ焼却施設を新設する場合、「一般廃棄物会計基準の導入の検討」が要件だったが、R3年の改正をもって「一般廃棄物会計基準の導入」が要件化された。
- (簡素化)
 - ✓ 一般廃棄物の種類としてプラスチック製容器包装等、20種類に分類していたが、改定後は生活系と事業系の2種類に簡易化された。

p.79を参照

101

3. 分別収集・選別保管

(4) プラスチック製容器包装の分別収集・選別保管の在り方

【報告書記載事項の課題】

プラスチック製容器包装については、他の処理との比較において、手間や費用の負担等を理由に分別収集・選別保管をやめる自治体も出てきている現状を踏まえ、自治体の負担感軽減策を検討すべきである。

- 市町村とリサイクル事業者の処理を一体化による社会全体のコストの低減効果や制度的課題を把握する。
 - ✓ 平成29年度に製品プラスチックの一括回収の実証研究を実施した結果、自治体・リサイクル事業者間で重複している選別プロセス分のコスト削減などの効果が確認された。その内容等を踏まえ、プラスチック資源循環促進法を制定し、リサイクル事業者と連携して、再商品化計画を策定し、国の認定を受けることで、市町村による選別・梱包等を省略してリサイクルを実施することができることとした。

p.80,81を参照

102

3. 分別収集・選別保管

(4) プラスチック製容器包装の分別収集・選別保管の在り方

【報告書記載事項の課題】

プラスチック製容器包装については、他の処理との比較において、手間や費用の負担等を理由に分別収集・選別保管をやめる自治体も出てきている現状を踏まえ、自治体の負担感軽減策を検討すべきである。

- 製品プラスチックの一括回収の実証研究を検討・実施する。
 - ✓ プラスチック資源循環促進法へのスムーズな対応のため、市区町村が主体となって実施する分別収集・リサイクル（以下「一括回収等」という。）、もしくは地方公共団体が主体となって製造事業者等と連携して実施する使用済みプラスチック使用製品の自主回収・リサイクル（以下「自主回収等」という。）に係る先進的モデルの形成支援を行うことを目的に、令和4年度は、一括回収等を行う12自治体（八戸市、岩手町、猪苗代町、鹿嶋市、那須塩原市、大泉町、江戸川区、横須賀市、富山市、沼津市、兵庫県、福岡県）、自主回収等を行う4自治体（秋田県、川崎市、東京都、藤沢市）の合計16自治体で実施した。

p.82を参照

103

3. 分別収集・選別保管

(4) プラスチック製容器包装の分別収集・選別保管の在り方

【報告書記載事項の課題】

プラスチック製容器包装については、他の処理との比較において、手間や費用の負担等を理由に分別収集・選別保管をやめる自治体も出てきている現状を踏まえ、自治体の負担感軽減策を検討すべきである。

- 容器包装全体のフローを整理した上で、目標設定に向けてどのような指標が適当かの検討を進める。
 - ✓ 令和元年5月にプラスチック資源循環戦略が策定された。同戦略では3 R + Renewableの基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げており、マイルストーンについては2030年を中心に「リデュース」、「リユース・リサイクル」、「再生利用、バイオプラスチック」を対象に数値目標が掲げられている。
 - ✓ 同戦略の進捗、施策効果を把握していくため、環境省では指標の設定がなされた。また、経産省では、「循環経済ビジョン2020」、「成長志向型の資源自律経済（令和4年5月19日産業構造審議会総会資料）」等を踏まえ、資源循環経済政策の加速化を図るため、容器包装の処理フローを整理した。

p.83を参照

104

3. 分別収集・選別保管

(4) プラスチック製容器包装の分別収集・選別保管の在り方

【報告書記載事項の課題】

指定ごみ袋については、容リ制度の対象外ではあるが資源としての有効利用や市町村による選別の負担軽減の観点から、特定事業者の義務を超えた負担が拡大しないことを前提にペールとともに再商品化することも許容する運用について検討すべきである。

- プラスチック製容器包装と指定ごみ袋について、ペールとともに再商品化することが許容できるか、また、運用変更に伴う影響や効果等を分析する。
 - ✓ プラスチック一括回収の事業により、CO2の削減効果やコスト低減効果に加え、再商品化工程のプラスチック資源の割合の改善を確認した。
 - ✓ 令和3年1月にとりまとめた「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」を受けて、プラスチック資源循環促進法において、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の枠組みの中で、指定ごみ袋も中身が空であれば、分別収集物に含めてよいこととした。

(2) 原材料の全部又は大部分がプラスチックであるプラスチック使用製品廃棄物（第3号口関係）

「原材料の全部又は大部分がプラスチックであるプラスチック使用製品廃棄物」とは、内部部品を含めて、ほとんどがプラスチックで構成されるものであり、これに該当するものとして、分別収集物に含めてよいものの例を次に示します。

なお、次に示すものの例は、分別収集物に含めてもよいものの例であり、市区町村が必ず収集しなければいけないものではありません。

No.	品目	備考
1	アイスクリーム棒	プラスチック製のものに限る
2	アクリル板	50cm未満のものに限る 手で曲げることが可能なもの（厚さ5mm程度未満の）
		50cm未満のものに限る
59	湿布離型フィルム	
60	指定収集袋	袋の中身が空であるものに限る

（出所）環境省「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」令和4年1月

https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_bunbetsusyusyu.pdf

105

4. 分別排出

【報告書記載の課題】

さらに適切な分別排出を行っていくためには、分かりやすい識別表示への改善や、再商品化製品の最終用途情報の提供等を推進することが重要である。

- 市民に分かりやすいプラスチック製容器包装の識別表示や紙製容器包装の回収量の拡大の観点からの識別表示の検討を引き続き行う。
 - ✓ 紙製容器包装リサイクル推進協議会は識別表示の検討を行った結果、古紙ルートで紙製容器包装を雑がみとして回収しやすくするため「紙単体紙製容器包装と複合紙製容器包装の区別表示の設定」を提言した。
 - ✓ プラスチック容器包装リサイクル推進協議会ではプラスチック製容器包装の識別表示の検討について、令和2年にプラスチック製容器包装の環境配慮に関する自主設計指針を作成し、取組の参考例として易識別によるリユース・リサイクル性考慮を提示している。

紙製容器包装の「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた提言」骨子

1 紙製容器包装の収集・リサイクルの推進

提言1 紙製容器包装を収集する市町村の拡大を要望します

容リルート「紙製容器包装」分類での収集及び古紙ルート「雑がみ」分類での収集を実施する市町村の拡大を要望します。

提言2 紙単体紙製容器包装と複合紙製容器包装の区別表示の設定を提言します

古紙ルート「雑がみ」分類で収集を実施する市町村の拡大及び紙製容器包装の回収量拡大のために、紙単体紙製容器包装（以下「紙単体」という）と複合紙製容器包装（以下「複合品」という）の区別表示の設定を提言します。

提言3 複合品の収集・リサイクルの推進を提言します

複合品も、家庭から排出される容リ法対象の紙製容器包装の約16%（約10万トン：当推進協議会調査）を占めており、固形燃料等の有効なリサイクル資源であるため、収集・リサイクル推進を提言します。

提言4 紙製容器包装の収集拡大のための啓発を要望します

紙製容器包装（あるいは雑がみ）の収集を実施する市町村を拡大するために、紙製容器包装が有効な資源であることを市町村に啓発することを要望します。

提言5 今後の制度見直し

紙製容器包装全体のリサイクルシステムのあるべき姿の研究を進めます。

2 容器包装3R制度全体のあり方について

提言6 三者の役割分担を維持し取組の深化を図ります

提言7 主体間連携の強化を図ります

（出所）3R推進団体連絡会「容器包装3R推進のための自主行動計画2025 2022年度フォローアップ報告」

https://www.3r-suishin.jp/PDF/2023Report/Followup_Report2023_all.pdf

108

4. 分別排出

【報告書記載の課題】

分別排出に関する市民への啓発については、特定事業者、小売事業者、再商品化事業者、市町村が連携して情報発信することが効果的である一方、特に発生抑制及び再商品化に関して多くの情報を有する特定事業者は、より積極的に適切に消費者に対して情報発信を行うことが効果的である。

- 消費者の理解を得るための分かりやすい分別排出に資する市町村や特定事業者による情報提供を促進する。
 - ✓ 各種容器包装のリサイクルを推進する事業者団体では、パンフレットの改定や年次報告書、SNSやICTの活用を通じて情報発信を行っているほか、市民・自治体との意見交換会、セミナー等を開催し、容器包装にかかる最新情報の共有、相互理解の深化を推進している。
 - ✓ 具体例として、ガラスびん3R促進協議会のHPでは広報ツールを用意し、消費者への情報提供資料として活用してもらっている。また、日本容器包装リサイクル協会と連携し、同協会の市町村説明会資料として提供している。広報ツールは、自治体アンケートの分析結果、課題として抽出された項目（例：化粧品びんのリサイクル）に関するチラシを作成する等、分別を更に促進するための工夫をしている。また、消費者の声を踏まえてリサイクルしやすい商品となるよう関係団体に声をかけたり、分別を行うよう自治体に協力を呼び掛けたりしている。



（出所）ガラスびん3R促進協議会「びん助の3R探検」
https://www.glass-3r.jp/child/movie/



（出所）スチール缶リサイクル協会のX

109

4. 分別排出

【報告書記載の課題】

分別排出に関する市民への啓発については、特定事業者、小売事業者、再商品化事業者、市町村が連携して情報発信することが効果的である一方、特に発生抑制及び再商品化に関して多くの情報を有する特定事業者は、より積極的に適切に消費者に対して情報発信を行うことが効果的である。

- 地域協議会等を設置するなどして、地域の特性に応じた効果的な普及啓発の方策について検討する。その際、特に高齢者や若者世代に対する普及啓発の工夫を検討する。
 - ✓ 墨田区では、令和4年に開催された墨田区廃棄物減量等推進審議会にて廃プラスチック分別収集の普及啓発について検討された。分別方法を「見える化」することで若年層や単身世帯にアピールする、分別啓発冊子の改訂・全戸配布を行う、大学や事業者との連携・協働による普及啓発の実施といった普及啓発方策について検討が行われた。R5年10月～R6年3月に行われる「廃プラスチックの分別収集・再資源化」のモデル事業では、生活の中でよく目にする集積所看板を一新することで普及啓発を図ることとしている。

2 「廃プラスチックの分別収集・再資源化」の概要

○実施内容：燃やすごみの日に出している「プラスチック類」と資源物の日に出している「食品トレイ」を新たに設定する「プラスチックの日」に資源物としてまとめて出す。
※食品トレイの分別方法・回収曜日に変更になる。

○開始時期：令和5年10月～ 区内一部地域で回収開始（モデル実施）
令和6年度中 区内全域で回収開始（本格実施）

○頻 度：週1回

○対 象：※「プラスチックの日」を新たに設定。
※「安全」で「キレイ」な「概ね30cm以内の100%プラスチック素材」を回収
※ペットボトル本体は除く（現行の資源物の日で回収する）。

【分別区分変更イメージ】

	【現在】	【今後】
○プラスチック類	燃やすごみの日（週2回）	資源物 プラスチック
○食品トレイ	資源物の日（週1回）	プラスチックの日（週1回）

3 令和5年度モデル実施について

- (1) 目的
モデル事業は、各収集曜日ごとにモデル実施地区を選定し、各地域のプラスチック類の排出量や適正分別排出状況を把握し、令和6年度の本格実施を見据えた収集作業計画や排出指導計画を策定することとする。合わせて一部地域で実施することにより、区民への事業周知を行う。また、収集現場での排出方法や普及啓発等に関する区民からの意見や要望等を検証し、区内全域での本格実施をめざす。
- (2) 期間
令和5年10月～令和6年3月
- (3) 対象規模
対象世帯 約31,000世帯（約5,000世帯×6地区）
対象人口 約55,000人（1回収日あたり約9,200人×6地区）

（出所）墨田区「墨田区廃棄物減量等推進審議会」
https://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/gomi_recycle/3r_torikumi/haikibutsu_shingikai/shingikaigijiroku.files/20230710siryousu3.pdf 113

5. 再商品化

(1) プラスチック製容器包装の再商品化の在り方及び(2) 再生材の需要拡大 (その1)

【報告書記載の課題】

手間やコストを負担する消費者、市町村、特定事業者の理解の向上、消費者・市町村によるペール品質向上促進や収集量の拡大、再商品化事業者の生産性の向上を図るため、分別収集実施市町村の拡大方策の検討、入札制度の見直しの検討（総合的評価制度、一般枠の入札参加者の拡大方策の検討等を通じた競争促進）、再生樹脂の規格化・標準化の検討を行うべきである。

- 収率基準は、優良な事業者による高品質な再商品化製品の生産につながる先駆的・試行的なものは品質を維持することと併せて緩和を認める。再商品化過程の残渣の再生利用率を向上させる取組は、総合的評価制度で評価する。
 - ✓ 平成28年に実施された容器包装リサイクルワーキンググループ（第21回） 中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会（第18回）において、従前は再生材の「高度な利用」と認定された用途に利用販売している事業者に加点をしていたが、再生材の用途ではなく、質に注目するため「高度な利用」の評価項目を廃止するなど総合的評価の見直しの方向性を示した。

総合的評価の見直しについて				資料5	
現行の総合的評価制度の評価項目				→ 見直しの方向性	
分類	観点	評価項目	実態		
平成27年度 環境評価 指標	リサイクル率の向上・資源の有効利用の促進化	7.5	単一素材化	単一素材化（P.E.、P.P.、P.S.、P.E.T）の合計実績	再生材の質の安定を図る、品質管理規格の第三者認証や再生材の仕様等の表示規格活用等について重点化した評価を行う。
		10	品質管理手法	社内品質管理体制が確立／実施されていること	
		5	塩素濃度%	協会がイテラティブに定義された測定法による再商品化製品中の塩素濃度%	
		5	主成分濃度%	協会がイテラティブに定義された測定法による再商品化製品中の主成分濃度%	再生材の質に関わる具体的な項目については評価を継続する。
		7.5	異物%	再商品化製品中の異物%	
		7.5	炭素評価値	洗浄後に産出する再商品化製品の炭素の定置値	
		7.5	高度な利用	1回/年程度、審査委員会を聞き申請用途が「高度な利用」として認定された用途に再商品化製品を利用・販売している事	再生材の用途ではなく、質に注目するため廃止する。
再商品化事業者の競争力向上の促進化	環境負荷の低減・資源の有効利用	15	環境負荷データ把握	各種資源の使用や排出物（排水や汚泥、その他）、および工程の環境負荷を把握し、協会に報告していること	再生材の質の向上に関わらない項目については指定法人の登録要件や査定に活用する。
		9	他工程利用への高度な処理方法	他工程利用への（仮称の残液）の処理におけるエネルギー利用効率や自給率等の向上を図っていること	
		6	環境管理手法	ISO14001取得（類似の公的認定等を含む）	
		6	伊達明示	伊達品名等の報告・情報公開を行っていること	
		4	利用先公表	利用事業者等の公表が可能なこと	
		4	見学推進活動	見学会を実施していること	
		4	情報公開工夫	情報公開等において、独自の工夫をしていること	
2	業務改善指示の有無	業務改善指示期間における「計画規定」による業務改善指示の有無			
-	コンプライアンス確保	社内コンプライアンス確保の仕組みが整備されていること			

（出所）経済産業省：https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/hakibutsu_recycle/yoki_wg/pdf/021_05_00.pdf

116

5. 再商品化

(1) プラスチック製容器包装の再商品化の在り方及び(2) 再生材の需要拡大 (その1)

【報告書記載の課題】

多様な再商品化手法のポテンシャルを最大限活かした循環型社会に向けた取組を社会全体として行っていく中で、当面、多様な手法のバランスを保てるよう、材料リサイクル優先50%を維持するということで、それぞれのリサイクル手法の中で、優良な事業者がポテンシャルを伸ばせる仕組みとすべきである。

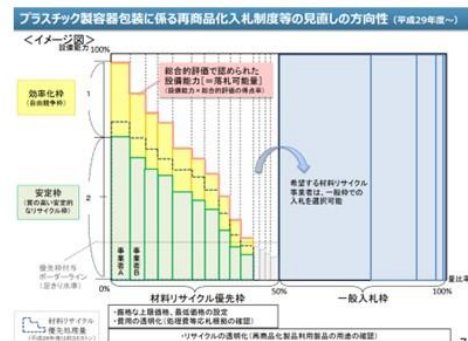
- 素材産業化を目指す製造事業者として成長できる環境を整備する。このため、優良な事業者がよりポテンシャルを伸ばせるような入札制度を目指す検討を行う。
 - ✓ 経済産業省・環境省では、平成28年度に実施されたプラスチック製容器包装再商品化入札制度等に係る会合にて、プラスチック製容器包装の再商品化入札制度等の見直しの方向性を検討した。方向性の一つとして、質の高い安定的なリサイクルを促進するため、総合的評価で認められた設備能力のうち一定割合を安定枠とするとともに、優先枠であてがわれた以上の分別基準適合物の再商品化を指向する材料リサイクル事業者には、一般枠での入札を可能とした。

<産業構造審議会が提起された容器包装リサイクル制度の今後の対応の全体像（第5章 一部抜粋）>

5. 再商品化	
・総合的評価制度について、再生材の質の向上に寄与する項目への配点を重くすることや、再生材の質の向上に直接關わらない項目の廃止等の評価項目の絞り込み等、評価項目の重点化を早急に行うとともに、品質管理手法の評価については、第三者認証を活用する等の深化を図る方向で見直すべきである。	A.C.D
・再商品化事業者が、市況変動にも対応した健全な競争環境の下で、製品や製造の研究開発等の促進を通じ、素材産業化を目指す製造事業者として成長できる環境を整備すべきである。このため、一定の競争倍率を設定している現行の入札制度（設備能力に対して決められる落札可能量を制限や、材料リサイクル優先A枠に一定の競争倍率を設定等）よりも、優良な事業者がよりポテンシャルを伸ばせるような優れた入札制度を目指す検討を早急に行うべきである。	B.C.D
・材料リサイクル優先枠内に入札については、再生材の質の向上と安定化に取り組む等のより優良な事業者で、総合的評価の結果に応じて評価の高い再商品化事業者の稼働率をより高める等の入札競争上の措置を早急に講じるべきである。	B.C.D

（出所）経済産業省：https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/hakibutsu_recycle/yoki_wg/pdf/021_04_01.pdf

<優先枠の仕組みの実施イメージ>



（出所）環境省：https://www.env.go.jp/contnet/800537738.pdf

118

5. 再商品化

(1) プラスチック製容器包装の再商品化の在り方及び(2) 再生材の需要拡大 (その1)

【報告書記載の課題】

再商品化製品の質の向上や再商品化製品需要の拡大(再商品化製品利用製品の用途の透明化を含む)を通じて、消費者等の理解と協力を広めつつ従来よりも高付加価値な最終用途商品への利用を促進することが、消費者の分別排出や自治体の分別収集の協力拡大による環境負荷低減と社会全体のコスト削減にもつながる。

- 各再商品化手法のコスト構造の透明化や再商品化製品利用製品の用途の透明化を図る。
 - ✓ プラスチック資源循環促進法において、減量化、易リサイクル性やバイオ材の活用、再生プラスチックの利用等を推奨する事項を盛り込んだプラスチック使用製品設計指針を策定し、当該指針に適合した特に優れた設計に対する認定制度を創設。

プラスチック使用製品設計指針

- プラスチックの資源循環を促進するためには、設計段階での取組が不可欠。
- 具体的には、プラスチックの使用量の削減、部品の再使用、再生利用を容易にする工夫、プラスチック以外の素材への代替、再生プラスチックやバイオプラスチックの利用など。
- 「プラスチック使用製品設計指針」は、全てのプラスチック使用製品の設計・製造事業者が取り組むべき事項及び配慮すべき事項を定めたもの。
- 特に優れた設計を国が認定する制度(設計認定制度)も創設し、認定製品の利用促進を図る。

● プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項

(1) 構造	①減量化	②包装の簡素化
	③長期使用化・長寿命化	④再使用が容易な部品の使用又は部品の再使用
(2) 材料	⑤単一素材化等	⑥分解・分別の容易化
	⑦収集・運搬の容易化	⑧破碎・焼却の容易化
(3) 製品のライフサイクル評価：ライフサイクルの環境負荷等の影響の総合的な評価	①プラスチック以外の素材への代替	②再生利用が容易な材料の使用
	③再生プラスチックの利用	④バイオプラスチックの利用
(4) 情報発信及び体制の整備：注意事項等の記載、人員確保等の体制の整備		
(5) 関係者との連携：事業者、消費者、国、地方公共団体等との相互に必要な協力		
(6) 製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定及び遵守		

119

5. 再商品化

(1) プラスチック製容器包装の再商品化の在り方及び(2) 再生材の需要拡大 (その1)

【報告書記載の課題】

再商品化製品の質の向上や再商品化製品需要の拡大(再商品化製品利用製品の用途の透明化を含む)を通じて、消費者等の理解と協力を広めつつ従来よりも高付加価値な最終用途商品への利用を促進することが、消費者の分別排出や自治体の分別収集の協力拡大による環境負荷低減と社会全体のコスト削減にもつながる。

- 各再商品化手法のコスト構造の透明化や再商品化製品利用製品の用途の透明化を図る。
 - ✓ プラスチック資源循環促進法において、減量化、易リサイクル性やバイオ材の活用、再生プラスチックの利用等を推奨する事項を盛り込んだプラスチック使用製品設計指針を策定し、当該指針に適合した特に優れた設計に対する認定制度を創設。

<プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)の普及啓発ページ>

プラスチック使用製品設計指針と認定制度

プラスチックの資源循環を促進するためには、プラスチック使用製品の設計段階(試作・製造の前段階を含みます。以下「設計」という。)における3R+Reduceの取組が不可欠です。具体的には、プラスチックの使用量の削減、部品の再使用、再生利用を容易にするためのプラスチック使用製品の設計又はその部品設計は素材材料の精選の工夫、プラスチック以外の素材への代替、再生プラスチックやバイオプラスチックの利用等の取組を促進することが重要です。

本制度では、「プラスチック使用製品設計指針」において、あらゆるプラスチック使用製品の製造事業者等の皆様が取り組むべき事項及び配慮すべき事項を定めました。

また、本指針に則した製品の設計のうち、特に優れた設計を主務大臣が認定する制度を創設しました。

国は、認定を受けた設計に基づき製造されたプラスチック使用製品(認定プラスチック使用製品)について、グリーン購入上の配慮をすることやリサイクル設備を支援することにより、認定プラスチック使用製品の利用を促していきます。

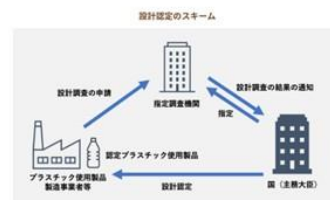


(出典) プラスチック資源循環：https://plastic-circulation.env.go.jp/about/proj/scide

設計認定制度

主務大臣は、同様の製品と比較して特に優れた設計を認定し、認定プラスチック使用製品は、グリーン購入上の配慮や製造の用に供する製品・設備の支援を受けることになります。

プラスチック使用製品の設計の認定(設計認定)を受けるためには、国が指定した指定調査機関にプラスチック使用製品設計指針への適合性についての技術的な調査(設計調査)の申請を行う必要があります。提出された審査等に基づき指定調査機関が設計調査を行い、調査結果を国に通知した上で国が設計認定を行います。



120

(1) プラスチック製容器包装の再商品化の在り方及び (2) 再生材の需要拡大 (その1)

質の高いリサイクル・資源効率性・コストの低減を意識した技術・仕組みの検討も将来課題と考えられる。

- 脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業**

【令和4年度予算（案）3,600百万円（3,600百万円）】

プラスチック等の化石資源由来素材からの代替素材への転換・社会実装、リサイクルプロセス構築・省CO₂化を支援します。

1. 事業目的

 - ① 海洋漂着、高濃度廃棄物、悪臭化対策等の観点から、プラスチックの海洋汚染低減、プラスチック等の化石資源由来素材の3Rによる再生資源転換が求められています。
 - ② 「プラスチック循環利用戦略」、「地球環境対応計画」、「バイオプラスチック導入ロードマップ」、「プラスチック資源循環法」に基づき、プラスチック等の化石資源由来素材の「代替素材への転換」、「リサイクルプロセス構築・省CO₂化」、「洋生分解系素材への転換、リサイクル技術」を支援し、低炭素社会実現に向けたシステム構築を促進します。

2. 事業内容

 - ① **化石資源由来素材を代替する省CO₂型バイオプラスチック等（再生可能原料）の転換：社会実装促進**
バイオマスと生物性プラスチック（PHA）の両者のプラスチック等の化石資源由来素材の代替素材としてのCO₂型生体インフラ整備、技術実証を強力に支援し、製品プラスチック・容器包装等、海洋漂流が懸念されるマイクロビーズ等の海洋ゴミ削減に向けた社会実装を推進。
 - ② **プラスチック等のリサイクルプロセス構築：省CO₂化実証事業**
化学的・物理的・熱的等のリサイクル技術開発・実証試験、技術実証を強力に支援し、使用済素材リサイクルプロセス構築、省CO₂化を推進。

3. 事業スキーム

■事業形態	委託事業、間接補助事業（補助率1／3、1／2）
■対象	民間事業者・団体、大学、研究機関等
■実施期間	令和元年度～令和5年度

お問合せ先：
環境省資源循環・資源管理総局資源リサイクル推進室 電話：03-5501-3153 農商務振興課 電話：03-6205-4903
水・大気環境局水環境増進課プラスチック汚染対策班 電話：03-6205-4938

(1) プラスチック製容器包装の再商品化の在り方及び (2) 再生材の需要拡大 (その1)

質の高いリサイクル・資源効率性・コストの低減を意識した技術・仕組みの検討も将来課題と考えられる。

- ＜令和４年度 脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業 採択事業＞

[illegible]

123

5. 再商品化

(1) プラスチック製容器包装の再商品化の在り方及び(2) 再生材の需要拡大 (その1)

【報告書記載の課題】

質の高いリサイクル・資源効率性・コストの低減を意識した技術・仕組みの検討も将来課題と考えられる。

- 再生樹脂に係る規格の標準化やその活用を推進するとともに、低炭素で3Rを推進する高度な技術の実証支援等、研究開発及び設備投資の促進並びに金利優遇措置を実施する。
 - ✓ 環境省は、令和3年度補正「廃プラスチックの資源循環高度化事業」により、2022年4月1日に施行される「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づいてプラスチック資源循環の取組を実施する民間企業の機器及び設備の導入に係る支援を行った。具体的な支援内容として、リサイクル樹脂使用ボトル製造の為の新規設備導入やワンウェイスプーンフォークのバイオマス商品化等がある。

廃プラスチックの資源循環高度化事業

令和3年度補正予算額 46.0億円

事業目的・概要

- あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を図る循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行に向けた動きが世界的な潮流となっており、中でも、海洋プラスチックごみ問題を契機として、廃プラスチックの資源循環の高度化への取組が急務となっている。
- 我が国では、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」といふ。）」が成立し、自主的な取組を基本としつつ、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するための措置を講ずることとした。
- 本事業では、企業の意欲的な取組を後押しするため、廃プラスチックの資源循環の高度化に資する取組を支援することを通じて、民間企業による廃プラスチックの高度な資源循環の自律的取組への移行を実現します。

成果目標

- 2030年度までに、プラスチックの資源循環に係る施策についての2030年度のマイルストーン及び温室効果ガス削減目標の達成に貢献するとともに、サーキュラー・エコノミーのビジネスモデルの構築・模倣を実現します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助対象：民間団体等
委託（20～一部）：民間企業等

事業イメージ

廃プラスチックの資源循環高度化事業

- (1) プラスチック使用製品の設計・製造に当たって、環境配慮設計に取組む企業の設備投資等を支援します。
(例) プラスチック資源循環促進法のプラスチック使用製品設計指針への適合を目指して設備の導入等を行い、従来の環境配慮設計に比べて先進的なプラスチック使用製品の設計・製造を実施する。



- (2) ワンウェイプラスチックの製造・提供に当たって、ワンウェイプラスチックの使用の合理化に取り組み企業のための実証や設備投資等を支援します。
(例) ワンウェイプラスチックの薄肉化・軽量化、原材料の種類の工夫等を目指して設備の導入等を行い、プラスチック資源循環促進法の判断基準に係る目標の達成に資するワンウェイプラスチックの製造・提供を実施する。




- (3) 廃プラスチックの高度選別及び高度なリサイクル技術を実証するため実証的な設備投資等を支援します。
(例) これまでは焼却や埋立て処理していた廃プラスチックをリサイクルするために設備の導入等を行い、高度選別や基礎化学品へのリサイクル（ケミカルリサイクル）又は高物性再生材へのリサイクル（マテリアルリサイクル）を実施する。

124

5. 再商品化

(1) プラスチック製容器包装の再商品化の在り方及び(2) 再生材の需要拡大 (その1)

【報告書記載の課題】

質の高いリサイクル・資源効率性・コストの低減を意識した技術・仕組みの検討も将来課題と考えられる。

- 再生樹脂に係る規格の標準化やその活用を推進するとともに、低炭素で3Rを推進する高度な技術の実証支援等、研究開発及び設備投資の促進並びに金利優遇措置を実施する。
 - ✓ 環境省は、令和3年度補正「廃プラスチックの資源循環高度化事業」により、2022年4月1日に施行される「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づいてプラスチック資源循環の取組を実施する民間企業の機器及び設備の導入に係る支援を行った。具体的な支援内容として、リサイクル樹脂使用ボトル製造の為の新規設備導入やワンウェイスプーンフォークのバイオマス商品化等がある。

<令和3年度補正 廃プラスチックの資源循環高度化事業 採択事業>

1 プラスチック使用製品の設計・製造段階に係る設計費等への補助		3 廃プラスチックの選別・回収・リサイクル段階に係る設計費等への補助	
事業者名（五十音順）	事業名	事業者名（五十音順）	事業名
大塚製薬株式会社	リサイクル樹脂使用ボトル製造のための新規設備導入	三光株式会社	廃プラスチックの高度選別及びマテリアル原料生産事業
キンキサン株式会社	PETボトル飲料の製造におけるプラスチック使用量削減	株式会社中部日本プラスチック	再生プラスチック原料の普及促進事業
サントリー食品インターナショナル株式会社	サントリー食品インターナショナルによる2L新容器用金型導入プロジェクト	株式会社中部日本プラスチック	セラミックコンデンサメーカーを対象としたプラスチック樹脂循環利用推進事業
株式会社マリノフ	発泡スチロールの水平リサイクル「フロート to フロート」実現のためのマテリアルリサイクル設備の導入	株式会社中部日本プラスチック	産業廃棄物にされている液晶ポリマーの再資源化、有効活用
2 ワンウェイプラスチックの製造・提供段階に係る設計費等への補助		萩原工業株式会社	ブルーシート水平リサイクル事業
事業者名（五十音順）	事業名	株式会社フジシール	使用済ラベルの再利用・再生化事業
有限会社ウチダプラスチック	ワンウェイ スプーンフォークのバイオマス商品化		
山陽硝子株式会社	最新の成形機の導入による米配合歯ブラシの増産体制及びプラ使用量削減計画		
船場化成株式会社	海洋生分解性プラスチックを利用した衣料用カバーの開発		
東亜化学株式会社	国内リーディングカンパニーが取組む、植物由来の代替素材を活用したワンウェイプラスチック製品転換およびCO ₂ 削減事業		

（出所）一般社団法人日本再資源協会：https://www.jora.jp/wp-content/uploads/2022/03/plsk-odk2022_pamphlet.pdf

125

6. その他

(1) 指定法人のあり方

【報告書記載の課題】

再商品化委託料が付されている容器包装の消費者への認知方策や、フランチャイズチェーン加盟店舗に係る再商品化委託料の支払い方法の合理化等の課題等について指定法人がどのように貢献していくことが可能か検討することが重要である。

- 指定法人が自ら再商品化業務の効率化のための点検作業を実施するとともに、消費者に対する普及啓発を市町村と連携し取組を行う。
 - ✓ 再商品化業務効率化のための点検作業としては、各素材の再商品化における課題の抽出・改善検討に加えて、事業者登録関係書類の電子化に関する検討などを行っている。
 - ✓ 市町村と連携した消費者に対する普及啓発としては、市町村に対する出前講座を実施しており、自治体経由での消費者に対する普及啓発を行うとともに、出前講座でNPOに参加いただき消費者に直接普及啓発を行うケースもある。

無料

『プラスチック製容器包装 ペール品質向上のための出前講座』のご案内

当協会では、市町村から引渡されるプラスチック製容器包装の分別収集物（ペール）の品質について、「汚れの判断基準がわかりにくい」、「破袋度を改善したい」、「禁制品の混入を減らしたい」といった要望にお応えるために、寄託協会職員が行う『出前講座』を実施し、市町村の職員・中間処理施設で選別業務を担当している皆さんから好評をいただいております。出前講座を希望される市町村ご担当者の方は、ぜひお申込みください。

実施対象	・品質改善に取り組む市町村 ・新しくプラスチック製容器包装の収集を開始する市町村、委託先保管施設が変わった市町村
開催日時	月曜日・火曜日を除く平日に開催。（希望日時をもとに当協会と調整し開催日を決定します。）
実施場所	市町村の中間処理施設 ① 座学：市町村の中間処理施設に併設される会議室など ② 現場研修：市町村の中間処理施設のプラスチック製容器包装の選別作業現場
講座の内容	① 座学：基本知識の説明（約1時間程度） ※DVD視聴＋パワーポイントでの説明 容り制度のしくみ、「容器」「包装」とは、ペール品質評価基準・調査結果、破袋度、禁制品（危険品、医薬品、医療系廃棄物）、判断に迷う容器包装、汚れの判定 ② 現場研修（約30分～1時間程度） 未破袋の判定、汚れの判定、異物の判定、判断に迷う容器包装の判定
参加対象	・市町村容器包装リサイクル担当者 ・中間処理施設選別業務担当者、現場の選別作業員

（出所）日本容器包装リサイクル協会「プラスチック製容器包装 ペール品質向上のための出前講座のご案内」

127

6. その他

(1) 指定法人のあり方

【報告書記載の課題】

再商品化委託料が付されている容器包装の消費者への認知方策や、フランチャイズチェーン加盟店舗に係る再商品化委託料の支払い方法の合理化等の課題等について指定法人がどのように貢献していくことが可能か検討することが重要である。

- 指定法人は、再商品化することに課題のある容器等の情報把握等に努め、それらの情報発信を行う。
 - ✓ 令和元年にリチウムイオン電池の廃棄物混入が急増したことから、協会HPや動画等を通じて、再生処理工場での火災、設備故障の原因となる禁制品の周知を行い、消費者に廃棄する際の適切な分別を呼びかけている。
 - ✓ さらにプラスチック製容器包装に関して、再商品化に支障をきたす複合素材（金属やガラスとの複合素材）やプラマークの誤表示情報を把握し、事業者へ情報提供している。
 - ✓ PETボトルに使用済注射針が混入する件数が増加したため、日本医師会や日本糖尿病協会に対し、PETボトルを使用済注射針の保管容器として誤って使われることのないよう、ウェブサイトでの適切な情報提供を呼びかけた。

I 「容器」または「包装」か

1-1-1 物を入れたり包んでいるもの

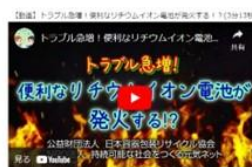
飲料を入れたトレイ		対象（容器）	飲料品を入れている容器。
洗濯機を使ったシンクシンクバツ		対象（容器）	物で包まれたプラスチックフィルムにより、空気を密着している場合は対象。
乾かしの洗濯機		対象（包装）	製品袋や包装紙は包装。

「リチウムイオン電池」の正しい廃棄方法の周知と、事故予防にご協力ください！

リチウムイオン電池は、大量の電力を蓄えることが可能で、繰り返し充電して使用できる電池です。その便利さ故、スマートフォンやゲーム機、電子辞書、デジタルカメラ、車のナビゲーションシステムなどに搭載されています。このリチウムイオン電池は、誤って火災の原因となる危険があります。そのため、これを内蔵した製品を捨てる時、正しい方法で廃棄しないといけない事故につながる可能性があります。廃棄、リサイクル工場での処理が適切に行われるようにお願いします。

このページでは、「リチウムイオン電池」が原因とみられる火災事故の現状と、事故防止への取り組み事例や、自由にご利用いただける調査ツールを紹介しています。正しい廃棄方法の周知と事故防止への取り組みに協力をお願いします。

- ・ 廃棄物によるリチウム電池の燃焼ページ（自治体の情報へ） → 廃棄物による火災被害や事故の現状、応急処置、ボスター
- ・ リチウムイオン電池の正しい廃棄方法 情報ツール・素材集ページ → 自治体で提供するボスター、チラシ、イラスト、写真等



（出所）日本容器包装リサイクル協会：https://www.jcpra.or.jp/container/obligation_penalties/Identific/tabid/110/index.php

128

6. その他

(1) 指定法人のあり方

【報告書記載の課題】

再商品化委託料が付されている容器包装の消費者への認知方策や、フランチャイズチェーン加盟店舗に係る再商品化委託料の支払い方法の合理化等の課題等について指定法人がどのように貢献していくことが可能か検討することが重要である。

- フランチャイズチェーン加盟店舗に係る再商品化委託料の支払い方法の合理化策を指定法人において検討すべきである。
 - ✓ フランチャイズ加盟店舗の合理的な支払方法として一括代理人契約制度を導入、運用を行っている。

7. 再商品化委託申込み手続き

(2) 本店・支店

【12100】フランチャイズチェーン店・支社・事業所等ごとの契約

Q いくつかのチェーン店・支社がある事業者の場合、各支社ごとに契約することは可能ですか。

A 原則は経営主体（法人）ごとの申込です。

フランチャイズ店の場合、法人本部一括申込（一括代理人契約）の方法もございます。

<お問い合わせ先>

日本容器包装リサイクル協会 コールセンター TEL：03-5251-4870

（出所） 日本容器包装リサイクル協会：<https://www.jcpra.or.jp/faq/tabid/569/index.php>

129

6. その他

(2) ペットボトルの循環利用の在り方

【報告書記載の課題】

指定法人が行う再商品化の管理業務について素材産業としてリサイクルを推進するために相応しい制度の在り方について、指定法人において検討することが必要である。

- 指定法人において廃ペットボトルの再商品化業務の効率化のための点検作業を実施する。
 - ✓ 平成29年度の「ペットボトルリサイクルの在り方検討会」での議論を踏まえ、再商品化の運用の見直しとして、再商品化製品の販売期限を市町村から引き渡された後3か月以内とする「3か月ルール」を改正し、再商品化製品の販売期限を6か月以内とした。「3か月ルール」の変更後は販売期間が伸びたことにより、経済状況の変化に柔軟に対応できるようになった。

第4回検討会にて承認された内容

1. 入札時期の変更（今より遅らせる）

平成30年度上期入札より実施する。

2. 3ヶ月ルールの改正（有償分のみ）

販売期限についての制約の在り方や他素材への適用等を総合的に検討し、平成31年度以降実施目標とする。→協会内プロジェクトチームで検討する。

3. 有償落札分ペール代金の支払い方法の変更

平成31年度実施目標とする。→協会内プロジェクトチームで検討する。

4. 有償抛出金の支払い時期の変更

運用変更しない。

5. ペール品質についての情報共有

（評価項目、評価基準などの改正）

平成30年度入札より実施する。

（出所） 日本容器包装リサイクル協会：<https://www.jcpra.or.jp/Portals/0/kaigi/pet/20180112/doc01.pdf>

130

6. その他

(2) ペットボトルの循環利用の在り方

【報告書記載の課題】

市町村による独自処理の実態把握に努めるとともに、独自処理を行っている市町村が容器制度に参加するように促していくことが必要である。

- 独自処理を行っている市町村に対する聞き取り調査を行い海外流出後の不適正処理の有無などの実態把握調査を行う。使用済ペットボトルの処理先について、住民へ情報を提供していない市町村や引渡事業者と契約時に引渡要件を定めていない市町村等の情報の公表を一層推進する。
 - ✓ 環境省では、汚れの付着したプラスチック等、輸出相手国から不適正輸出事案としてシブバックを受けた事例の調査を行った。調査を踏まえ、シブバックの対象かどうかの判断を容易に行えるよう基準を定めた。
 - ✓ 環境省は、平成29年度に、独自処理を行っている市町村へのアンケート調査を実施した。独自処理を選択する理由は指定法人ルートよりも高く販売できるためであった。なお、約4分の1の市町村が引き渡し要件を定めていなかった。また、今後も独自処理を継続する市町村がほとんどであった。

調査概要	
調査目的: 市町村が廃ペットボトルを指定法人へ円滑に引き渡すための有効な方策を検討するためのデータを収集すること	
調査対象: 全市町村(特別区を含む)	
調査期間: 平成29年1月～平成29年2月	
回収率 : 92.8%	
※全市町村数(特別区含む) 1,741	
回収数	1,615
※回答市町村数は1,615であるが、1自治体で複数回答のケースがあるため、調査票の回収数は1,619であった。集計は1,619で実施。	

(出所) 環境省: <https://www.jpcri.or.jp/Portals/0/kaigi/pet/20170411/do03.pdf>
日本容器包装リサイクル協会: <https://www.jpcri.or.jp/Portals/0/resource/gather/r05/r05-05.pdf>

131

6. その他

(3) ただ乗り事業者対策

【報告書記載の課題】

ただ乗り事業者の存在は、再商品化の義務を履行しない法令違反であり、容器包装リサイクル制度全体の持続性に関わる問題であることから、さらに厳格な対応が求められる。

- 主務省庁において、指導や公表等の措置を講じるとともに、必要に応じて罰則を適用するなど、厳格に対応する。
 - ✓ 主務省庁において、再商品化義務を履行していないと推定される容器包装を利用するしない製造する事業者に対して、義務履行を継続的に呼びかけている。
 - ✓ 農林水産省、経済産業省及び環境省は、地方農政局等による報告徴収等により再商品化義務不履行が確認された事業者に対し、平成29年7月に勧告に従わなかった旨を公表するなどの対応を実施している。

2018年07月30日 高松市議会	
「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第20条第2項」に基づく公表について	
高松市議会、経済産業省及び環境省は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号、以下「容器包装リサイクル法」という。)に基づき、平成29年7月4日付で再商品化の義務を履行しない事業者を公表するよう勧告を行った事業者が、勧告に従わなかった旨を公表します。	
3. 経緯 容器包装を製造し、又は利用する事業者(従業員数又は売上高が一定規模以上)は、容器包装リサイクル法の規定に基づき、再商品化義務(再商品化率向上等の取組)が課せられています。 高松市議会、経済産業省及び環境省は、地方農政局等による報告徴収等により再商品化義務不履行が確認された事業者に対し、平成28年4月1日付けで勧告・指導、平成29年7月4日付けで勧告を行いました。以下の事業者が平成29年7月31日現在においても再商品化を実施した事業が認められないことから、勧告に従わなかった旨を公表します。 今後も、正当な理由なく、再商品化義務を履行しなかった場合には、これらの事業者に対して再商品化を命ずることとなります。 今後とも、関係省庁が連携し、同法の適正な運用に努めてまいります。	
容器包装リサイクル法第20条第2項に基づく事業者名の公表	
▶ 平成28年12月19日公表(PDF: 95KB)  ▶ 平成29年7月21日公表(PDF: 94KB)  ▶ 平成29年3月27日公表(PDF: 103KB)  ▶ 平成29年7月4日公表(PDF: 25KB)  ▶ 平成30年7月30日公表(PDF: 25KB) 	
『「容器包装の分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(通称: 容器包装リサイクル法) 第20条第2項に基づく公表』 1. 容器包装リサイクル法は、消費者による分別回収、市町村による分別収集、分別収集された資源包装について事業者が再商品化を行うことにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的として平成7年6月に成立・公布、平成12年4月に完全施行されました。 2. 同法では、特定資源又は特定包装を利用又は製造する事業者に対して再商品化を行う(指定法人に委託して行う場合も含む。)義務を課しており、この再商品化の義務に関しては、主務大臣は特定事業者に対して必要な指導及び勧告が得られ、また正当な理由なく再商品化をしない、いわゆる「ただ乗り事業者」に対して勧告、公表、命令ができることとされています。 3. これを受け、事業者間の公平性を確保するため、所管省庁の「ただ乗り事業者」に対して、調査指導の他、報告徴収、指導、勧告等の法的措置を始めた対策を講じてきています。公表後も、正当な理由がなく、再商品化義務を履行しなかった場合は、これらの事業者に対して再商品化を命ずることとなります。 4. 今後とも、関係省庁が連携し、同法の適正な運用に努めてまいります。	

(出所) 環境省: <https://www.env.go.jp/press/105785.html>
農林水産省: https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/y_press/

132

6. その他

(3) ただ乗り事業者対策

【報告書記載の課題】

ただ乗り事業者の存在は、再商品化の義務を履行しない法令違反であり、容器包装リサイクル制度全体の持続性に関わる問題であることから、さらに厳格な対応が求められる。

- 指定法人において消費者や消費者団体等による監視を強化するため義務履行事業者名等の公表の義務化を検討する。
 - ✓ 特定事業者の再商品化（リサイクル）義務判断チャートを作成し、ホームページ上で開示している。
 - ✓ 令和5年度にはJAPAN PACK 2023にただ乗り事業者対策を目的に出展し、容リ制度と義務履行の重要性を啓発。同時期に協会ホームページに特設サイトを設け「法令遵守徹底のお願い」を掲載し、新規特定事業者の委託申込を誘導。
 - ✓ 直近では、関連団体（協会評議員の所属団体）やEコマースプラットフォーム等との連携による周知、啓発を強化している。



(出所) 日本容器包装リサイクル協会: <https://www.jcpa.or.jp/container/quick/usage/chart/tabid/127/index.php>